

(10) 「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車等について（依命通達）」の一部改正について

国自技第214号の2
平成28年1月20日

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局長

「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車等について（依命通達）」の一部改正について

標記について、別紙のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長に対して通知しましたので了知頂くとともに、遺漏なきようお願いいたします。

(別紙)

国自技第 2 1 4 号
平成 2 8 年 1 月 2 0 日

地方運輸局長
沖縄総合事務局長 } 殿

自動車局長

「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車等について（依命通達）」の一部改正について
(依命通達)

「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示」(平成 28 年国土交通省告示第 27 号) が制定されたことに伴い、当該告示の規定に基づき、「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車等について」(平成 15 年 10 月 1 日国自技第 151 号、国自環第 134 号) を別添のとおり改正したので、遺漏なきよう取り計らわれない。

また、関係団体には、その旨通知したところであるが、さらに管内関係者に対し周知徹底を図られたい。

「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用の整理のため必要な事項を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車等について（依命通達）」の一部改正について（依命通達） 新旧対照表

○道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用の整理のため必要な事項を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車等について（傍線部分は改正部分）
（依命通達）（平成15年国自技第151号、国自環第134号）

改 正	現 行
<p>1. ～10. (略)</p> <p>11. (略)</p> <p>(1) ～(4) (略)</p> <p>(5) 平成23年2月6日以前に道路運送車両法施行規則第62条の3第1項の規定によりその型式の認定（以下「型式認定」という。）を受けた自動車であって平成23年2月7日以降に前照灯等に係る性能について変更がないもの</p> <p>12. (略)</p> <p>13. (略)</p> <p>(1) ～(4) (略)</p> <p>(5) 平成24年10月23日以前に型式認定を受けた自動車であって、平成24年10月24日以降に制動灯及び方向指示器に係る取付方法等について変更がないもの</p> <p>14. ～18. (略)</p>	<p>記</p> <p>1. ～10. (略)</p> <p>11. (略)</p> <p>(1) ～(4) (略)</p> <p>(5) 平成23年2月6日以前に施行規則第62条の3第1項の規定による認定を受けた自動車であって平成23年2月7日以降に前照灯等に係る性能について変更がないもの</p> <p>12. (略)</p> <p>13. (略)</p> <p>(1) ～(4) (略)</p> <p>(5) 平成24年10月23日以前に施行規則第62条の3第1項の規定による認定を受けた自動車であって、平成24年10月24日以降に制動灯及び方向指示器に係る取付方法等について変更がないもの</p> <p>14. ～18. (略)</p>
<p>19. 適用関係告示第14条第8項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 型式指定を受けた自動車、型式認定を受けた自動車、新型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱いを受けた自動車以外の自動車</p> <p>20. ～85. (略)</p> <p>86. 適用関係告示第14条第15項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。</p> <p>(1) 平成30年1月19日以前に新型届出による取扱いを受けた電力により作動する原動機を有する二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車（平成30年1月20日以降に原動機の種類及び主要構造、燃料の種類並びに動力用電源装置の種類を変更するものを除く。）</p> <p>(2) 平成30年1月19日以前に輸入自動車特別取扱いによる取扱いを受けた</p>	<p>19. 適用関係告示第14条第8項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 型式指定を受けた自動車、新型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱いを受けた自動車以外の自動車</p> <p>20. ～85. (略)</p> <p>(新設)</p>

電力により作動する原動機を有する二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車（平成30年1月20日以降に原動機の種類及び主要構造、燃料の種類並びに動力用電源装置の種類を変更するものを除く。）

87. 適用関係告示第15条第25項の「国土交通大臣が定める自動車」は、
(新設)

次に掲げる自動車とする。

- (1) 平成35年1月19日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車
- (2) 平成35年1月19日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (3) 平成35年1月20日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車であつて、平成35年1月19日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車と運転者室及び客室を取り囲む部分（乗員保護装置を含む。）のポール側面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの
- (4) 平成35年1月20日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車であつて、平成35年1月19日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と運転者室及び客室を取り囲む部分（乗員保護装置を含む。）のポール側面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの

附 則

本改正規定は、平成28年1月20日より施行する。

(11) 「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車について(依命通達)」の一部改正について

国自技第215号の2
平成28年1月20日

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局長

「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車について(依命通達)」の一部改正について

標記について、別紙のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長に対して通知しましたので了知頂くとともに、遺漏なきようお願いいたします。

(別紙)

国自技第 2 1 5 号
平成 2 8 年 1 月 2 0 日

地方運輸局長
沖縄総合事務局長 } 殿

自動車局長

「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車について（依命通達）」の一部改正について
（依命通達）

「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示」（平成 28 年国土交通省告示第 226 号）が制定されたことに伴い、当該告示の規定に基づき、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車について」（平成 15 年 10 月 1 日国自技第 152 号、国自環第 134-2 号）を別添のとおり改正したので、遺漏なきよう取り計らわれない。

また、関係団体には、その旨通知したところであるが、さらに管内関係者に対し周知徹底を図られたい。

「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車について（依命通達）」の一部改正について（依命通達）
 新旧対照表

○道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車について（依命通達）
 （平成15年国自技第152号、国自環第134-2号）

（傍線部分は改正部分）

改 正	現 行
<p>記</p> <p>1. ～3. (略)</p> <p>4. 細目告示第41条第1項第21号の「国土交通大臣が定める自動車」は、「製造過程自動車の型式認定に関する規程」(平成26年国土交通省告示第120号)によりその型式について認定された自動車及び新型届出による取扱いを受ける自動車（一酸化炭素等発散防止装置指定自動車に限る。）とする。</p> <p>5. ～6. (略)</p> <p>7. 細目告示第21条第3項第1号及び第99条第3項第1号の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。 <u>(1)検査時車両状態の車両重量(原動機用蓄電池の重量は除く。以下この項において同じ。)が330kg以下及び最高速度が45km/h以下、並びに最大連続定格出力が4kW以下である自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車を除く)</u> <u>(2)前号の自動車以外の自動車であって検査時車両状態の車両重量が380kg(貨物自動車にあつては530kg)以下及び最大連続定格出力が15kW以下である自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車を除く)</u></p> <p>8. 細目告示第177条第3項第10号の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。 <u>(1)検査時車両状態の車両重量(原動機用蓄電池の重量は除く。以下この項において同じ。)が330kg以下及び最高速度が45km/h以下、並びに最大連続定格出力が4kW以下である自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車を除く)であつて、協定規則第136号の技術的要件に適合しているもの</u> <u>(2)前号の自動車以外の自動車であつて検査時車両状態の車両重量が380kg(貨物自動車にあつては530kg)以下及び最大連続定格出力が15kW以下である自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車を除く)であつて、協定規則第136号の技術的要件に適合しているもの</u></p>	<p>記</p> <p>1. ～3. (略)</p> <p>4. 細目告示第41条第1項第21号の「国土交通大臣が定める自動車」は、「製造過程自動車及び新型届出による取扱いを受ける自動車（一酸化炭素等発散防止装置指定自動車に限る。）とする。</p> <p>5. ～6. (略) (新規)</p> <p>(新規)</p>

附 則

本改正規定は、平成28年1月20日より施行する。

(12) 「封印取付委託要領」の一部改正について

国自情第212号の2

平成28年1月25日

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局長

「封印取付委託要領」の一部改正について

標記について、別添のとおり地方運輸局等に通知しましたので、ご了解頂きますとともに、傘下会員への周知方よろしくお願ひします。

(別添)

国自情第212号
平成28年1月25日

地方運輸局長 殿
沖縄総合事務局長 殿
(単名各通)

自動車局長
(押印省略)

「封印取付委託要領」の一部改正について

標記について、改正道路運送車両法及び関係省令の施行に伴い、「封印取付委託要領」(平成18年10月4日付け国自管第86号)を下記のとおり一部改正することとしたので、了知されたい。

記

「封印取付委託要領」(平成18年10月4日付け国自管第86号)を以下のとおり改正する。

第2条(3)(エ)中

「車両法第11条第2項(自動車登録令43条の規定に係る場合を含む。)又は3項(管轄区域内に限る。)」を、「車両法第11条第2項第1号若しくは第2号(自動車登録令43条の規定に係る場合を含む。)又は第4項(管轄区域内に限る。)」に改める。

第2条(4)(ウ)中

「車両法第11条第2項(自動車登録令43条の規定に係る場合を含む。)又は第3項(管轄区域内に限る。)」を、「車両法第11条第2項第1号若しくは第2号(自動車登録令43条の規定に係る場合を含む。)又は第4項(管轄区域内に限る。)」に改める。

第9条中

「同条第3項又は第5項」を「同条第4項又は第6項」に改める。

第10条2項中

「車両法第11条第4項」を「車両法第11条第5項」に改める。

第10条3項中

「車両法第11条第4項」を「車両法第11条第5項」に改める。

別記様式「封印取付け委託書」 1 中

「道路運送車両法第 1 1 条第 3 項、第 5 項」を「道路運送車両法第 1 1 条第 4 項、第 6 項」に改める。

別記様式「封印取付け委託書」 2 中

「道路運送車両法第 1 1 条第 3 項、第 5 項」を「道路運送車両法第 1 1 条第 4 項、第 6 項」に改める。

別記様式「封印取付け委託書」 3 (1) ④中

「車両法第 1 1 条第 2 項(自動車登録令第 4 3 条の規定に係る場合を含む。)又は第 3 項(A 県の区域に使用の本拠を有する自動車に限る。)」を「車両法第 1 1 条第 2 項第 1 号若しくは第 2 号(自動車登録令第 4 3 条の規定に係る場合を含む。)又は第 4 項(A 県の区域に使用の本拠を有する自動車に限る。)」に改める。

別記様式「封印取付け委託書」 4 (1) ③中

「道路運送車両法第 1 1 条第 2 項(自動車登録令第 4 3 条の規定に係る場合を含む。)又は第 3 項(A 県の区域に使用の本拠を有する自動車に限る。)」を「道路運送車両法第 1 1 条第 2 項第 1 号若しくは第 2 号(自動車登録令第 4 3 条の規定に係る場合を含む。)又は第 4 項(A 県の区域に使用の本拠を有する自動車に限る。)」に改める。

(13) 事業用自動車の車両火災事故防止に向けた保守管理の徹底について

国自整第370号の3
国自安第254号の3
平成28年2月19日

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会長 殿

国土交通省自動車局
整備課長

安全政策課長

事業用自動車の車両火災事故防止に向けた保守管理の徹底について

バスの車両火災事故防止については、従来から機会あるごとに注意喚起をしているところですが、昨年末から2月8日までに6件の火災事故が発生していることは誠に遺憾であります。

このような状況を受け、国土交通省では、平成23年から26年の間に発生した事業用バスの車両火災事故について別添1のとおり分析を行いました。バスの車両火災事故については様々な原因が考えられるところですが、今回の分析結果では、点検整備不十分、整備作業ミスといった点検整備に関するものが見受けられました。

つきましては、別添2のとおり関係団体に対して事業用自動車の車両火災事故防止に向けた保守管理について徹底を図るよう通知しましたので、自動車運送事業者から整備の必要性等相談があった場合には適切に対応を頂きますようお願いいたします。

なお、本件については、別添3のとおり地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長に通知したので申し添えます。

バス火災事故の状況について

～ 事業用バスの火災事故58件の分析 ～

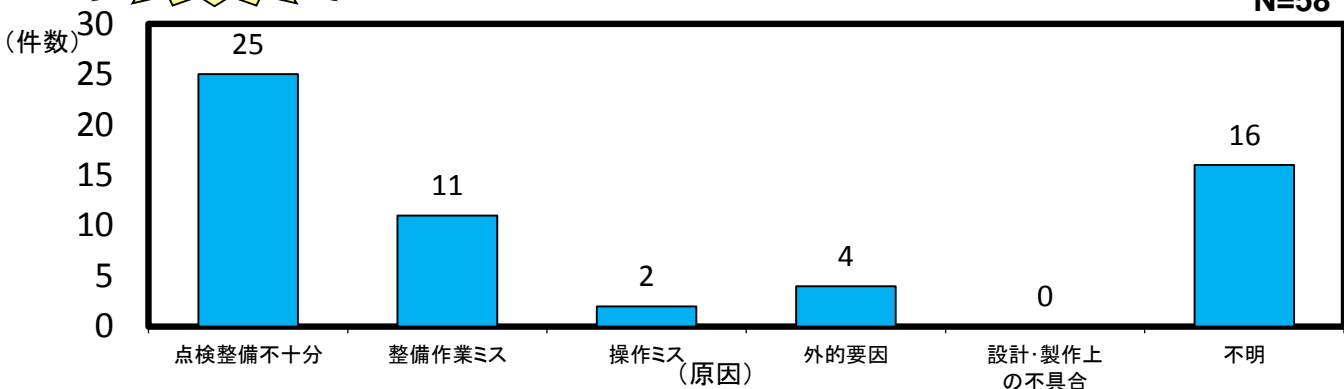
➡ 対象とした火災事故は、平成23年1月～26年12月に発生し、自動車事故報告規則(省令)に基づき運送事業者から報告があったものであり、報告内容から発生原因等を分析したものである。

(内訳)	平成23年中発生:	13件
	平成24年中発生:	18件
	平成25年中発生:	8件
	平成26年中発生:	19件
	<hr/>	
	合計:	58件

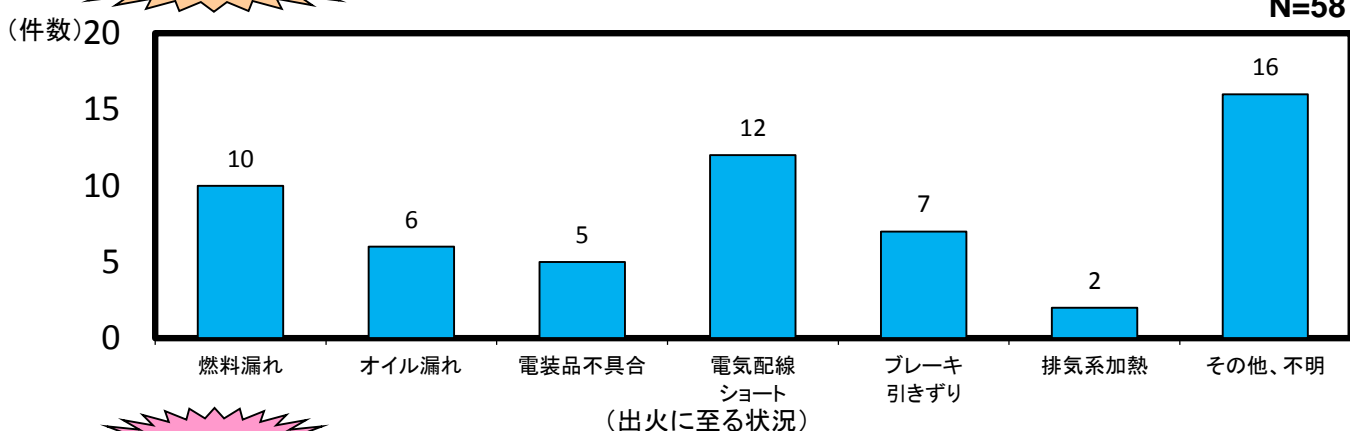
事業用バス火災事故データ（平成23年1月～26年12月） ～ 出火原因等別 ～

- 原因としては、**点検整備不十分**の割合が多く、**適切な点検整備**をしていれば、免れたと考えられる事故があった。
- 出火に至る状況では、**電気配線ショート**、**燃料漏れ**が目立つ。
- 出火箇所では、**エンジンルーム内の出火**が多い。

原因（一次的なもの） 事業用バス火災事故 出火原因別（推定を含む）

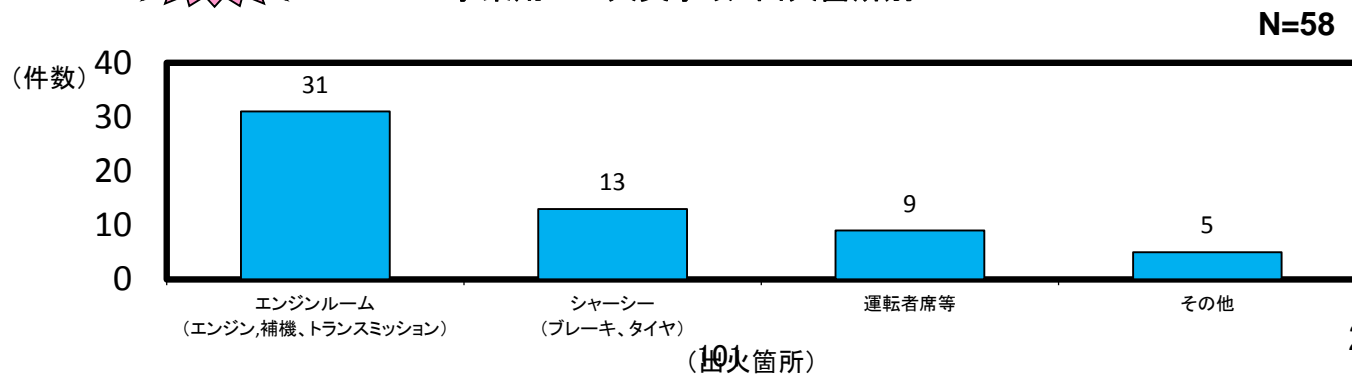


出火に至る状況 事業用バス火災事故 出火に至る状況別



出火箇所

事業用バス火災事故 出火箇所別



(参考)「点検整備不十分」及び「整備作業ミス」の具体的事例

(1) 点検整備不十分

「点検整備不十分」として分類したものには、長時間の整備の未実施、定期交換部品の交換未実施などが多い。具体的には、以下のようなものである。

- ブレーキ系統でエア漏れが発生し、夜間駐車中にエア圧が低下し、スプリングブレーキが作動した状態となったが、これに気がつかないまま走行したため、後軸ブレーキが引きずりを起こし発火に至った。

(2) 整備作業ミス

「整備作業ミス」として分類したものには、部品の取付が不十分であったもの、取り付ける方法を間違えたものに大別できる。具体的には、以下のようなものである。なお、作業実施者の特定に至っていない案件も含まれるが、いずれも初歩的なミスと思われる。

- 燃料噴射ポンプ交換時に高圧パイプを締め忘れていたため、登坂時に負荷がかかり燃料が漏れ出し、エンジンの熱で発火に至った。
- 燃料フィルターエア抜きボルトの締め付け力が不足していたため、ボルトが脱落して燃料が漏れ出し排気管に付着し発火に至った。

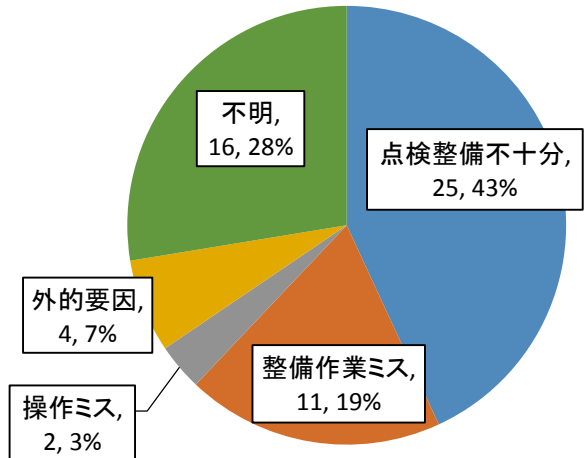
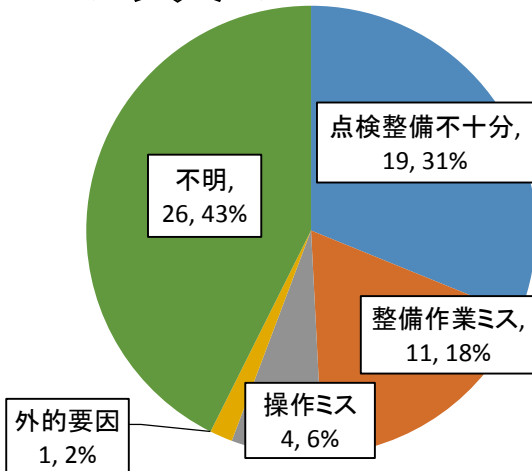
事業用バス火災事故データ ～ 出火原因等別（比較）～

▶ 平成19～22年と平成23～26年の比較を行った。

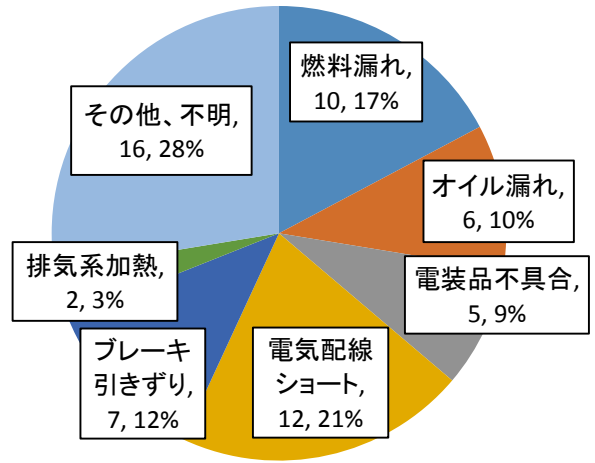
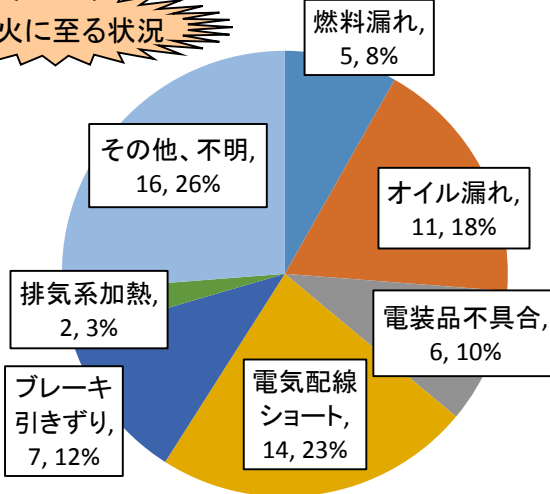
平成19～22年 N=61

平成23～26年 N=58

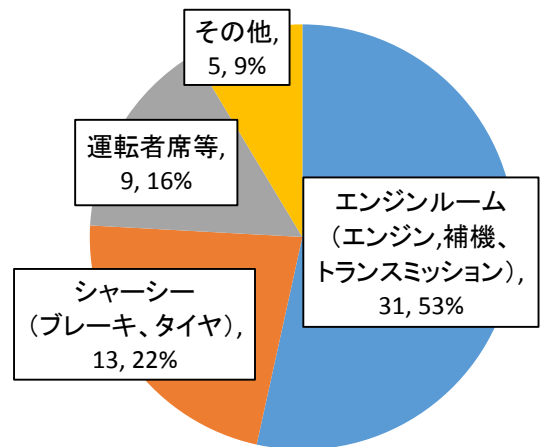
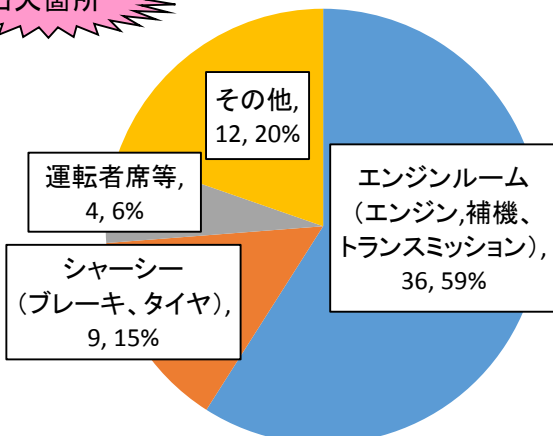
原因（一次的なもの）



出火に至る状況



出火箇所

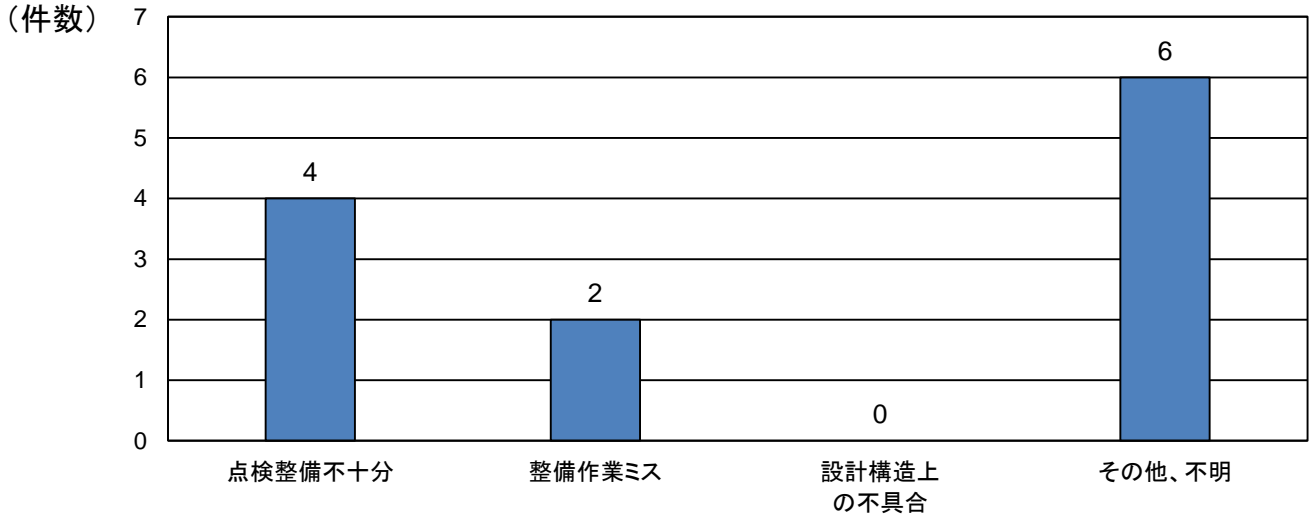


事業用バス火災事故データ（平成23年1月～26年12月） ～ 電気配線ショートの原因別及び部位別～

➡ 火災に至る状況で最多の電気配線ショート(12件)を原因別及び部位別に分析。

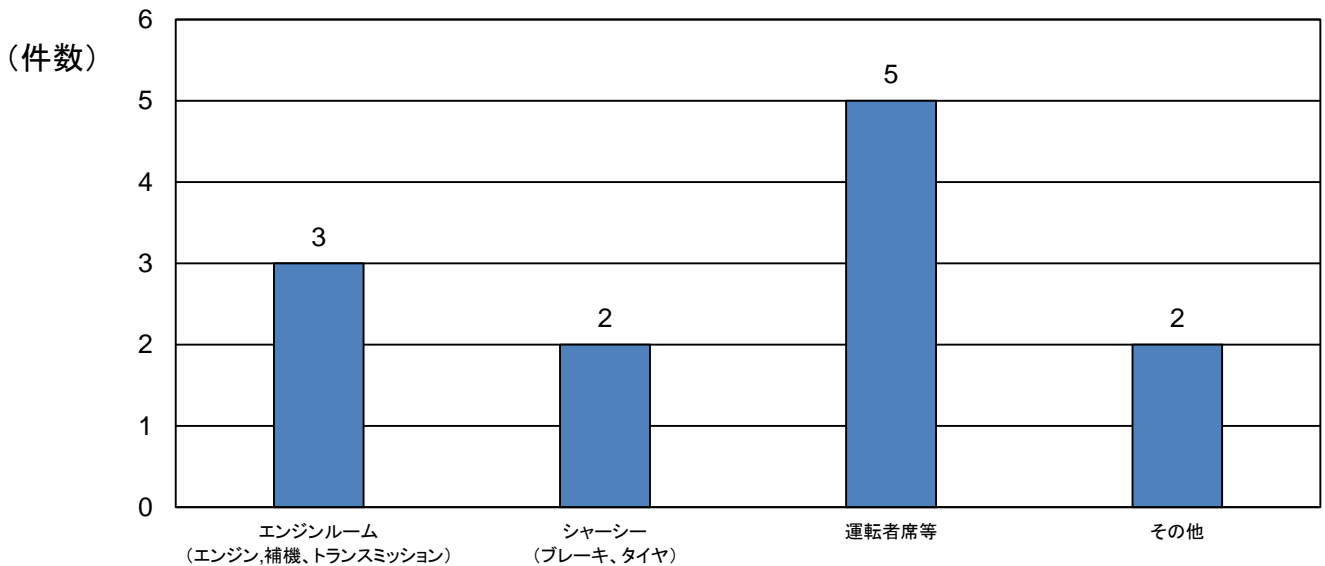
<原因別>

N=12



<出火箇所別>

N=12



➡ 「点検整備不十分」の主な内容は以下のとおり。

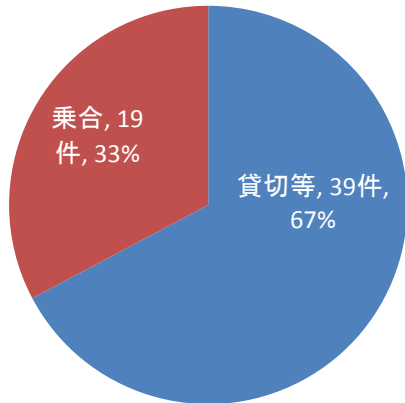
長年使用によるヒューズボックス内部の埃等が、排気ブレーキリレーハーネスや他のコネクタに付着し、水気・湿気などで配線が腐食したことで発熱・発火に至ったものと推定。

事業用バス火災事故データ（平成23年1月～26年12月） ～ 用途別・道路種別 ～

➡ 用途別に保有車両あたりの発生件数を見ると、貸切の方が乗合の約2.4倍となっている。

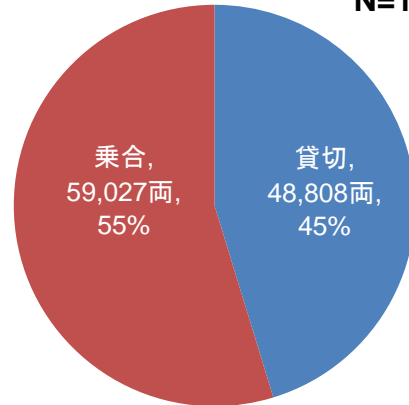
用途別事業用バス火災発生件数

N=58



用途別事業用バス保有車両数

N=107,835



※保有車両数は、平成25年度末時点の数値

・乗合

都市内を運行する路線バス、高速道路等を経由し、都市間を結ぶ都市間バスなどのように、運行する時間と経路をあらかじめ定め、不特定多数の旅客を乗り合わせて行う旅客自動車運送事業

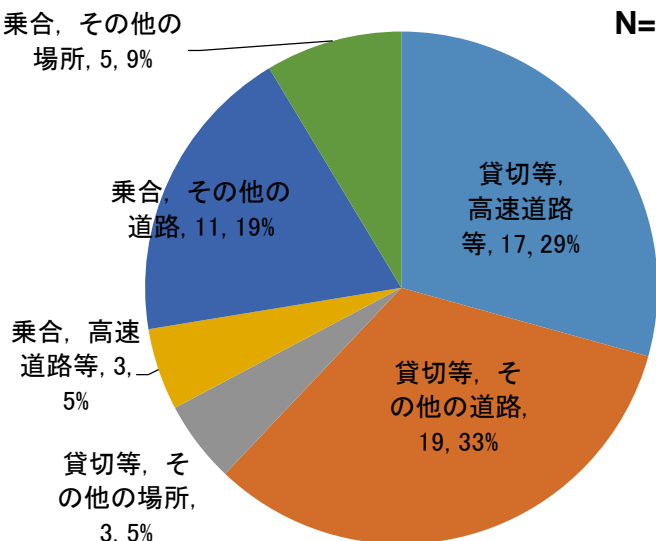
・貸切

旅行会社等が集めた旅行者の団体を運送するバスのように、一個の団体等と運送の契約を結び、車両を貸し切って運送する旅客自動車運送事業

➡ 道路種別で発生件数を見ると、乗合・貸切ともに高速道路等よりも、その他の道路における件数が多い

用途・道路種別事業用バス火災事故件数

N=58



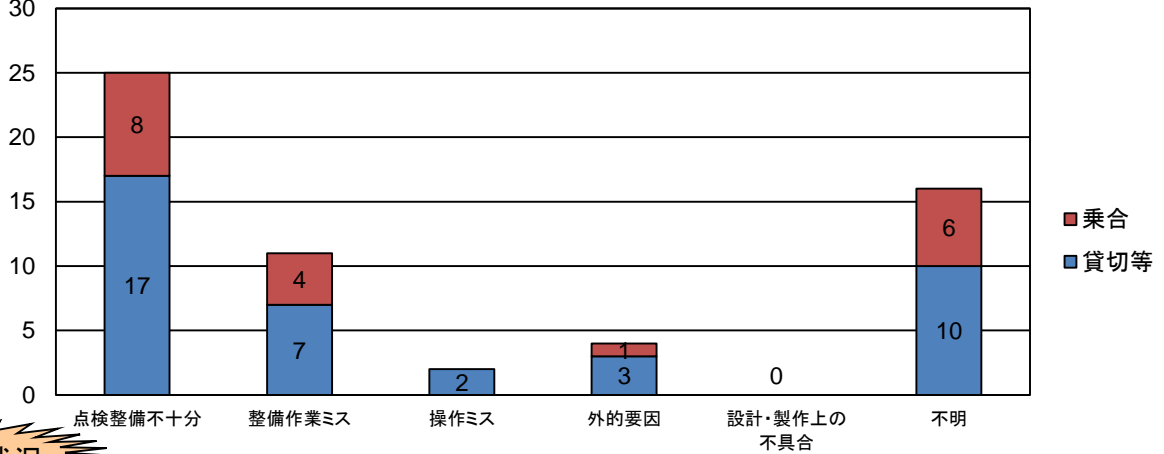
※ 高速道路等: 高速自動車国道、自動車専用道路
その他の道路: 高速道路等以外の道路

(参考)

原因、出火に至る状況、出火箇所について、用途別の発生件数は以下とおり。

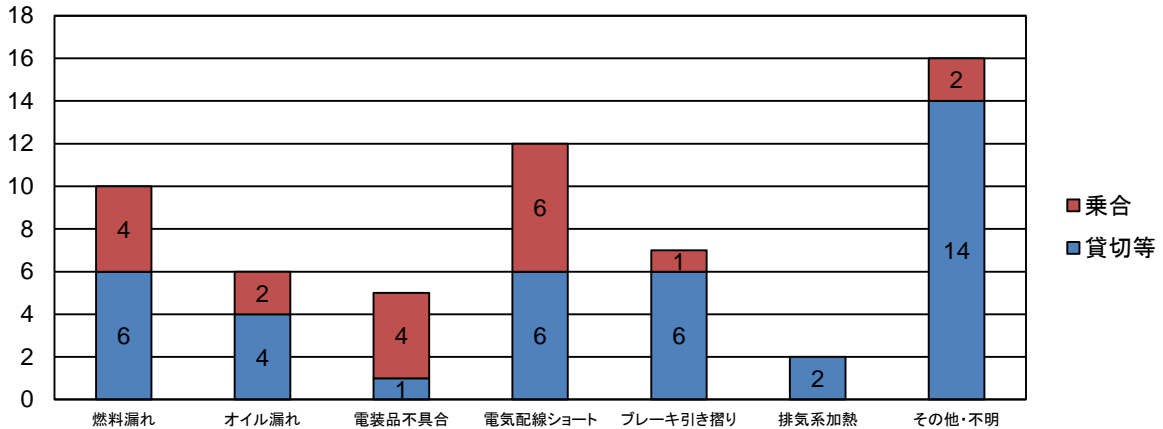
原因(一次的なもの)

(件数)



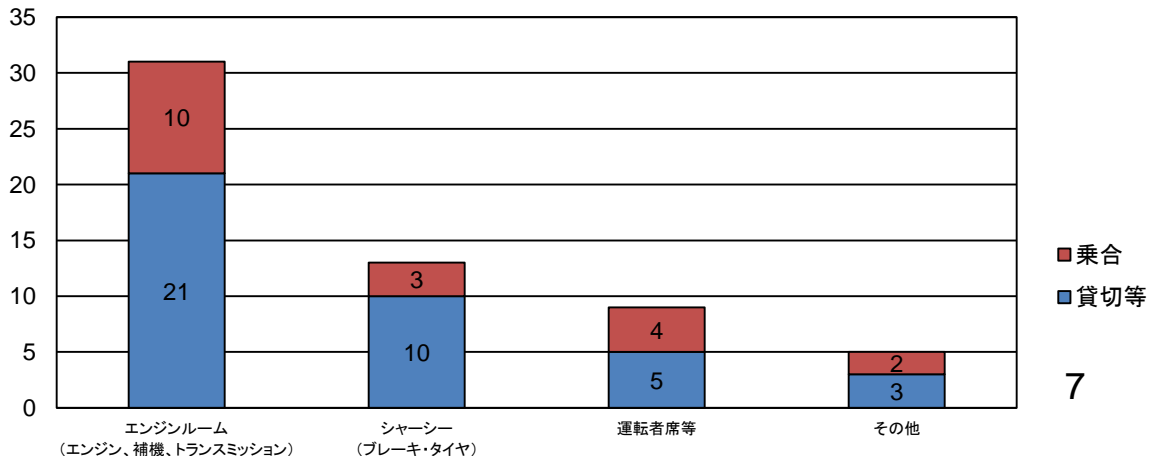
出火に至る状況

(件数)



出火箇所

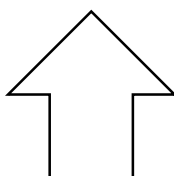
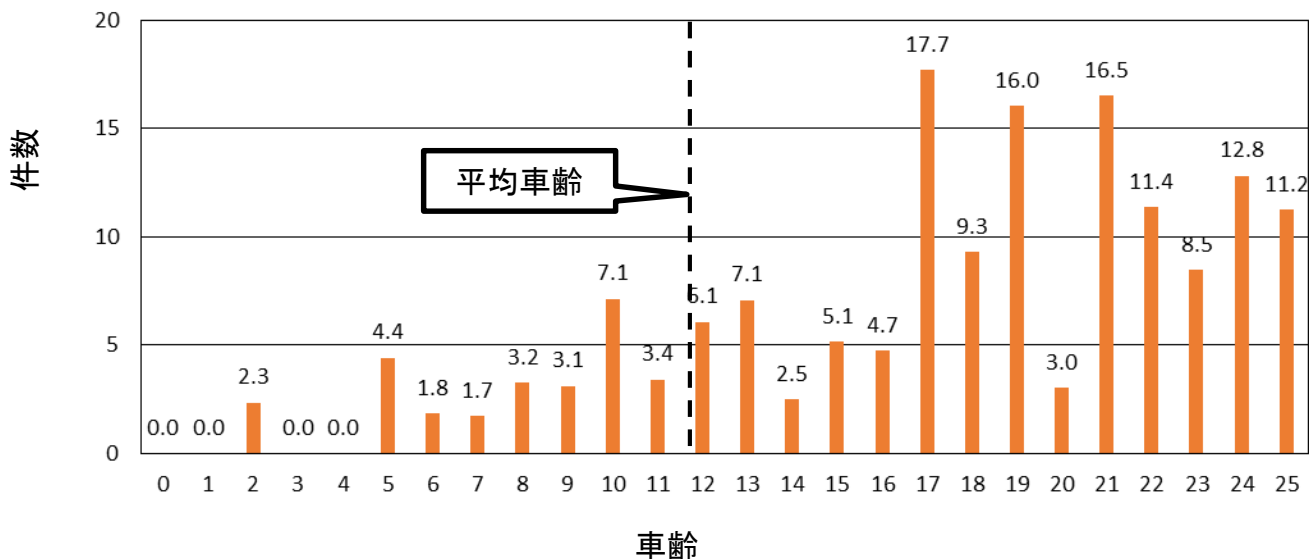
(件数)



事業用バス火災事故データ（平成23年1月～26年12月） ～ 車齢別 ～

➡ 車齢が高いバスは、火災の発生件数が多い傾向にある。

事業用バス火災事故件数 一万台あたり件数

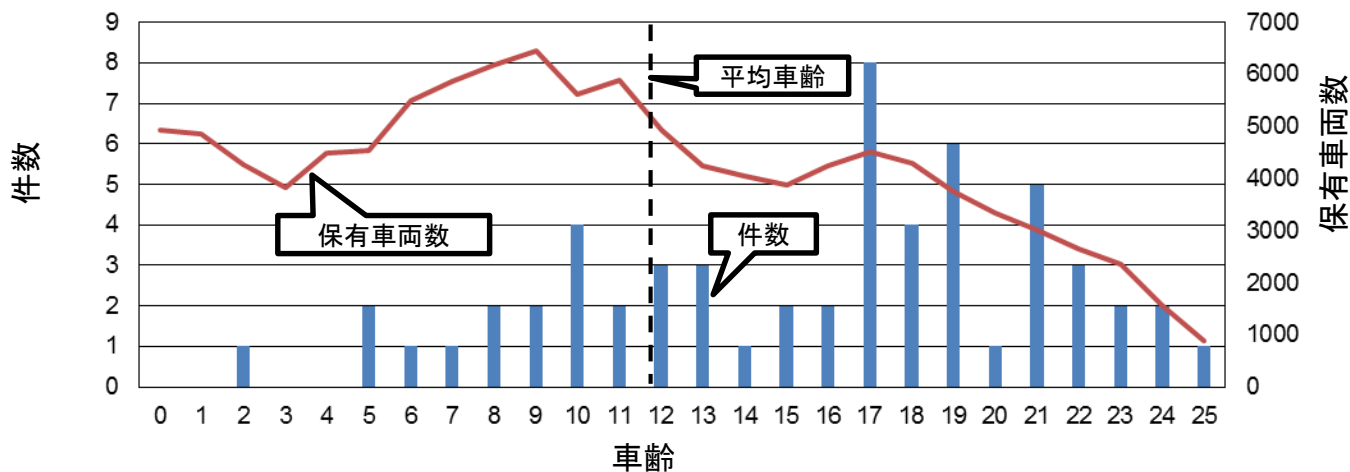


バス火災件数／車齢別保有車両数

【参考】

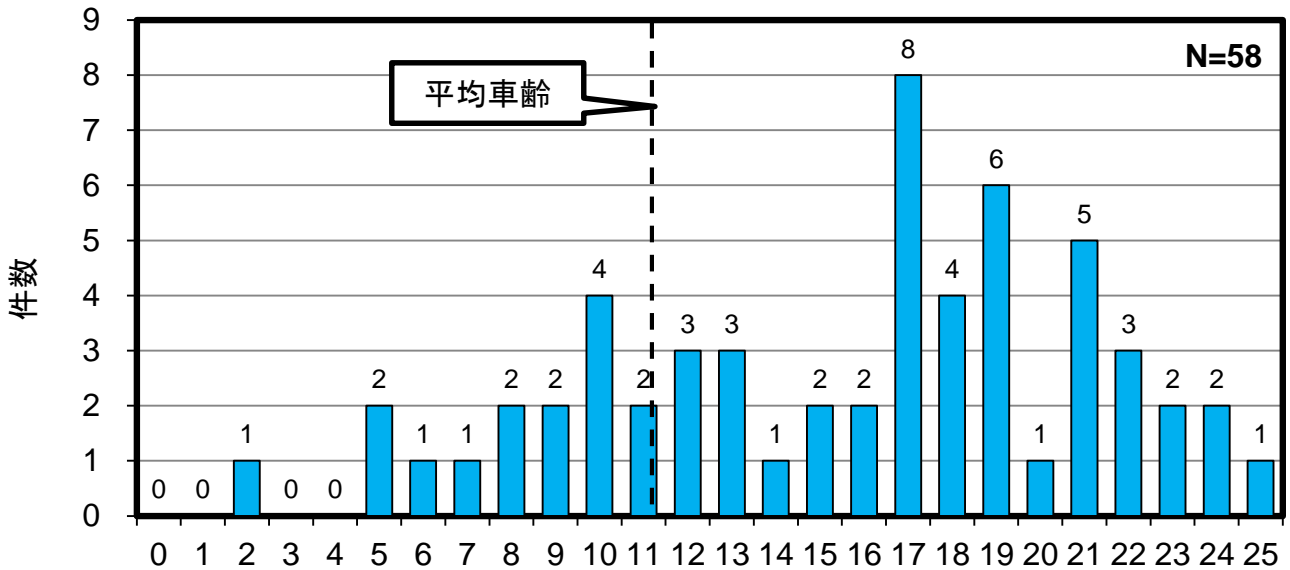
算出に用いた車齢別の保有車両数は、平成27年3月末の保有車両数。

事業用バス火災事故件数と車齢別保有車両数



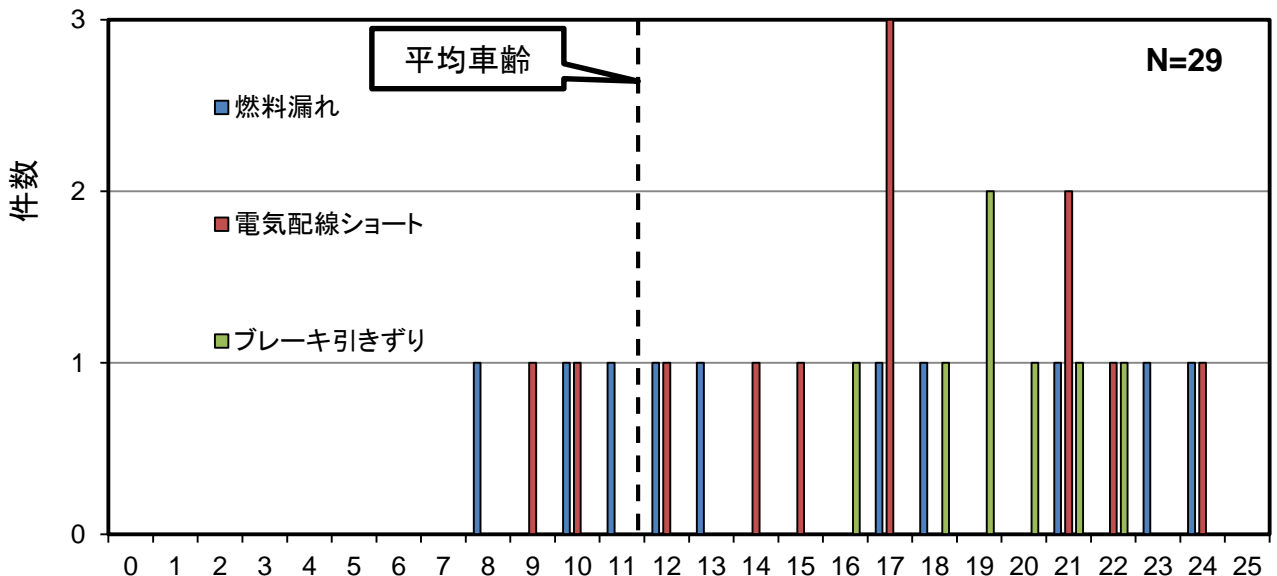
事業用バス火災事故データ平成（23年1月～26年12月） ～ 車齢別 ～

車齢別事業用バス火災事故件数



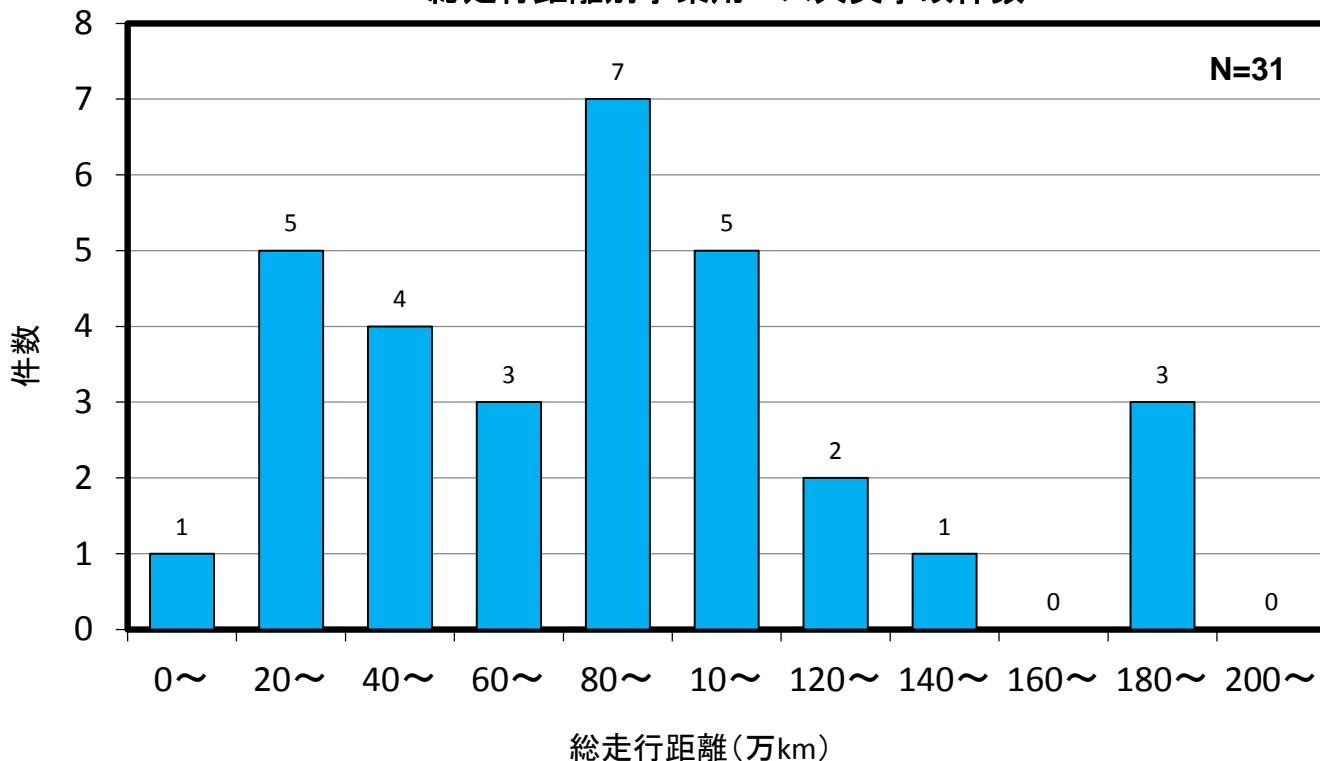
- ➡ 出火に至る状況のトップ3(電気配線ショート、燃料漏れ、ブレーキ引きずり)を車齢別に見ると、電気配線ショート及び燃料漏れは車齢8年以上の車両で発生しており、車齢による偏りはない状況。
- ➡ 他方、ブレーキ引きずりは車齢16年以上の車齢が高い車両で見られる。(バスの平均車齢は11.8年)

出火に至る状況トップ3の車齢別火災事故発生状況

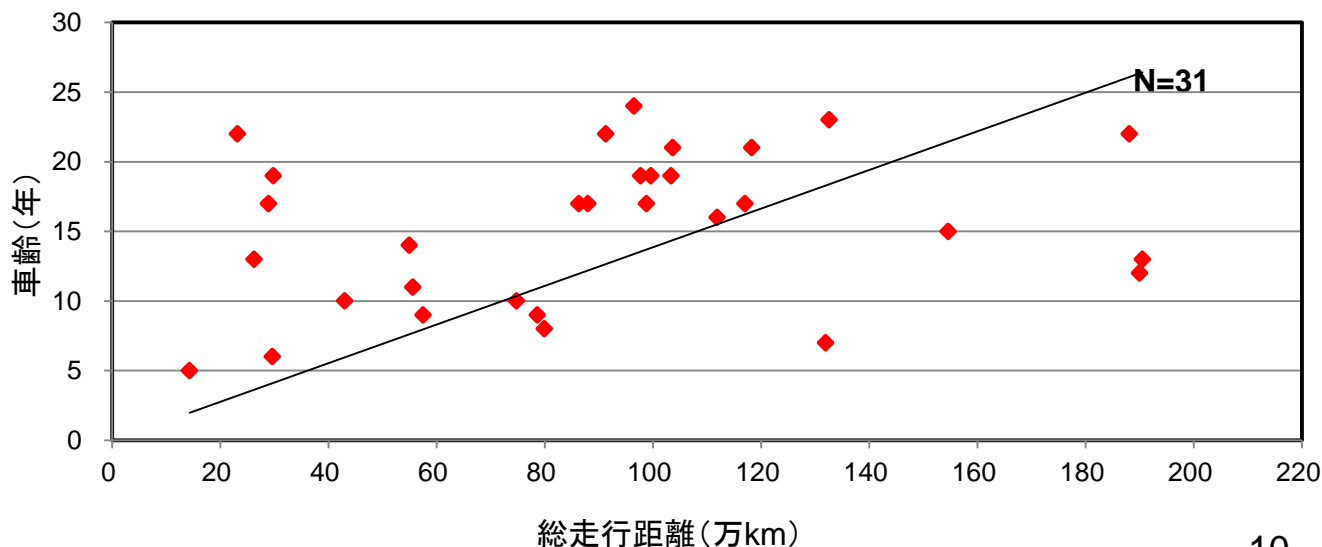


➡ 総走行距離別に火災の発生件数を見ると、比較的短い走行距離でも火災が発生している。

総走行距離別事業用バス火災事故件数



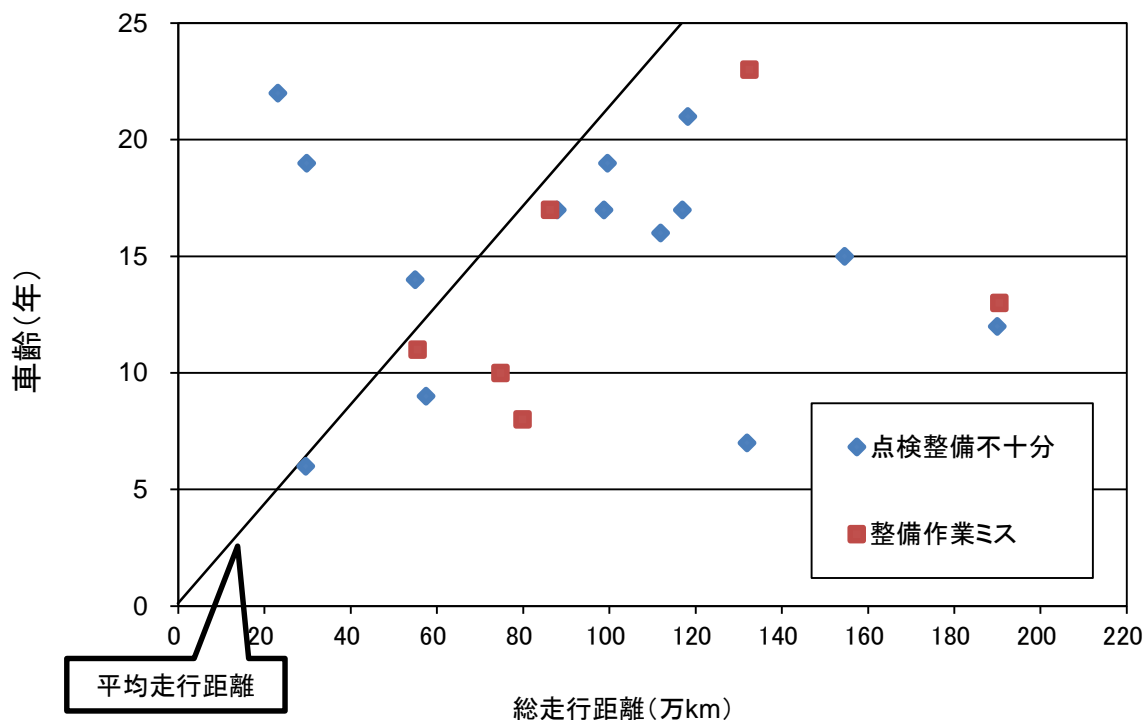
火災事故を起こしたバスの車齢と総走行距離の分布



事業用バス火災事故データ（平成23年1月～26年12月） ～ 総走行距離別 ～

➡ 車齢と総走行距離別の分布を原因別（点検整備不十分、整備作業ミス）に分析

N=20



※ H26年末の平均走行距離を傾きとした原点を通る直線

$$\left(\frac{\text{乗合バスの車種別走行キロ} + \text{貸切バスの車種別走行キロ}}{\text{乗合バスの車両数} + \text{貸切バスの車両数}} \right)$$

※ 車種別走行キロは、26年度自動車輸送統計年報による。
車両数は、数字で見る自動車2015による。

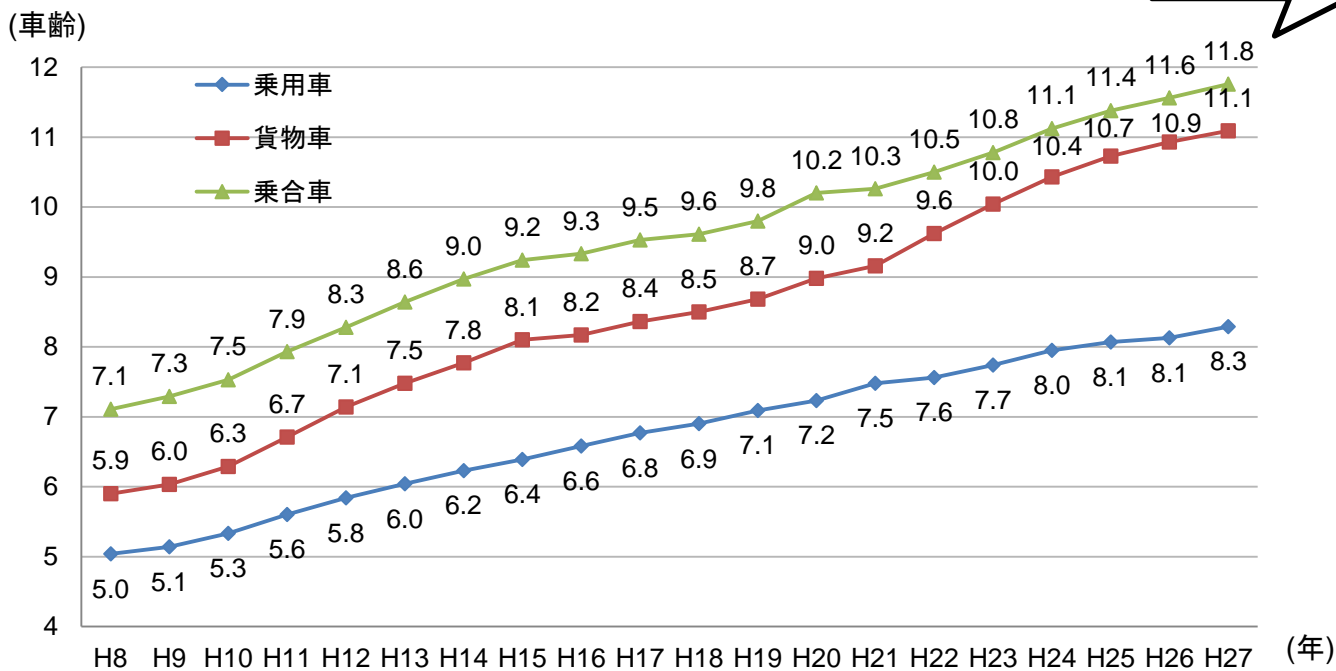
➡ 車齢にかかわらず点検整備不十分による火災は、走行距離が比較的長い車両において発生している。

主な車種の平均車齢推移/平均使用年数推移 (「我が国の自動車保有動向」より)

<参考1>

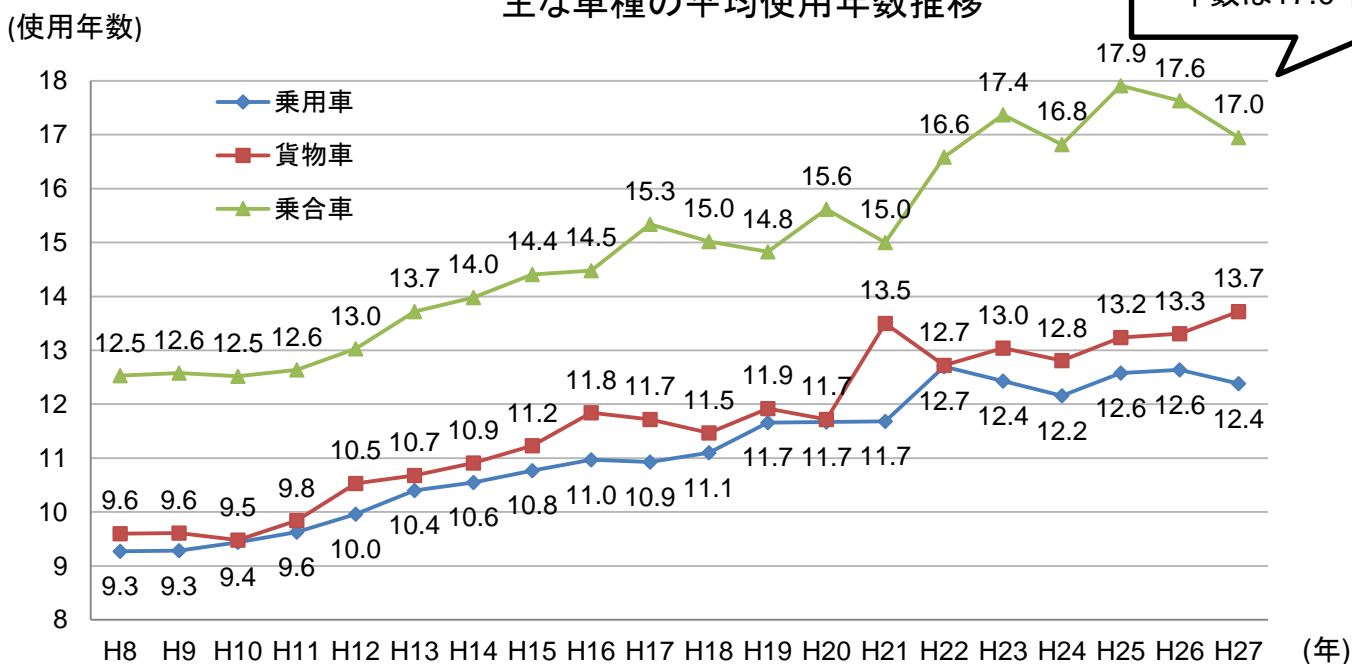
主な車種の平均車齢推移

バスの平均車齢は11.8年



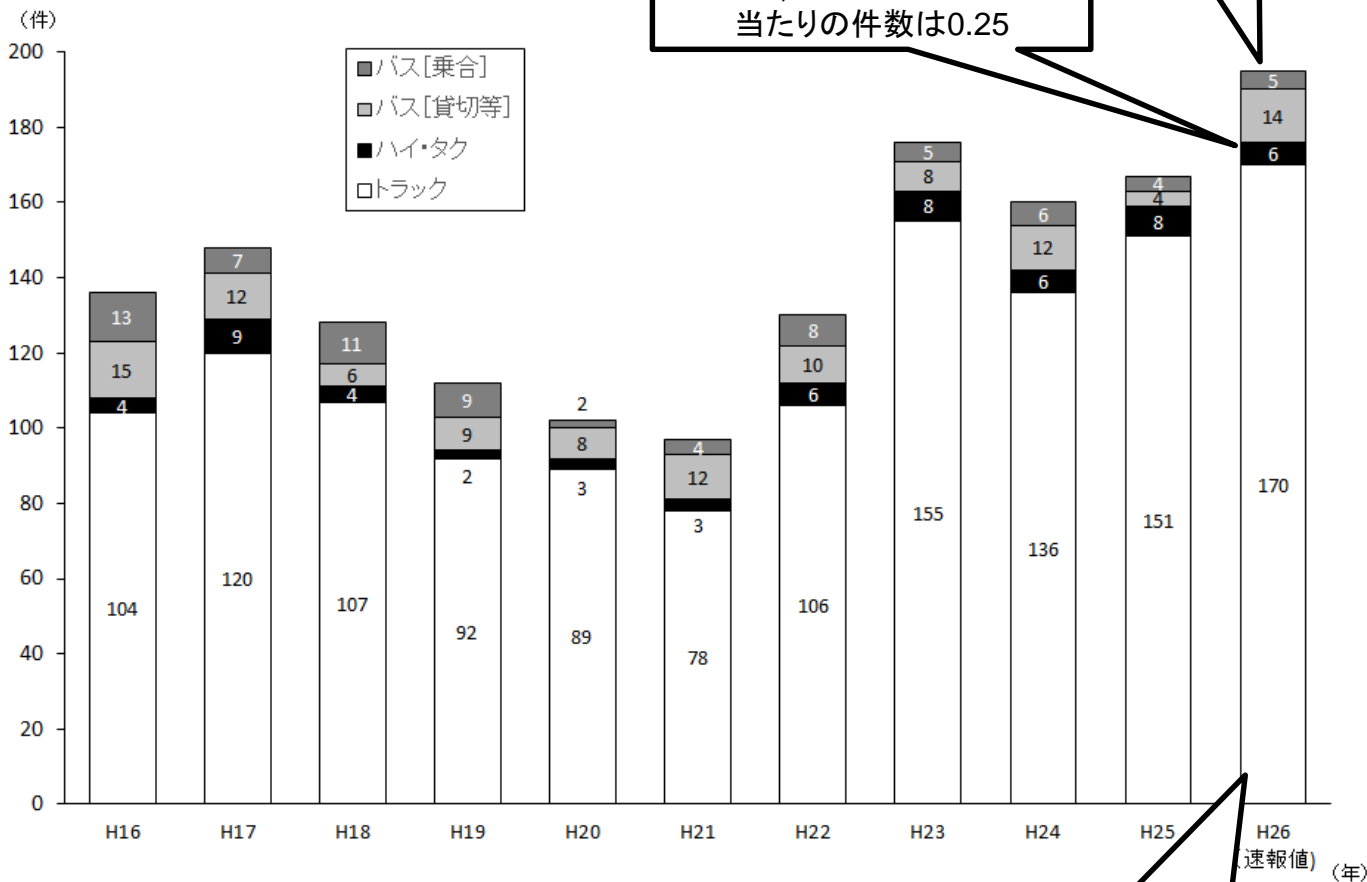
主な車種の平均使用年数推移

バスの平均使用年数は17.0年



事業の種類別の火災事故発生状況の推移 (「自動車交通の輸送の安全にかかわる情報」より)

業態別火災事故発生件数の推移



(注1) 保有車両数は、平成25年度末時点の数値

別添 2

国自整第 370 号

国自安第 254 号

平成 28 年 2 月 19 日

公益社団法人日本バス協会会長 殿

国土交通省自動車局

整備課長

安全政策課長

事業用自動車の車両火災事故防止に向けた保守管理の徹底について

バスの車両火災事故防止については、従来から機会あるごとに注意喚起をしているところであるが、昨年末から 2 月 8 日までに 6 件の火災事故が発生していることは誠に遺憾である。

このような状況を受け、国土交通省では、平成 23 年から 26 年の間に発生した事業用バスの車両火災事故について別添 1 のとおり分析を行った。バスの車両火災事故については様々な原因が考えられるところであるが、今回の分析結果では、点検整備不十分、整備作業ミスといった点検整備に関するものが見受けられた。

については、同種事故の再発防止を図るため、貴会傘下会員に対して、今回の分析結果中、出火に至る状況として多くを占める電気配線ショートや燃料漏れなどを発生させないよう定期交換部品の確実な交換の実施、自動車部品の確実な取付けなど、適切かつ確実な点検整備の実施について周知徹底を図られたい。

なお、本件については、別添 2 のとおり地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長に通知したので申し添える。

国自整第370号の2
国自安第254号の2
平成28年2月19日

公益社団法人全日本トラック協会会長 殿
一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長 殿

国土交通省自動車局
整備課長
安全政策課長

事業用自動車の車両火災事故防止に向けた保守管理の徹底について

バスの車両火災事故防止については、従来から機会あるごとに注意喚起をしているところであるが、昨年末から2月8日までに6件の火災事故が発生していることは誠に遺憾である。

このような状況を受け、国土交通省では、平成23年から26年の間に発生した事業用バスの車両火災事故について別添1のとおり分析を行った。バスの車両火災事故については様々な原因が考えられるところであるが、今回の分析結果では、点検整備不十分、整備作業ミスといった点検整備に関するものが見受けられた。

については、貴会傘下会員の保有している事業用自動車においても同種事故が発生するおそれがあることから、貴会傘下会員に対して、今回の分析結果中、出火に至る状況として多くを占める電気配線ショートや燃料漏れなどを発生させないよう定期交換部品の確実な交換の実施、自動車部品の確実な取付けなど、適切かつ確実な点検整備の実施について周知徹底を図られたい。

なお、本件については、別添2のとおり地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長に通知したので申し添える。

別添3

国自整第370号の4

国自安第254号の4

平成28年2月19日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿

内閣府沖縄総合事務局運輸部長 殿

国土交通省自動車局

整備課長

安全政策課長

事業用自動車の車両火災事故防止に向けた保守管理の徹底について

バスの車両火災事故防止については、従来から機会あるごとに注意喚起をしているところであるが、昨年末から2月8日までに6件の火災事故が発生していることは重く受け止める必要がある。

このような状況を受け、自動車局では、平成23年から26年の間に発生した事業用バスの車両火災事故について別添1のとおり分析を行った。バスの車両火災事故については様々な原因が考えられるところであるが、今回の分析結果では、点検整備不十分、整備作業ミスといった点検整備に関するものが見受けられた。

については、同種事故の再発防止を図るため、貴局管内の自動車運送事業者に対し、今回の分析結果中、出火に至る状況として多くを占める電気配線ショートや燃料漏れなどを発生させないよう定期交換部品の確実な交換の実施、自動車部品の確実な取付けなど、適切かつ確実な点検整備を実施するよう周知されたい。

なお、本件については、別添2のとおり関係団体等に対して通知したことを申し添える。

別添3の別添2

国自整第370号の5

国自安第254号の5

平成28年2月19日

自動車検査独立行政法人 理事長 殿

軽自動車検査協会 理事長 殿

事業用自動車の車両火災事故防止に向けた保守管理の徹底について

国土交通省自動車局

整備課長

安全政策課長

標記については、別添のとおり地方運輸局等及び関係団体に対して通知したので、了知されるとともに、特に電気装置や燃料装置の保安基準の適合性審査を確実に実施するなど、車両火災事故防止に協力願いたい。

(14) 自動車の登録業務の一部移管について（協力依頼）

国自情第271号の3
平成28年3月11日

一般社団法人
日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局
自動車情報課長

自動車の登録業務の一部移管について（協力依頼）

自動車の登録業務については、「道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律」（平成27年法律第44号）による改正後の「道路運送車両法」（昭和26年法律第185号）第24条の2第1項に基づき、自動車の登録に係る事実確認のための調査（以下「確認調査」という。）の業務を独立行政法人自動車技術総合機構（以下「機構」という。）に移管することとなっています。

このため、平成28年4月1日以降、自動車の登録関係手続の窓口業務等を機構職員が実施することとなります。

つきましては、本趣旨をご理解の上、傘下会員への周知につき、ご協力頂きたく特段のご配慮をお願いいたします。

なお、自動車の登録業務に関する確認調査の機構への移管については、下記のとおり地方支分部局ごとに実施されることを申し添えます。

記

平成28年4月1日から機構に確認調査が移管される地方支分部局
別添のとおり

平成30年4月1日から機構に確認調査が移管される地方支分部局
上記以外の全ての運輸支局・自動車検査登録事務所

(別添)

平成28年4月1日から機構に確認調査が移管される地方支分局

管轄運輸局名	移管する運輸支局・自動車検査登録事務所名
北海道運輸局	札幌運輸支局
東北運輸局	宮城運輸支局
	福島運輸支局
	岩手運輸支局
関東運輸局	東京運輸支局
	東京運輸支局足立自動車検査登録事務所
	東京運輸支局練馬自動車検査登録事務所
	東京運輸支局多摩自動車検査登録事務所
	神奈川運輸支局
	神奈川運輸支局川崎自動車検査登録事務所
	神奈川運輸支局相模自動車検査登録事務所
	埼玉運輸支局
	埼玉運輸支局春日部自動車検査登録事務所
	埼玉運輸支局所沢自動車検査登録事務所
	埼玉運輸支局熊谷自動車検査登録事務所
	茨城運輸支局
	茨城運輸支局土浦自動車検査登録事務所
	群馬運輸支局

管轄運輸局名	移管する運輸支局・自動車検査登録事務所名
中部運輸局	愛知運輸支局
	愛知運輸支局西三河自動車検査登録事務所
	愛知運輸支局小牧自動車検査登録事務所
	静岡運輸支局
	静岡運輸支局浜松自動車検査登録事務所
	静岡運輸支局沼津自動車検査登録事務所
近畿運輸局	大阪運輸支局
	大阪運輸支局なにわ自動車検査登録事務所
	大阪運輸支局和泉自動車検査登録事務所
	奈良運輸支局
神戸運輸監理部	兵庫陸運部
	姫路自動車検査登録事務所
中国運輸局	岡山運輸支局
	山口運輸支局
四国運輸局	愛媛運輸支局
九州運輸局	福岡運輸支局

(15) 「自動車の用途等の区分について（依命通達）」の細部取扱いについて」の一部改正について

国自整第410号の3
平成28年3月22日

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省
自動車局整備課長

「自動車の用途等の区分について（依命通達）」の細部取扱いについて」
の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達したので連絡します。

(別添)

国自整第410号
平成28年3月22日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿

沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局整備課長

「自動車の用途等の区分について（依命通達）」の細部取扱いについて」
の一部改正について

標記について、別添新旧対照表のとおり改正したので、平成28年4月1日からはこれにより実施されたい。

新	旧
<p>用途区分通達4-1-1、4-1-2及び4-1-3の各自動車の構造要件（共通事項）</p> <p>1. 用語の定義（略）</p> <p>2. 「<u>使用者特定書面</u>」の<u>確認等</u></p> <p>用途区分通達4-1-1及び4-1-2の自動車の構造要件の留意事項において、使用者の事業等を特定するために提出を求めている書面（以下「<u>使用者特定書面</u>」という。）は、車体の形状を判定する際に必要な書面であることから、それぞれ以下のとおり取扱うものとする。</p> <p>（1）<u>新規検査等の際の取扱い</u></p> <p>（ア）<u>書面の確認の取扱い</u></p> <p>道路運送車両法（平成26年法律第185号。以下「法」という。）第59条の<u>新規検査、法第67条の自動車検査証の記載事項の変更及び構造等変更検査（車体の形状の変更に係る場合に限る。）</u>（以下、「<u>新規検査等</u>」という。）を行う際、<u>構造要件の留意事項で規定している使用者特定書面の提出を求め、確認するものとする。</u></p> <p>（イ）<u>書面が提出されない場合の取扱い</u></p> <p><u>新規検査等の際に、使用者特定書面が提出されない場合には、車体の形状が特定できないため、構造要件に適合するかどうかも判断できないことから、特種用途自動車に該当しないことに留意する。</u></p> <p>（2）<u>使用者の変更申請の際の取扱い</u></p> <p>（ア）<u>書面の確認の取扱い</u></p>	<p>用途区分通達4-1-1、4-1-2及び4-1-3の各自動車の構造要件（共通事項）</p> <p>1. 用語の定義（略）</p> <p>2. <u>新規検査等において、用途区分通達4-1-1及び4-1-2に該当するかどうかの判定をするための「使用者の事業等を特定する書面」の確認等</u></p> <p>（1）<u>新規検査等の際の書面の確認</u></p> <p><u>構造要件の留意事項において、使用者の事業等を特定するために提出を求めるとしている書面は、車体の形状を判定する際に必要な書面であることから、道路運送車両法（平成26年法律第185号。以下「法」という。）第59条の<u>新規検査、法第67条の自動車検査証の記載事項の変更及び構造等変更検査（車体の形状の変更に係る場合に限る。）</u>（以下、「<u>新規検査等</u>」という。）を行う際に確認するものとする。</u></p> <p>（2）<u>新規検査等の際に書面が提出されない場合の取扱い</u></p> <p><u>新規検査等の際に、構造要件の留意事項において、使用者の事業等を特定するために提出を求めている書面が提出されない場合には、車体の形状が特定できないため、構造要件に適合するかどうかも判断できないことから、特種用途自動車に該当しないことに留意する。</u></p> <p>3. <u>用途区分通達4-1-1及び4-1-2に掲げる自動車における使用者の変更申請の際の用途及び車体の形状に係る確認等</u></p> <p>（1）<u>使用者の変更申請の際の書面の確認等</u></p> <p>法第67条第1項の規定に基づく使用者に係る自動車検査証の記載事項</p>

<p>法第67条第1項の規定に基づく使用者に係る自動車検査証の記載事項の変更により、新使用者の事業等が、旧使用者の事業等と異なることとなつた場合には、当該自動車に構造要件に適合するかどうか判断できないこととなつた場合がある。</p> <p>このため、法第67条第1項に基づく使用者の変更申請の際、構造要件の留意事項で規定している使用者の事業等を特定するために提出を求めたい書面の提出を求め、車体の形状が適切であることを確認するものとする。</p> <p>(イ) 書面が提出されない場合の取扱い</p> <p>(ア) の確認の結果、車体の形状が適切でなかった場合又は使用者特定書面の提出がない場合には、構造要件に適合しているかどうか判断することとができなるとし、用途又は車体の形状が変更となつて、法第67条第3項に基づき、当該使用者に対し構造等変更検査を受けるべきことを命ずるものとする。</p> <p>ただし、3.(1)に掲げる変更に係る場合にあってはこの限りではない。</p> <p>(3) 予備検査の際の取扱い</p> <p>(ア) 書面の確認の取扱い</p> <p>用途区分通達4-1-2(緊急自動車を除く。)の自動車であつて、法第71条の予備検査の場合においては、予備検査時に所有者からの車体の形状の申請内容により車体の形状毎に定める構造上の基準に適合することを確認し、当該車体の形状における保安基準の適合性判断を行うこととし、法第71条第4項による交付申請を行う際(以下「交付申請時」という。)に、整備担当部署等の担当者が構造要件の留意事項で規定している使用者特定書面の提出を求め、車体の形状が適切であることを確認するものとする。</p> <p>(イ) 書面が提出されない場合の取扱い</p> <p>(ア) の確認の結果、車体の形状が適切でなかった場合又は使用者特定</p>	<p>の変更により、新使用者の事業等が、旧使用者の事業等と異なることとなつた場合には、当該自動車に構造要件に適合するかどうか判断できないこととなるおそれがある。</p> <p>このため、法第67条第1項に基づく使用者の変更申請の際、構造要件の留意事項で規定している使用者の事業等を特定するために提出を求めたい書面の提出を求め、車体の形状が適切であることを確認するものとする。</p> <p>(2) 使用者の変更申請の際に書面が提出されない場合の取扱い</p> <p>(1) の確認の結果又は使用者の事業等を特定するために提出を求めたい書面の提出がないため、新使用者の事業等が前使用者と同じかどうかを判断することができない場合には、構造要件に適合しているかどうか判断することができないものとし、用途又は車体の形状が変更となるおそれがあるものとして、法第67条第3項に基づき、当該自動車に構造等変更検査を受けるべきことを命ずるものとする。</p> <p>ただし、4.(1)に掲げる自動車にあってはこの限りではない。</p>
--	---

<p>書面の提出がない場合には、構造要件に適合しているかどうか判断することができないものとし、用途又は車体の形状が変更となるものとして、法第67条第3項に基づき、当該使用者に対し構造等変更検査を受けるべきことを命ずるものとする。</p> <p>3. 自動車の用途、車体の形状の変更等に係る取扱い</p> <p>(1) 用途区分通達4-1-1の救急車又は消防車であって、かつ、救急車の構造要件及び消防車の構造要件のいずれにも適合するものについては、車体の形状は消防車とする。</p> <p>(2) 用途区分通達4-1-2に掲げる自動車のうち、車体の形状が「教習車又は路上試験車」であり、使用者のみの変更に伴う用途、車体の形状であって、次の各号のいずれかの変更の場合においては、法67条第3項に定める「保安基準に適合しなくなると認められるとき」に該当しないものとして取り扱うものとする。</p> <p>(ア) 使用者の変更前、変更後に係わらず、助手席に補助ブレーキを装着している場合（補助ブレーキに変更がない場合）</p> <p>この場合において、使用者の変更後における車体の形状を路上試験車又は教習車としようとする場合にあつては、変更後の使用者が、それぞれの構造要件の留意事項で規定している使用者の事業等を特定するための書面の提出がある場合に限る。</p> <p>路上試験車又は教習車 ⇔ 乗用自動車の各車体の形状 （基本車が乗用自動車である場合に限る）</p> <p>路上試験車又は教習車 ⇔ 乗合自動車の各車体の形状 （基本車が乗合自動車である場合に限る）</p> <p>路上試験車又は教習車 ⇔ 貨物自動車の各車体の形状 （基本車が貨物自動車である場合に限る）</p> <p>教習車 ⇔ 路上試験車</p>	<p>4. 自動車の用途、車体の形状の変更等に係る取扱い</p> <p>(1) 用途区分通達4-1-1の救急車又は消防車であって、かつ、救急車の構造要件及び消防車の構造要件のいずれにも適合するものについては、車体の形状は消防車とする。</p> <p>(2) 用途区分通達4-1-2に掲げる自動車のうち、車体の形状が「教習車又は路上試験車」であり、使用者のみの変更に伴う用途、車体の形状であって、次の各号のいずれかの変更の場合においては、法67条第3項に定める「保安基準に適合しなくなると認められるとき」に該当しないものとして取り扱うものとする。</p> <p>(ア) 使用者の変更前、変更後に係わらず、助手席に補助ブレーキを装着している場合（補助ブレーキに変更がない場合）</p> <p>この場合において、使用者の変更後における車体の形状を路上試験車又は教習車としようとする場合にあつては、変更後の使用者が、それぞれの構造要件の留意事項で規定している使用者の事業等を特定するための書面の提出がある場合に限る。</p> <p>路上試験車又は教習車 ⇔ 乗用自動車の各車体の形状 （基本車が乗用自動車である場合に限る）</p> <p>路上試験車又は教習車 ⇔ 乗合自動車の各車体の形状 （基本車が乗合自動車である場合に限る）</p> <p>路上試験車又は教習車 ⇔ 貨物自動車の各車体の形状 （基本車が貨物自動車である場合に限る）</p> <p>教習車 ⇔ 路上試験車</p>
--	---

<p>(イ)使用者の変更後は、助手席に補助ブレーキを装備していない場合(補助ブレーキを取り外した場合)</p> <p>路上試験車又は教習車 ⇒ 乗用自動車の各車体の形状 (基本車が乗用自動車である場合に限る)</p> <p>路上試験車又は教習車 ⇒ 乗合自動車の各車体の形状 (基本車が乗合自動車である場合に限る)</p> <p>路上試験車又は教習車 ⇒ 貨物自動車の各車体の形状 (基本車が貨物自動車である場合に限る)</p> <p>注1 教習車又は路上試験車から変更した後の車体の形状は、基本車の用途及び車体の形状とする。</p> <p>注2 基本車とは、用途区分通達注8の型式認証等を受けた自動車をいう。</p> <p>(3) 助手席に補助ブレーキを装備して、車体の形状を路上試験車又は教習車に変更する次の場合にあつては、法第67条第3項に定める「保安基準に適合しなくなるおそれがあると認めるとき」に該当するものとして、構造等変更検査を命ずるものとする。</p> <p>乗用自動車(補助ブレーキ無) ⇒ 路上試験車又は教習車 乗合自動車(補助ブレーキ無) ⇒ 路上試験車又は教習車 貨物自動車(補助ブレーキ無) ⇒ 路上試験車又は教習車</p> <p>書面の要否欄の記号の意味 ◎：提出が必要 ×：提出が不必要</p> <table border="1"> <tr> <td>車体の形状</td> <td>書面の形状</td> <td>使用者の業を特定するために提出を求めている書面</td> </tr> </table>	車体の形状	書面の形状	使用者の業を特定するために提出を求めている書面	<p>(イ)使用者の変更後は、助手席に補助ブレーキを装備していない場合(補助ブレーキを取り外した場合)</p> <p>路上試験車又は教習車 ⇒ 乗用自動車の各車体の形状 (基本車が乗用自動車である場合に限る)</p> <p>路上試験車又は教習車 ⇒ 乗合自動車の各車体の形状 (基本車が乗合自動車である場合に限る)</p> <p>路上試験車又は教習車 ⇒ 貨物自動車の各車体の形状 (基本車が貨物自動車である場合に限る)</p> <p>注1 教習車又は路上試験車から変更した後の車体の形状は、基本車の用途及び車体の形状とする。</p> <p>注2 基本車とは、用途区分通達注8の型式認証等を受けた自動車をいう。</p> <p>(3) 助手席に補助ブレーキを装備して、車体の形状を路上試験車又は教習車に変更する次の場合にあつては、法第67条第3項に定める「保安基準に適合しなくなるおそれがあると認めるとき」に該当するものとして、構造等変更検査を命ずるものとする。</p> <p>乗用自動車(補助ブレーキ無) ⇒ 路上試験車又は教習車 乗合自動車(補助ブレーキ無) ⇒ 路上試験車又は教習車 貨物自動車(補助ブレーキ無) ⇒ 路上試験車又は教習車</p> <p>書面の要否欄の記号の意味 ◎：提出が必要 ×：提出が不必要</p> <table border="1"> <tr> <td>車体の形状</td> <td>書面の形状</td> <td>使用者の業を特定するために提出を求めている書面</td> </tr> </table>	車体の形状	書面の形状	使用者の業を特定するために提出を求めている書面
車体の形状	書面の形状	使用者の業を特定するために提出を求めている書面					
車体の形状	書面の形状	使用者の業を特定するために提出を求めている書面					
<p style="text-align: center;">使用者特定書面一覧表</p> <p>書面の要否欄の記号の意味 ◎：提出が必要 ×：提出が不必要</p> <table border="1"> <tr> <td>車体の形状</td> <td>書面の形状</td> <td>使用者の業を特定するために提出を求めている書面</td> </tr> </table>		車体の形状	書面の形状	使用者の業を特定するために提出を求めている書面			
車体の形状	書面の形状	使用者の業を特定するために提出を求めている書面					
<p style="text-align: center;">新規検査等の際に提出が必要な書面一覧表</p> <p>書面の要否欄の記号の意味 ◎：提出が必要 ×：提出が不必要</p> <table border="1"> <tr> <td>車体の形状</td> <td>書面の形状</td> <td>使用者の業を特定するために提出を求めている書面</td> </tr> </table>		車体の形状	書面の形状	使用者の業を特定するために提出を求めている書面			
車体の形状	書面の形状	使用者の業を特定するために提出を求めている書面					

	要否		要否
用途区分通達 4-1-1 の自動車		用途区分通達 4-1-1 の自動車	
全ての車体の形状	◎	全ての車体の形状	◎
<ul style="list-style-type: none"> ・公安委員会から緊急自動車として指定又は届出されていることを証する書面（指定申請済証明書又は届出済証明書でもよい。） 		<ul style="list-style-type: none"> ・公安委員会から緊急自動車として指定又は届出されていることを証する書面（指定申請済証明書又は届出済証明書又は届出済証明書でもよい。） 	
用途区分通達 4-1-2 の自動車		用途区分通達 4-1-2 の自動車	
給水車	◎	給水車	◎
<ul style="list-style-type: none"> ・緊急自動車である場合には、公安委員会から緊急自動車として指定又は届出されていることを証する書面（指定申請済証明書又は届出済証明書でもよい。） ・緊急自動車でない場合には不要 		<ul style="list-style-type: none"> ・緊急自動車である場合には、公安委員会から緊急自動車として指定又は届出されていることを証する書面（指定申請済証明書又は届出済証明書でもよい。） ・緊急自動車でない場合には不要 	
医療防疫車	◎	医療防疫車	◎
<ul style="list-style-type: none"> ・医療法に基づき病院又は診療所等若しくは獣医療法に基づく診療施設の開設の届出をしたものであることを証する書面の写し ・国、地方自治体又は日本赤十字社である場合には不要 		<ul style="list-style-type: none"> ・医療法に基づき病院又は診療所等若しくは獣医療法に基づく診療施設の開設の届出をしたものであることを証する書面の写し ・国、地方自治体又は日本赤十字社である場合には不要 	
採血車	◎	採血車	◎
<ul style="list-style-type: none"> ・安全な血液製剤の安定供給の確保に関する法律の規定により業として行う採血の許可を得た者又は医療法の規定により病院又は診療所の開設の許可を得た者であることを証する書面の写し ・使用者が日本赤十字社であった場合はそれを確認できる委任状等の書面 		<ul style="list-style-type: none"> ・採血及び供血あつせん業取締法の規定により業として行う採血の許可を得た者又は医療法の規定により病院又は診療所の開設の許可を得た者であることを証する書面の写し ・日本赤十字社である場合には不要 	
軌道兼用車	◎	軌道兼用車	◎
<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道事業の許可を受けた者又は軌道事業の特許を受けた者 		<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道事業の許可を受けた者又は軌道事業の特許を受けた者 	

	であることを証する書面（これらの者と線路又は軌道の維持、修繕、復旧作業を行うことに関する契約を締結している者） ・ <u>民法第34条の規定により設立された公益法人である場合には、当該法人の定款等で図書館業務を行うこととしている旨の書面の写し</u> ・ <u>地方自治体又は日本赤十字社である場合には不要（新設）</u>		であることを証する書面（これらの者と線路又は軌道の維持、修繕、復旧作業を行うことに関する契約を締結している者） ・ <u>図書館法第2条に規定する一般社団法人又は一般財団法人である場合には、当該法人の定款等で図書館業務を行うこととしている旨の書面の写し</u> <u>（削除）</u> ・ <u>使用者が地方自治体・日本赤十字社であった場合はそれを確認できる委任状等の書面</u>	
図書館車	◎	◎	◎	◎
郵便車	×	◎	◎	◎
移動電話車	◎	◎	◎	◎
路上試験車	◎	◎	◎	◎
教習車	◎	◎	◎	◎
霊柩車	◎	◎	◎	◎

	書面の写し ・使用者が地方自治体であった場合はそれを確認できる委任状等の書面		書面の写し (新設)
広報車	<ul style="list-style-type: none"> ・公益財団法人、公益社団法人又は公益企業である場合には、当該法人等の定款等で広報業務を行う旨の書面の写し (削除) ・使用者が国、地方自治体であった場合はそれを確認できる委任状等の書面 	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・民法第34条の規定により設立された公益法人又は公益企業である場合には、当該法人等の定款等で広報業務を行うこととしている旨の書面の写し ・国、地方自治体である場合には不要 (新設)
放送中継車	<ul style="list-style-type: none"> ・電波法及び放送法に基づく放送事業者であることを証する書面の写し ・放送事業者以外の者である場合には、放送等に係る学部等を擁する大学等である旨の書面の写し ・使用者が日本放送協会であった場合はそれを確認できる委任状等の書面 	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・電波法及び放送法に基づく放送事業者であることを証する書面の写し ・放送事業者以外の者である場合には、放送等に係る学部等を擁する大学等である旨の書面の写し (新設)
理容・美容車	<ul style="list-style-type: none"> ・理容師法又は美容師法に基づき、都道府県知事に理容所又は美容所として届出をした者であることを証する書面の写し 	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・理容師法又は美容師法に基づき、都道府県知事に理容所又は美容所として届出をした者であることを証する書面の写し
用途区分通達4-1-3の自動車			
全ての車体の形状		×	・不要 (注)

注：「道路作業車」については、構造要件を参照のこと。

新		旧	
1 用途区分通達4-1-1-1の自動車(略)	1 用途区分通達4-1-1-1の自動車(略)	1 用途区分通達4-1-1-1の自動車(略)	1 用途区分通達4-1-1-1の自動車(略)
2 用途区分通達4-1-1-2の自動車	2 用途区分通達4-1-1-2の自動車	2 用途区分通達4-1-1-2の自動車	2 用途区分通達4-1-1-2の自動車
車体の形状	車体の形状	車体の形状	車体の形状
給水車	給水車	給水車	給水車
構造要件	構造要件	構造要件	構造要件
留意事項	留意事項	留意事項	留意事項
<p>国、地方自治体において、災害時等に飲料水を専用に輸送するために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。</p> <p>1 飲料水を収容するための物品積載設備を有し、かつ、飲料水を積み込むための適当な大きさの投入口又は飲料水を吸入するためのポンプ及びこれに付帯するホース等を有すること。</p> <p>2 飲料水を給水するための専用の取り出し口を有すること。</p> <p>3 緊急自動車である場合には、保安基準第49条の規定に適合する警光灯及びサイレンを有すること。</p>	<p>国、地方自治体において、災害時等に飲料水を専用に輸送するために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。</p> <p>1 飲料水を収容するための物品積載設備を有し、かつ、飲料水を積み込むための適当な大きさの投入口又は飲料水を吸入するためのポンプ及びこれに付帯するホース等を有すること。</p> <p>2 飲料水を給水するための専用の取り出し口を有すること。</p> <p>3 緊急自動車である場合には、保安基準第49条の規定に適合する警光灯及びサイレンを有すること。</p>	<p>国、地方自治体において、災害時等に飲料水を専用に輸送するために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。</p> <p>1 飲料水を収容するための物品積載設備を有し、かつ、飲料水を積み込むための適当な大きさの投入口又は飲料水を吸入するためのポンプ及びこれに付帯するホース等を有すること。</p> <p>2 飲料水を給水するための専用の取り出し口を有すること。</p> <p>3 緊急自動車である場合には、保安基準第49条の規定に適合する警光灯及びサイレンを有すること。</p>	<p>国、地方自治体において、災害時等に飲料水を専用に輸送するために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。</p> <p>1 飲料水を収容するための物品積載設備を有し、かつ、飲料水を積み込むための適当な大きさの投入口又は飲料水を吸入するためのポンプ及びこれに付帯するホース等を有すること。</p> <p>2 飲料水を給水するための専用の取り出し口を有すること。</p> <p>3 緊急自動車である場合には、保安基準第49条の規定に適合する警光灯及びサイレンを有すること。</p>
<p>・物品積載設備に積載した物品(水)を乗当該自動車又は乗員等が使用するものは、給水車として取り扱わない。</p> <p>・飲料水を収容するための物品積載設備は、積載量を算定するものとする。</p> <p>・<u>当該自動車の使用</u>者が、<u>国、地方自治体</u>であることを委任等の書面により確認を行うものとする。</p> <p>なお、緊急自動車である場合には、道路交通法施行令第13条に基づき、公安</p>	<p>・物品積載設備に積載した物品(水)を乗当該自動車又は乗員等が使用するものは、給水車として取り扱わない。</p> <p>・飲料水を収容するための物品積載設備は、積載量を算定するものとする。</p> <p>・<u>当該自動車の使用</u>者が、<u>国、地方自治体</u>であることを委任等の書面により確認を行うものとする。</p> <p>なお、緊急自動車である場合には、道路交通法施行令第13条に基づき、公安</p>	<p>・物品積載設備に積載した物品(水)を乗当該自動車又は乗員等が使用するものは、給水車として取り扱わない。</p> <p>・飲料水を収容するための物品積載設備は、積載量を算定するものとする。</p> <p>・<u>当該自動車の使用</u>者が、<u>国、地方自治体</u>であることを委任等の書面により確認を行うものとする。</p> <p>なお、緊急自動車である場合には、道路交通法施行令第13条に基づき、公安</p>	<p>・物品積載設備に積載した物品(水)を乗当該自動車又は乗員等が使用するものは、給水車として取り扱わない。</p> <p>・飲料水を収容するための物品積載設備は、積載量を算定するものとする。</p> <p>・<u>当該自動車の使用</u>者が、<u>国、地方自治体</u>であることを委任等の書面により確認を行うものとする。</p> <p>なお、緊急自動車である場合には、道路交通法施行令第13条に基づき、公安</p>

		<p>委員会から緊急自動車として指定されていること又は指定申請済みであることを証する書面の写しの提出を求めるとする。</p> <p>・<u>当該自動車の所有者が給水車（緊急自動車を除く。）として道路運送車両法第71条に規定する予備検査を受ける場合においては、交付申請時に国、地方自治体が使用者であることを委任状等の書面により確認を行うものとする。</u></p>	<p>医療防疫車</p>	<p>国、地方自治体、日本赤十字社、医療法に基づく病院又は診療所等において、健康診断、治療等のため、又は獣医療法に基づく診療施設の開設の届出をした者が、動物の治療等のために使用する自動車であつて、次の各号に掲げる構造上の要件を満足</p>	<p>から緊急自動車として指定されたいること又は指定申請済みであることを証する書面の写しの提出を求めるとする。</p> <p>(新設)</p>
<p>医療防疫車</p>	<p>国、地方自治体、日本赤十字社、医療法に基づく病院又は診療所等において、健康診断、治療等のため、又は獣医療法に基づく診療施設の開設の届出をした者が、動物の治療等のために使用する自動車であつて、次の各号に掲げる構造上の要件を満足</p>	<p>・治療等のための寝台及び椅子は乗車定員を算定しないものとする。</p> <p>・医療法(昭和23年法律第205号)第7</p>	<p>医療防疫車</p>	<p>国、地方自治体、日本赤十字社、医療法に基づく病院又は診療所等において、健康診断、治療等のため、又は獣医療法に基づく診療施設の開設の届出をした者が、動物の治療等のために使用する自動車であつて、次の各号に掲げる構造上の要件を満足</p>	<p>・治療等のための寝台及び椅子は乗車定員を算定しないものとする。</p> <p>・医療法(昭和23年法律第205号)第7</p>

	<p>しているものをいう。</p> <p>1 健康診断、治療等の用に供する椅子又は寝台を有し、かつ、医療又は看護士等の用に供する椅子を有すること。</p> <p>2 健康診断、治療等の用に供するエックス線撮影装置、検眼装置又は心電図測定装置等を有すること。</p> <p>3 健康診断、治療等に伴い用いる医薬品等を収納する棚等を有すること。</p> <p>4 1の設備には、適当な室内照明灯を有すること。</p> <p>5 2の装置灯を作動させるための動力源及び操作装置を有すること。</p> <p>ただし、外部から動力の供給をうけることにより2の装置を作動させるものにあつては、動力供給装置及び操作装置を有すること。</p> <p>6 次に掲げる寸法等を満足する乗降口が当該自動車の右側面以外の面に1ヶ所以上設けられており、かつ、通路と連結されていること。</p> <p>ア 乗降口は、有効幅300mm以上、かつ、有効高さ1,600mm(イの規定)において通路の有効高さを1,200mmとすることができる場合は、1,200mm)以上あること。</p>	<p>条、第8条</p> <p>・<u>獣医療法(平成40年法律第46号)第3条</u></p> <p>・<u>国、地方自治体、日本赤十字社が使用者となる場合にあっては、その者が使用者となることを委任状等の書面により確認を行うものとする。</u></p> <p>・<u>国、地方自治体、日本赤十字社以外が使用者となる場合にあっては、当該自動車の使用者が医療法に基づく病院又は診療所等であることを証する書面又は獣医療法に基づく診療施設の開設の届出をした者であることを証する書面の写し</u>の提出を求め</p>	<p>しているものをいう。</p> <p>1 健康診断、治療等の用に供する椅子又は寝台を有し、かつ、医療又は看護士等の用に供する椅子を有すること。</p> <p>2 健康診断、治療等の用に供するエックス線撮影装置、検眼装置又は心電図測定装置等を有すること。</p> <p>3 健康診断、治療等に伴い用いる医薬品等を収納する棚等を有すること。</p> <p>4 1の設備には、適当な室内照明灯を有すること。</p> <p>5 2の装置灯を作動させるための動力源及び操作装置を有すること。</p> <p>ただし、外部から動力の供給をうけることにより2の装置を作動させるものにあつては、動力供給装置及び操作装置を有すること。</p> <p>6 次に掲げる寸法等を満足する乗降口が当該自動車の右側面以外の面に1ヶ所以上設けられており、かつ、通路と連結されていること。</p> <p>ア 乗降口は、有効幅300mm以上、かつ、有効高さ1,600mm(イの規定)において通路の有効高さを1,200mmとすることができる場合は、1,200mm)以上あること。</p>	<p>条、第8条</p> <p>・<u>獣医療法(平成40年法律第46号)第3条</u></p> <p>(新設)</p> <p>・<u>当該自動車の使用者が医療法に基づく病院又は診療所等であることを証する書面又は獣医療法に基づく診療施設の開設の届出をした者であることを証する書面の写し</u>の提出を求め</p>
--	--	--	--	--

	<p>イ 乗降口から1及び2の設備に至るための通路は、有効幅300mm以上、かつ、有効高さ1,600mm(当該通路に係る1及び2の設備の端部と乗降口との車両中心線方向の最遠距離が2m未満である場合は、1,200mm)以上であること。</p> <p>ウ 空車状態において床面の高さが450mmを超える乗降口には、一段の高さが400mm(最下段の階段にあつては、450mm)以下の階段を有するか又は階段を備えること。</p> <p>エ ウの階段又は階段は、滑り止めを施したものであること。</p> <p>オ ウの乗降口には、安全な乗降ができるように乗降用取手及び照明灯を有すること。</p>	<p>のとす。</p> <p>(削除)</p> <p>なお、当該自動車 の所有者が医療防 疫車として道路運 送車両法第71条に 規定する予備検査 を受ける場合にお いては、交付申請時 に当該書面の写し (国、地方自治体、 日本赤十字社が使 用者となる場合に あつては、委任状 等)の提出を求め確 認を行うものとす る。</p>		<p>イ 乗降口から1及び2の設備に至るための通路は、有効幅300mm以上、かつ、有効高さ1,600mm(当該通路に係る1及び2の設備の端部と乗降口との車両中心線方向の最遠距離が2m未満である場合は、1,200mm)以上であること。</p> <p>ウ 空車状態において床面の高さが450mmを超える乗降口には、一段の高さが400mm(最下段の階段にあつては、450mm)以下の階段を有するか又は階段を備えること。</p> <p>エ ウの階段又は階段は、滑り止めを施したものであること。</p> <p>オ ウの乗降口には、安全な乗降ができるように乗降用取手及び照明灯を有すること。</p>	<p>ただし、国、地方自治体、日本赤十字社である場合には不要とする。 (新設)</p>
採血車	<p>安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律の規定により業として行う採血の許可を得た者又は医療法の規定による病院又は診療所の開設の許可を得た者が、専ら献血等の採血を行うために使用する自動車であつて、次の各号に掲げる構造</p>	<p>・安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律(平成14年法律第96号)第13条(業として行う採血の許可)</p>	採血車	<p>採血及び供血あつせん業取締法の規定により業として行う採血の許可を得た者又は医療法の規定による病院又は診療所の開設の許可を得た者が、専ら献血等の採血を行うために使用する自動車であつて、次の各号に掲げる構造上の要件を満足し</p>	<p>・採血及び給血あつせん業取締法(昭和31年法律第160号)第4条(業として行う採血の許可)</p>

	<p>上の要件を満足しているものをいう。</p> <p>1 採血に必要な器材及び採血した血液を保存する収納容器を格納する設備を有すること。</p> <p>2 採血用の寝台又は椅子を有しており、かつ採血作業を行うに必要な空間を有していること。</p> <p>3 2の設備には、適当な室内照明灯を有すること。</p> <p>4 次に掲げる寸法等を満足する乗降口が当該自動車の右側面以外の面に1ヶ所以上設けられており、かつ、通路と連結されていること。</p> <p>ア 乗降口は、有効幅300mm以上、かつ、有効高さ1,600mm(イの規定において通路の有効高さを1,200mmとすることができる場合は、1,200mm)以上あること。</p> <p>イ 乗降口から2の設備に至るための通路は、有効幅300mm以上、かつ、有効高さ1,600mm(当該通路に係る1及び2の設備の端部と乗降口との車両中心線方向の最遠距離が2m未満である場合は、1,200mm)以上であること。</p> <p>ウ 空車状態において床面の高さが4</p>	<p>・医療法(昭和23年法律第205号)第7条、第8条</p> <p>・採血用の寝台及び椅子は乗車定員を算定しないものとする。</p> <p>・<u>日本赤十字社が使用者となる場合にあっては、その者が使用者となることを委任状等の書面により確認を行うものとする。</u></p> <p>・<u>日本赤十字社以外が使用者となる場合にあっては、当該自動車の使用者が安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律の規定により業として行う採血の許可を得た者又は医療法の規定による病院又は診療所の開設</u></p>	<p>ているものをいう。</p> <p>1 採血に必要な器材及び採血した血液を保存する収納容器を格納する設備を有すること。</p> <p>2 採血用の寝台又は椅子を有しており、かつ採血作業を行うに必要な空間を有していること。</p> <p>3 2の設備には、適当な室内照明灯を有すること。</p> <p>4 次に掲げる寸法等を満足する乗降口が当該自動車の右側面以外の面に1ヶ所以上設けられており、かつ、通路と連結されていること。</p> <p>ア 乗降口は、有効幅300mm以上、かつ、有効高さ1,600mm(イの規定において通路の有効高さを1,200mmとすることができる場合は、1,200mm)以上あること。</p> <p>イ 乗降口から2の設備に至るための通路は、有効幅300mm以上、かつ、有効高さ1,600mm(当該通路に係る1及び2の設備の端部と乗降口との車両中心線方向の最遠距離が2m未満である場合は、1,200mm)以上であること。</p> <p>ウ 空車状態において床面の高さが4</p>	<p>・医療法(昭和23年法律第205号)第7条、第8条</p> <p>・採血用の寝台及び椅子は乗車定員を算定しないものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>・<u>当該自動車の使用者が採血及び供血あつせん業取縮法の規定により業として行う採血の許可を得た者又は医療法の規定による病院又は診療所の開設の許可を得た者であることを証する書面の写しの提出を求め</u></p>
--	---	--	---	---

	<p>50mm を超える乗降口には、一段の高さが400mm(最下段の階段にあつては、450mm)以下の階段を有するか又は踏台を備えること。</p> <p>この場合における踏台は、走行中の振動等により移動することがないよう所定の格納場所に確実に収納できる構造であること。</p> <p>エ ウの階段又は踏台は、滑り止めを施したものであること。</p> <p>オ ウの乗降口には、安全な乗降ができるように乗降用取手及び照明灯を有すること。</p>	<p>の許可を得た者であることを証する書面の写しの提出を求めるとする。</p> <p>(削除)</p> <p><u>なお、当該自動車の所有者が採血車として道路運送車両法第71条に規定する予備検査を受ける場合においては、交付申請時に当該書面の写し(日本赤十字社が使用者となる場合にあつては、委任状等)の提出を求め確認を行うものとする。</u></p>	<p>50mm を超える乗降口には、一段の高さが400mm(最下段の階段にあつては、450mm)以下の階段を有するか又は踏台を備えること。</p> <p>この場合における踏台は、走行中の振動等により移動することがないよう所定の格納場所に確実に収納できる構造であること。</p> <p>エ ウの階段又は踏台は、滑り止めを施したものであること。</p> <p>オ ウの乗降口には、安全な乗降ができるように乗降用取手及び照明灯を有すること。</p>	<p>とする。</p> <p>ただし、日本赤十字社である場合には不要とする。</p> <p>(新設)</p>
軌道兼用車	<p>鉄道事業の許可を受けた者若しくは軌道事業の特許を受けた者又はこれらの者と線路又は軌道の維持、修繕、復旧作業等を行うことに関する契約を締結している者が、線路又は軌道の維持、修繕、復旧作</p>	軌道兼用車	<p>鉄道事業の許可を受けた者若しくは軌道事業の特許を受けた者又はこれらの者と線路又は軌道の維持、修繕、復旧作業等を行うことに関する契約を締結している者が、線路又は軌道の維持、修繕、復旧作</p>	<p>・鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第3条(許可)、軌道法(大正10年法律第3号)第3条</p>

	<p>業等のために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。</p> <p>なお、用途区分通達4-1(3)の規定は、本車体の形状には適用しないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 線路又は軌道上を走行するための車輪を有していること。 線路又は軌道上を走行するための車輪の駆動は、運転者席、作業台等において操作できること。 線路又は軌道の維持、修繕、復旧作業等のための設備を有すること。 	<p>(事業の特許)</p> <p>・鉄道事業の許可を受けた者又は軌道事業の特許を受けた者であることを証する書面の写し (これらの者と線路又は軌道の維持、修繕、復旧作業等を行うことに関する契約を締結している者) であっては、当該契約書の写し) の提出を求めるとする。</p> <p><u>なお、当該自動車の所有者が軌道兼用車として道路運送車両法第71条に規定する予備検査を受ける場合においては、交付申請時に当該書面の写しの提出を求め確認を行うものとする。</u></p>	<p>業等のために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。</p> <p>なお、用途区分通達4-1(3)の規定は、本車体の形状には適用しないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 線路又は軌道上を走行するための車輪を有していること。 線路又は軌道上を走行するための車輪の駆動は、運転者席、作業台等において操作できること。 線路又は軌道の維持、修繕、復旧作業等のための設備を有すること。 	<p>(事業の特許)</p> <p>・鉄道事業の許可を受けた者又は軌道事業の特許を受けた者であることを証する書面の写し (これらの者と線路又は軌道の維持、修繕、復旧作業等を行うことに関する契約を締結している者) であっては、当該契約書の写し) の提出を求めるとする。</p> <p><u>(新設)</u></p>
図書館車	図書館法第2条に規定する地方公共団	図書館車	図書館法第2条に規定する地方公共団	・積載する図書は、

<p>体、日本赤十字社又は一般財団法人若しくは一般財団法人が設置する図書館において、図書館法第3条第5号の自動車文庫であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。</p> <p>なお、用途区分通達4-1(3)②の規定は、本車体の形状には適用しないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 図書を搭載するための専用の書棚を有すること。 2 1の書棚は、図書が走行中の振動等により移動等することがないような構造であること。 3 図書を閲覧するため及び図書館事務を行うための机、椅子を有すること。ただし、1の書棚が大部分を占めていることにより、図書を閲覧するため及び図書館事務を行うための机、椅子を設けることができないう場合は、この限りではない。 4 図書を閲覧又は図書館事務を行う場所には、適当な室内照明灯を有すること。 5 次に掲げる寸法等を満足する乗降口が当該自動車の右側面以外の面に1ヶ 	<p>車両重量に含むものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3の椅子は乗車定員を算定しないものとする。 ・地方公共団体、日本赤十字社が使用者となる場合にあつては、その者が使用者となることを委任状等の書面により確認を行うものとする。 ・地方公共団体、日本赤十字社以外が使用者となる場合にあつては、当該自動車の使用者が図書館法(昭和25年法律第118号)第2条に規定する一般財団法人若しくは一般財団法人であることを証する書の写しの提出を求めるものとする。 	<p>体、日本赤十字社又は民法第34条の規定により設立された公益法人が設置する図書館において、図書館法第3条第5号の自動車文庫を行うために使用する自動車であつて、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。</p> <p>なお、用途区分通達4-1(3)②の規定は、本車体の形状には適用しないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 図書を搭載するための専用の書棚を有すること。 2 1の書棚は、図書が走行中の振動等により移動等することがないような構造であること。 3 図書を閲覧するため及び図書館事務を行うための机、椅子を有すること。ただし、1の書棚が大部分を占めていることにより、図書を閲覧するため及び図書館事務を行うための机、椅子を設けることができないう場合は、この限りではない。 4 図書を閲覧又は図書館事務を行う場所には、適当な室内照明灯を有すること。 5 次に掲げる寸法等を満足する乗降口が当該自動車の右側面以外の面に1ヶ
---	---	---

	<p>所以上設けられており、かつ、通路と連結されていること。ただし、利用者が車室外からのみ利用する図書貸出し形態の構造のものにあつては、この限りではない。</p> <p>ア 乗降口は、有効幅300mm以上、かつ、有効高さ1,600mm(イの規定において通路の有効高さを1,200mmとすることができる場合は、1,200mm)以上あること。</p> <p>イ 乗降口から1及び3の設備に至るための通路は、有効幅300mm以上、かつ、有効高さ1,600mm(当該通路に係る1及び3の設備の端部と乗降口との車両中心線方向の最遠距離が2m未満である場合は、1,200mm)以上であること。</p> <p>ウ 空車状態において床面の高さが450mmを超える乗降口には、一段の高さが400mm(最下段の階段にあつては、450mm)以下の階段を有するか又は踏台を備えること。</p> <p>この場合における踏台は、走行中の振動等により移動することがないよう所定の格納場所に確実に収納できる構造であること。</p>	<p>(削除)</p> <p><u>なお、当該自動車の所有者が図書館車として道路運送車両法第71条に規定する予備検査を受ける場合においては、交付申請時には、当該書面の写し(地方公共団体、日本赤十字社が使用者となる場合にあつては、委任状等)の提出を求め確認を行うものとする。</u></p>	<p>所以上設けられており、かつ、通路と連結されていること。ただし、利用者が車室外からのみ利用する図書貸出し形態の構造のものにあつては、この限りではない。</p> <p>ア 乗降口は、有効幅300mm以上、かつ、有効高さ1,600mm(イの規定において通路の有効高さを1,200mmとすることができる場合は、1,200mm)以上あること。</p> <p>イ 乗降口から1及び3の設備に至るための通路は、有効幅300mm以上、かつ、有効高さ1,600mm(当該通路に係る1及び3の設備の端部と乗降口との車両中心線方向の最遠距離が2m未満である場合は、1,200mm)以上であること。</p> <p>ウ 空車状態において床面の高さが450mmを超える乗降口には、一段の高さが400mm(最下段の階段にあつては、450mm)以下の階段を有するか又は踏台を備えること。</p> <p>この場合における踏台は、走行中の振動等により移動することがないよう所定の格納場所に確実に収納できる構造であること。</p>	<p>ただし、地方公共団体、日本赤十字社である場合には不要とする。</p> <p>(新設)</p>
--	---	--	---	---

	<p>エ ウの階段又は踏台は、滑り止めを施したものであること。</p> <p>オ ウの乗降口には、安全な乗降ができるように乗降用取手及び照明灯を有すること。</p> <p>6 物品積載設備を有していないこと。</p>		<p>エ ウの階段又は踏台は、滑り止めを施したものであること。</p> <p>オ ウの乗降口には、安全な乗降ができるように乗降用取手及び照明灯を有すること。</p> <p>6 物品積載設備を有していないこと。</p>		<p>郵便車</p> <p>郵便業務に使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。</p> <p>なお、用途区分通達4-1(3)②の規定は本車体の形状には適用しないものとする。</p> <p>1 郵便差出箱、切手等の販売等の郵便業務を行うために必要な設備を有すること。</p> <p>2 車室外からのみ直接利用できる場合以外の1の設備にあつては、適当な室内照明灯を有すること。</p> <p>3 次に掲げる寸法等を満足する乗降口が当該自動車の右側面以外の面に1ヶ所以上設けられており、かつ、通路と連結されていること。ただし、車室外からのみ直接利用する形態の構造のものにあつては、この限りではない。</p> <p>ア 乗降口は、有効幅300mm以上、かつ、有効高さ1,600mm(イの規</p>	<p>郵便車</p> <p>郵便業務とは、郵便法(昭和22年法律第165号)等の規定による郵便物の送達、ハガキ、切手の販売等の事業をいう。</p> <p>・<u>当該自動車の使用者が、日本郵便株式会社であることを委任状等の書面により確認を行うものとする。</u></p> <p>・<u>当該自動車の所有者が郵便車として道路運送車両法第71条に規定する予備検査を受ける場合においては、交付申請時にその使用</u></p>	<p>郵便業務とは、郵便法(昭和22年法律第165号)等の規定による郵便物の送達、ハガキ、切手の販売等の事業をいう。</p> <p>(新設)</p>
--	--	--	--	--	---	---	--

	<p>者が日本郵便株式会社であること、委任状等の書面により確認を行うものとす。</p> <p>定において通路の有効高さを1, 200mmとすることができる場合は、1, 200mm) 以上あること。</p> <p>イ 乗降口から1の設備に至るための通路は、有効幅300mm以上、かつ、有効高さ1, 600mm(当該通路に係る1の設備の端部と乗降口との車両中心線方向の最遠距離が2m未満である場合は、1, 200mm) 以上であること。</p> <p>ウ 空車状態において床面の高さが450mmを超える乗降口には、一段の高さが400mm(最下段の階段にあつては、450mm) 以下の階段を有するか又は踏台を備えること。</p> <p>この場合における踏台は、走行中の振動等により移動することがないよう所定の格納場所に確実に収納できる構造であること。</p> <p>エ ウの階段又は踏台は、滑り止めを施したものであること。</p> <p>オ ウの乗降口には、安全な乗降ができるように乗降用取手及び照明灯を有すること。</p> <p>4 物品積載設備を有していないこと。</p>	移動電話車	<p>定において通路の有効高さを1, 200mmとすることができる場合は、1, 200mm) 以上あること。</p> <p>イ 乗降口から1の設備に至るための通路は、有効幅300mm以上、かつ、有効高さ1, 600mm(当該通路に係る1の設備の端部と乗降口との車両中心線方向の最遠距離が2m未満である場合は、1, 200mm) 以上であること。</p> <p>ウ 空車状態において床面の高さが450mmを超える乗降口には、一段の高さが400mm(最下段の階段にあつては、450mm) 以下の階段を有するか又は踏台を備えること。</p> <p>この場合における踏台は、走行中の振動等により移動することがないよう所定の格納場所に確実に収納できる構造であること。</p> <p>エ ウの階段又は踏台は、滑り止めを施したものであること。</p> <p>オ ウの乗降口には、安全な乗降ができるように乗降用取手及び照明灯を有すること。</p> <p>4 物品積載設備を有していないこと。</p>	<p>移動電話車</p> <p>電気通信事業法に基づく電気通信事業</p> <p>電気通信事業者と</p>
--	---	-------	---	---

<p>者が、他人の需要に応じ電気通信業務を行うために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。ただし、専ら電話の電波の中継を行うことを目的とする自動車にあっては、交換機を有し、かつ、アンテナ等電波の中継に必要な設備を有していなければよい。</p> <p>1 電話機（携帯電話を除く。）、交換機その他電気通信業務に必要な通信機器又は電報の取りつき業務等を行うための機、椅子、カウンタ一等を有すること。</p> <p>2 1の椅子及び利用者の用に供する椅子は、乗車設備の座席と兼用でないこと。</p> <p>3 車室外からのみ直接利用できる場合以外の1及び2の設備にあつては、適当な室内照明灯を有すること。</p> <p>4 次に掲げる寸法等を満足する乗降口が当該自動車の右側面以外の面に1ヶ所以上設けられており、かつ、通路と連結されていること。ただし、車室外からのみ直接利用する形態の構造のものにあつては、この限りではない。</p> <p>ア 乗降口は、有効幅300mm以上、かつ、有効高さ1,600mm（イの規</p>	<p>は、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第9条第1項の登録を受けた者、第16条第1項の規定による届出をした者をいう。</p> <p>・当該自動車の使用者が、電気通信事業法に基づき電気通信事業者であることを証する書面の写しの提出を求めらるものとする。</p> <p>なお、当該自動車の所有者が移動電話車として道路運送車両法第71条に規定する予備検査を受ける場合においては、交付申請時に当該書面の写しの提出を求め確認を行うものとする。</p>	<p>は、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第9条第1項の登録を受けた者、第16条第1項の規定による届出をした者をいう。</p> <p>・当該自動車の使用者が、電気通信事業法に基づき電気通信事業者であることを証する書面の写しの提出を求めらるものとする。</p> <p>なお、当該自動車の所有者が移動電話車として道路運送車両法第71条に規定する予備検査を受ける場合においては、交付申請時に当該書面の写しの提出を求め確認を行うものとする。</p>	<p>は、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第9条第1項の許可を受けた者、第22条第1項の規定による届出をした者及び第24条第1項の登録を受けた者をいう。</p> <p>・当該自動車の使用者が、電気通信事業法に基づき電気通信事業者であることを証する書面の写しの提出を求めらるものとする。</p> <p>〈新設〉</p>

	<p>定において通路の有効高さを1, 200 mm とすることができる場合は、1, 200 mm) 以上あること。</p> <p>イ 乗降口から1及び2の設備に至るための通路は、有効幅300 mm 以上、かつ、有効高さ1, 600 mm (当該通路に係る1及び2の設備の端部と乗降口との車両中心線方向の最遠距離が2 m未満である場合は、1, 200 mm) 以上であること。</p> <p>ウ 空車状態において床面の高さが450 mm を超える乗降口には、一段の高さが400 mm(最下段の階段にあつては、450 mm) 以下の階段を有するか又は踏台を備えること。</p> <p>この場合における踏台は、走行中の振動等により移動することがないよう所定の格納場所に確実に収納できる構造であること。</p> <p>エ ウの階段又は踏台は、滑り止めを施したものであること。</p> <p>オ ウの乗降口には、安全な乗降ができるように乗降用取手及び照明灯を有すること。</p> <p>5 物品積載設備を有していないこと。</p>	<p>・1の椅子は、乗車人員を算定しないものとする。</p>	
路上試験車	道路交通法第97条第2項(同法第10	・道路交通法(昭和	路上試験車
5	物品積載設備を有していないこと。	道路交通法第97条第2項(同法第10	・1の椅子は、乗車人員を算定しないものとする。
エ	ウの階段又は踏台は、滑り止めを施したものであること。	道路交通法(昭和	この場合における踏台は、走行中の振動等により移動することがないよう所定の格納場所に確実に収納できる構造であること。
オ	ウの乗降口には、安全な乗降ができるように乗降用取手及び照明灯を有すること。	道路交通法(昭和	この場合における踏台は、走行中の振動等により移動することがないよう所定の格納場所に確実に収納できる構造であること。
5	物品積載設備を有していないこと。	道路交通法第97条第2項(同法第10	道路交通法(昭和

	<p>0 条の2 第3 項において準用する場合を含む。) の規定に基づき技能試験に使用する自動車であって、助手席にて操作できる補助ブレーキを有するものをいう。</p> <p>なお、用途区分通達4-1(3)の規定は、本車体の形状には適用しないものとする。</p>	<p>35 年法律第 105 号) 第 97 条第 2 項 (道路における運転技能検定試験)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同法第 100 条の2 第 3 項 (公安委員会が行う再試験) <p>(新設)</p>
	<p>0 条の2 第3 項において準用する場合を含む。) の規定に基づき技能試験に使用する自動車であって、助手席にて操作できる補助ブレーキを有するものをいう。</p> <p>なお、用途区分通達4-1(3)の規定は、本車体の形状には適用しないものとする。</p>	<p>35 年法律第 105 号) 第 97 条第 2 項 (道路における運転技能検定試験)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同法第 100 条の2 第 3 項 (公安委員会が行う再試験) <p>・<u>公安委員会が使用者となる場合</u>にあつては、<u>その者が使用者となることを委任状等の書面により確認を行うものとする。</u></p> <p>・<u>公安委員会以外が使用者となる場合</u>にあつては、<u>道路交通法第 97 条第 2 項 (同法第 100 条の2 第 3 項において準用する場合も含む。)</u>の規定に基づき技能試験を行うため、<u>公安委員会が指定した自動車の使用者であることを証</u></p>
		<ul style="list-style-type: none"> ・公安委員会以外の使用者にあつては、道路交通法第 97 条第 2 項 (同法第 100 条の2 第 3 項において準用する場合も含む。) の規定に基づき技能試験を行うため、公安委員会が指定した自動車の使用者であることを証する書面の

		<p>する書面の写しの提出を求めらるものとする。</p> <p><u>なお、当該自動車の所有者が路上試験車として道路運送車両法第71条に規定する予備検査を受ける場合においては、交付申請時に当該書面の写し（公安委員会が使用者となる場合にあっては、委任状等）の提出を求め確認を行うものとする。</u></p>		<p>写しの提出を求めらるものとする。</p> <p>（新設）</p>
<p>教習車</p>	<p>道路交通法第98条の自動車教習所又は同法第99条の指定自動車教習所において使用し、かつ、専ら自動車の運転に関する技能の検定又は教習の用に供する自動車、又は道路交通法第108条の4第1項に定める指定講習機関において使用し、かつ、初心運転者に対し運転について必要な技能の講習の用に供する自動車であつて、助手席にて操作できる補助ブレーキを</p>	<p>自動車教習所又は指定自動車教習所において使用し、かつ、専ら自動車の運転に関する技能の検定又は教習の用に供する自動車、又は道路交通法第108条の4第1項に定める指定講習機関において使用し、かつ、初心運転者に対し運転について必要な技能の講習の用に供する自動車であつて、助手席にて操作できる補助ブレーキを</p>	<p>道路交通法第98条の自動車教習所又は同法第99条の指定自動車教習所において使用し、かつ、専ら自動車の運転に関する技能の検定又は教習の用に供する自動車、又は道路交通法第108条の4第1項に定める指定講習機関において使用し、かつ、初心運転者に対し運転について必要な技能の講習の用に供する自動車であつて、助手席にて操作できる補助ブレーキを</p>	<p>自動車教習所又は指定自動車教習所において使用し、かつ、専ら自動車の運転に関する技能の検定又は教習の用に供する自動車、又は道路交通法第108条の4第1項に定める指定講習機関において使用し、かつ、初心運転者に対し運転について必要な技能の講習の用に供する自動車であつて、助手席にて操作できる補助ブレーキを</p>

	<p>有するものをいう。 なお、用途区分通達4-1(3)の規定は、本車体の形状には適用しないものとする。</p>	<p>部は、所定の事実確認をした後、使用者に対し指定自動車教習所路上教習用自動車証明書又は指定外自動車教習所路上教習用自動車証明書を交付することになっているので、これらの証明書の写しの提出を求めるとする。</p> <p><u>なお、当該自動車の所有者が教習車として道路運送車両法第71条に規定する予備検査を受ける場合においては、交付申請時に当該書面の写しの提出を求め確認を行うものとする。</u></p>		<p>部は、所定の事実確認をした後、使用者に対し指定自動車教習所路上教習用自動車証明書又は指定外自動車教習所路上教習用自動車証明書を交付することになっているので、これらの証明書の写しの提出を求めるとする。</p> <p>(新設)</p>
<p>霊柩車</p>	<p>地方自治体、貨物自動車運送事業法に基づく一般貨物自動車運送事業の許可を受けた者等が、専ら柩又は遺体を運搬するた</p>	<p>霊柩車</p>	<p>地方自治体、貨物自動車運送事業法に基づく一般貨物自動車運送事業の許可を受けた者等が、専ら柩又は遺体を運搬するた</p>	<p>・貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第3条(一</p>

	<p>一般貨物自動車運送事業の許可)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>柙又は担架</u>については、その重量を100kgとして安全性等の確認をする。この場合において、当該重量は車両重量には含めないこととし、積載量も付与しないこととする。 ・<u>地方自治体</u>が使用者となる場合にあつては、<u>その者が使用者となることを委任状等の書面により確認を行うものとする。</u> ・<u>地方自治体以外が使用者となる場合にあつては、当該自動車の使用者が、貨物自動車運送事業法に基づき一般貨物自動車運送事業</u> 	<p>一般貨物自動車運送事業の許可)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>柙又は担架</u>については、その重量を100kgとして安全性等の確認をする。この場合において、当該重量は車両重量には含めないこととし、積載量も付与しないこととする。 ・<u>地方自治体</u>が使用者となる場合にあつては、<u>その者が使用者となることを委任状等の書面により確認を行うものとする。</u> ・<u>地方自治体以外が使用者となる場合にあつては、当該自動車の使用者が、貨物自動車運送事業法に基づき一般貨物自動車運送事業</u> 	<p>一般貨物自動車運送事業の許可)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>柙又は担架</u>については、その重量を100kgとして安全性等の確認をする。この場合において、当該重量は車両重量には含めないこととし、積載量も付与しないこととする。 ・<u>地方自治体</u>が使用者となる場合にあつては、<u>その者が使用者となることを委任状等の書面により確認を行うものとする。</u> ・<u>地方自治体以外が使用者となる場合にあつては、当該自動車の使用者が、貨物自動車運送事業法に基づき一般貨物自動車運送事業</u> 	<p>めに使用する自動車であつて、柙又は遺体を収容するための担架を収納する専用の場所（長さ1. 8m以上、幅0. 5m以上、高さ0. 5m以上）を有しており、かつ、柙又は担架を確実に固定できる装置を有するものをいう。</p> <p>なお、用途区分通達4-1(3)②の規定は、本車体の形状には適用しないものとする。</p>	<p>めに使用する自動車であつて、柙又は遺体を収容するための担架を収納する専用の場所（長さ1. 8m以上、幅0. 5m以上、高さ0. 5m以上）を有しており、かつ、柙又は担架を確実に固定できる装置を有するものをいう。</p> <p>なお、用途区分通達4-1(3)②の規定は、本車体の形状には適用しないものとする。</p>
--	---	---	---	--	--

		<p>の許可を受けた者等にあつては、<u>霊柩事業を行う者である旨の書面の写しの提出を求めるとする。</u></p> <p><u>なお、当該自動車の所有者が霊柩車として道路運送車両法第71条に規定する予備検査を受ける場合においては、交付申請時に当該書面の写し(地方自治体が使用者となる場合にあつては、委任状等)の提出を求め確認を行うものとする。</u></p> <p>・<u>最大積載量は算定しないものとする。</u></p>			<p>者である旨の書面の写しの提出を求めるとする。</p> <p>(新設)</p>
広報車	<p>国、<u>地方自治体、公益社団法人、公益財団法人又は電気、ガス等の公益企業(公益企業の団体を含む。)</u>が、<u>施策や業務内容等を広く一般の人に知らせるために使用する自動車であつて、次の各号に掲げる構</u></p>	<p>・<u>広報業務を伴って使用する必要最小限の道具等を積載するための最大積載量500kg以下の装</u></p>	広報車	<p>国、<u>地方自治体、民法第34条の規定により設立された公益法人又は電気、ガス等の公益企業(公益企業の団体を含む。)</u>が、<u>施策や業務内容等を広く一般の人に知らせるために使用する自動車であつて、次の</u></p>	<p>・<u>広報業務を伴って使用する必要最小限の道具等を積載するための最大積載量500kg以下の装</u></p>

	<p>造上の要件を満足しているものをいう。 なお、用途区分通達4-1(3)②の規定は、本車体の形状には適用しないものとする。</p> <p>1 広報を行うための設備(以下「<u>広報設備</u>」)を有すること。 2 <u>広報するための者の用に供する座席を有する場合には、この座席が固定された床面から上方に1, 200mm以上の空間を有すること。</u></p> <p>3 <u>広報設備のうち、車室外に放送するための設備は、車室内において操作可能であり、かつ、車体の外側に固定された拡声器により、車室外に放送できること。</u></p> <p>4 <u>当該自動車の車体の両側面には、当該自動車の使用者を示す表示がなされていること。</u></p> <p>5 物品積載設備を有していないこと。</p>	<p>置は、この場合の物品積載設備と見なさないものとする。 ・<u>国、地方自治体</u>が<u>使用者となる場合にあっては、その者が使用者となることを委任状等の書面により確認を行うものとする。</u></p> <p>・<u>国、地方自治体以外が使用者となる場合にあっては、当該自動車</u>の使用者が、<u>公益社団法人、公益財団法人又は公益企業である場合には、当該法人等の定款等で広報業務を行うこととしている書面の写しの提出を求めるとする。</u></p> <p><u>なお、当該自動車の所有者が広報車として道路運送車</u></p>	<p>各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。 なお、用途区分通達4-1(3)②の規定は、本車体の形状には適用しないものとする。</p> <p>1 広報を行うための設備(以下「<u>広報設備</u>」)を有すること。 2 広報するための者の用に供する座席は、この座席が固定された床面から上方に1, 200mm以上の空間を有すること。</p> <p>3 <u>広報設備のうち、車室外に放送するための設備は、車室内において操作可能であり、かつ、車体の外側に固定された拡声器により、車室外に放送できること。</u></p> <p>4 <u>当該自動車の車体の両側面には、当該自動車の使用者を示す表示がなされていること。</u></p> <p>5 物品積載設備を有していないこと。</p>	<p>置は、この場合の物品積載設備と見なさないものとする。 (新設)</p> <p>・<u>当該自動車の使用者が、民法第34条の規定により設立された公益法人又は公益企業である場合には、当該法人等の定款等で広報業務を行うこととしている書面の写しの提出を求めるとする。</u></p> <p>(新設)</p>
--	--	---	---	--

		<p>両法第 71 条に規定する予備検査を受ける場合においては、交付申請時に当該書面の写し（国、地方自治体が使用者となる場合において、委任状等）の提出を求め確認を行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車体両側面への表示文字は、一辺が 8cm 以上の大きさであり、かつ、容易に消えないもので地色と同色でないこと。 		<ul style="list-style-type: none"> ・車体両側面への表示文字は、一辺が 8cm 以上の大きさであり、かつ、容易に消えないもので地色と同色でないこと。
放送中継車	放送法に基づく放送事業者等が、専らテレビ中継、ラジオ中継等の放送中継業務を行うために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。 1 テレビ中継を行う自動車はテレビ中継を行うために必要な設備を有し、ラジオ中継を行う自動車はラジオ中継に必要な設備を有し、音声	<ul style="list-style-type: none"> ・日本放送協会が使用者となる場合にあっては、その者が使用者となることを委任状等の書面により確認を行うものとする。 ・日本放送協会以外が使用者となる場 	放送中継車	<p>放送法に基づく放送事業者等が、専らテレビ中継、ラジオ中継等の放送中継業務を行うために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 テレビ中継を行う自動車はテレビ中継を行うために必要な設備を有し、ラジオ中継を行う自動車はラジオ中継に必要な設備を有し、音声 <ul style="list-style-type: none"> ・当該自動車の使用者が、放送法（昭和

	<p>車は音声 中継等に 必要な 設備を有 し、かつ 、画像、 音量調 節等を行 うための 専用の調 節室を有 すること 。</p> <p>2 放送中 継地まで 送信する ことができ る送信設 備等を有 すること 。</p> <p>3 放送中 継設備を 作動させ るための 動力源及 び操作装 置を有す ること。 ただし、 外部から 動力の供 給を受け ることよ り放送中 継設備を 作動させ るものに あつては 、動力受 給装置及 び操作装 置を有す ること。 4 当該自 動車の車 体の両側 面には、 当該自動 車の使用 者を示す 表示がな されてい ること。</p>	<p>合にあつ ては、当 該自動車 の使用 者が、放 送法（昭 和 25 年 法律第 132 号） に基づ く放送事 業者等 である ことを証 する書 面（電波 法（昭 和 25 年 法律第 131 号） に基づ く放送を 行う無線 局の免許 状）の写 しの提出 を求め るものと する。 また、放 送事業者 以外 の使用 者（放送 事業者 以外の者 ）は、教 育の一貫 として て放送に かかる学 部を擁 する大学 及び放 送事業者 の委託に より放送 中継業務 を行う番 組を制作 する法人 に限られ る。）の 場合には 、当該自 動車の使 用目的と 使用者の 業務の関 連を記載</p>	<p>車は音声 中継等に 必要な 設備を有 し、かつ 、画像、 音量調 節等を行 うための 専用の調 節室を有 すること 。</p> <p>2 放送中 継地まで 送信する ことができ る送信設 備等を有 すること 。</p> <p>3 放送中 継設備を 作動させ るための 動力源及 び操作装 置を有す ること。 ただし、 外部から 動力の供 給を受け ることよ り放送中 継設備を 作動させ るものに あつては 、動力受 給装置及 び操作装 置を有す ること。 4 当該自 動車の車 体の両側 面には、 当該自動 車の使用 者を示す 表示がな されてい ること。</p>	<p>25 年法律 第 132 号） に基づ く放送事 業者等 であることを 証する書 面（電波 法（昭 和 25 年 法律第 131 号） に基づ く放送を 行う無線 局の 免許状） の写しの 提出を求 めるもの とする。 また、放 送事業者 以外 の使用 者の場 合には、 当該自 動車の 使用目 的と使 用者の 業務の 関連を 記載し た書面 の提出 を求め るもの とする。 なお、放 送事業者 以外の 者には、 教育の 一貫と して放 送にか かる学 部を擁 する大 学及び 放送事 業者の 委託に よ</p>
--	--	--	--	--

		<p>した書面の提出を 求めるものとする。</p> <p>なお、当該自動車の所有者が放送中継車として道路運送車両法第 71 条に規定する予備検査を受ける場合においては、交付申請時に当該書面の写し（日本放送協会が使用者となる場合にあっては、委任状等）の提出を求め確認を行うものとする。</p> <p>・車体の両側面への表示文字は、一辺が 8cm 以上の大きさであり、かつ、容易に消せないもので地色と同色でないこと。</p>	<p>理容・美容</p>	<p>理容師法又は美容師法の規定に基づき、都</p>	<p>り放送中継業務を行う番組を制作する法人に限られるものとする。</p> <p>〈新設〉</p>
<p>理容・美容</p>	<p>理容師法又は美容師法の規定に基づき、都</p>	<p>・理容作業に伴って</p>	<p>理容・美容</p>	<p>理容師法又は美容師法の規定に基づき、都</p>	<p>・理容作業に伴って</p>

車	<p>道府県知事に理容所又は美容所として届出をした者が、理容業務又は美容業務（以下「理容業務等」という。）を行うために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものを用う。</p> <p>なお、用途区分通達4-1(3)②の規定は、本車体の形状には適用しないものとする。</p> <p>1 理容業務を行うために必要な理容器具、美容器具、消毒用具等の設備を有すること。</p> <p>2 1の設置場所は、採光、照明及び換気装置を有すること。</p> <p>3 理容業務等を受ける者の用に供する椅子を有しており、当該椅子は乗車装置の座席と兼用でないこと。</p> <p>4 理容業務等を受けるための者の用に供する椅子の付近には一辺が30cmの正方形を含む0.5㎡以上の作業用床面積を有しており、かつ、当該床面から上方1,600mm以上の空間を有すること。</p> <p>5 物品積載設備を有していないこと。</p>	車	<p>道府県知事に理容所又は美容所として届出をした者が、理容業務又は美容業務（以下「理容業務等」という。）を行うために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものを用う。</p> <p>なお、用途区分通達4-1(3)②の規定は、本車体の形状には適用しないものとする。</p> <p>1 理容業務を行うために必要な理容器具、美容器具、消毒用具等の設備を有すること。</p> <p>2 1の設置場所は、採光、照明及び換気装置を有すること。</p> <p>3 理容業務等を受ける者の用に供する椅子を有しており、当該椅子は乗車装置の座席と兼用でないこと。</p> <p>4 理容業務等を受けるための者の用に供する椅子の付近には一辺が30cmの正方形を含む0.5㎡以上の作業用床面積を有しており、かつ、当該床面から上方1,600mm以上の空間を有すること。</p> <p>5 物品積載設備を有していないこと。</p>	<p>使用する必要最小限の工具等を積載するための最大積載量500kg以下の装置は、この場合の物品積載設備と見なさないものとする。</p> <p>・理容師法(昭和22年法律第234号)第11条(理容所の開設の届出)に基づき、都道府県知事に理容所として届出をした者であることを証する書面の写しの提出を求めるとする。</p> <p>〈新設〉</p>
---	--	---	--	---

	<p>を行うものとする。</p> <p>・美容師法（昭和 32 年法律第 163 号）第 11 条（美容所の位置等の届出）に基づき、都道府県知事に美容所として届出をした者であることを証する書面の写しの提出を求め</p> <p>るものとする。</p> <p><u>なお、当該自動車の所有者が理容・美容車として道路運送車両法第 71 条に規定する予備検査を受ける場合においては、交付申請時に当該書面の写しの提出を求め確認を行うものとする。</u></p>	
<p>・美容師法（昭和 32 年法律第 163 号）第 11 条（美容所の位置等の届出）に基づき、都道府県知事に美容所として届出をした者であることを証する書面の写しの提出を求め</p> <p>るものとする。</p> <p>（新設）</p>		

3-1-3-2 (略)		3-1-3-2 (略)	
3-3 用途区分通達4-1-3 (3) の自動車		3-3 用途区分通達4-1-3 (3) の自動車	
車体の形状	構造要件	車体の形状	構造要件
清掃車	<p>下水道等の清掃作業に使用する自動車であって、次の1又は2のいずれかに掲げる構造上の要件を満足しているものを用う。</p> <p>1 塵芥、汚泥等を収納する物品積載設備を有する清掃作業用の自動車</p> <p>(1) 清掃作業に必要なブラシ装置、吸込み装置、洗浄装置等の設備を有すること。</p> <p>(2) 塵芥、汚泥等を回収する装置又は収納する物品積載設備を有すること。</p> <p>(3) (1) の各装置を作動させるための動力源及び操作装置を有すること。</p> <p>2 1以外の清掃作業用の自動車</p> <p>(1) 下水道、建物、配電線等を清掃する高圧洗浄装置、ブラシ装置等の設備を有すること。</p> <p>(2) (1) の各装置を作動させるための動力源及び操作装置を有すること。</p>	清掃車	<p>下水道等の清掃作業に使用する自動車であって、次の1又は2のいずれかに掲げる構造上の要件を満足しているものを用う。</p> <p>1 塵芥、汚泥等を収納する物品積載設備を有する清掃作業用の自動車</p> <p>(1) 清掃作業に必要なブラシ装置、吸込み装置、洗浄装置等の設備を有すること。</p> <p>(2) 塵芥、汚泥等を回収する装置又は収納する物品積載設備を有すること。</p> <p>(3) (1) の各装置を作動させるための動力源及び操作装置を有すること。</p> <p>2 1以外の清掃作業用の自動車</p> <p>(1) 下水道、建物、配電線等を清掃する高圧洗浄装置、ブラシ装置等の設備を有すること。</p> <p>(2) (1) の各装置を作動させるための動力源及び操作装置を有すること。</p>
照明車	<p>照明作業を行うために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものを用う。</p> <p>1 車室外に、照明作業を行うための複</p>	照明車	<p>照明作業を行うために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものを用う。</p> <p>1 車室外に、照明作業を行うための複</p>
	留意事項		留意事項
	<p>・塵芥、汚泥等を収納する物品積載設備は積載量を算定するものとする。</p> <p>・油圧シリンダ等の作動油、冷却水等は、車両重量に含めるものとする。</p>		<p>・塵芥、汚泥等を収納する物品積載設備は積載量を算定するものとする。</p> <p>・油圧シリンダ等の作動油、冷却水等は、車両重量に含めるものとする。</p>
	<p>・自動車に備えられた走行に必要な照明灯火及び家庭用の照明装置、バッテ</p>		<p>・自動車に備えられた走行に必要な照明灯火及び家庭用の照明装置、バッテ</p>

	<p>数の投光器及び当該投光器の支持台を有すること。</p> <p>この場合において、投光器は1灯につき消費電力が200W以上の能力又は1基につき全光束（定格値）が3,330 l m以上の能力を有していればよい。</p> <p>2 1の支持台は、旋回、伸縮及び投光器の照射角度を任意に調整することができるものであること。ただし、複数の方向に向けて固定された複数の投光器を有する場合は、旋回しない構造であつてもよい。</p> <p>3 すべての投光器を点灯させるために十分な発電能力のある発電機（走行用の原動機を動力とするものを除く。）を有すること。</p> <p>ただし、外部の電源から電力の供給を受けることにより投光器を動作させることができるものにあつては、外部からの電力の供給を受けることができ、る設備を有している場合にあつては、この限りでない。</p> <p>4 3の発電機は、排気管を有し、かつ、排気口は車室内に開口していないこと。</p>	<p>りーの電源により点灯する照明装置等は、この場合の投光器には該当しないものとする。</p> <p>・ <u>投光器の全光束（定格値）</u>については、当該投光器の様子が記載された書面、カタログ又は試験データ等により確認を行うものとする。</p>	<p>りーの電源により点灯する照明装置等は、この場合の投光器には該当しないものとする。</p> <p>（新設）</p>
	<p>数の投光器及び当該投光器の支持台を有すること。</p> <p>この場合において、投光器の消費電力は1灯につき200W以上の能力を有すること。</p> <p>2 1の支持台は、旋回、伸縮及び投光器の照射角度を任意に調整することができるものであること。ただし、複数の方向に向けて固定された複数の投光器を有する場合は、旋回しない構造であつてもよい。</p> <p>3 すべての投光器を点灯させるために十分な発電能力のある発電機（走行用の原動機を動力とするものを除く。）を有すること。</p> <p>ただし、外部の電源から電力の供給を受けることにより投光器を動作させることができるものにあつては、外部からの電力の供給を受けることができ、る設備を有している場合にあつては、この限りでない。</p> <p>4 3の発電機は、排気管を有し、かつ、排気口は車室内に開口していないこと。</p>	<p>りーの電源により点灯する照明装置等は、この場合の投光器には該当しないものとする。</p> <p>・ <u>投光器の全光束（定格値）</u>については、当該投光器の様子が記載された書面、カタログ又は試験データ等により確認を行うものとする。</p>	<p>りーの電源により点灯する照明装置等は、この場合の投光器には該当しないものとする。</p> <p>（新設）</p>

附則 (平成 28 年 3 月 22 日 国自整第 410 号)

1. 本改正規定は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。
2. 改正前に清掃車、照明車となつて~~いる~~車面の構造要件は、従前の例による。

(16) 自動車登録番号標等の取付角度等の確認について（協力依頼）

国自情第278号の2
国自整第425号の2
平成28年3月28日

一般社団法人中古自動車販売協会連合会会長 殿

自動車局自動車情報課長
整備課長

自動車登録番号標等の取付角度等の確認について（協力依頼）

自動車登録番号標等を被覆することの禁止のほか、一定の位置・方法において表示しなければならないことを内容とする道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律（平成27年法律第44号）等の規定が平成28年4月1日に施行されることに伴い、標記について別添のとおり取り扱われるよう、この旨傘下会員に周知の上、ご協力願いたい。

車のナンバープレートは見やすく表示!

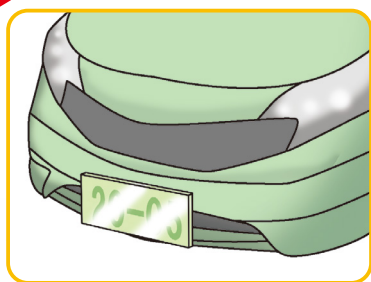
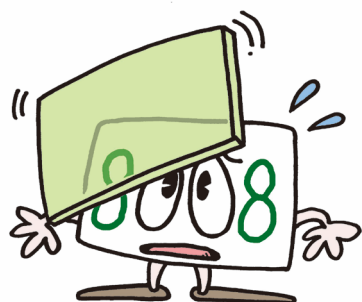


ナンバープレートの表示義務が明確化されます

平成28年4月1日以降、ナンバープレートをカバー等で被覆すること、シール等を貼り付けること、回転させて表示すること、折り返すこと等が明確に禁止されます。

平成28年4月1日から
禁止

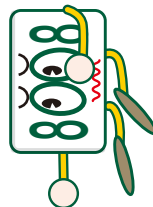
カバー



ナンバープレートカバーは装着禁止!!
無色透明でもダメ!!

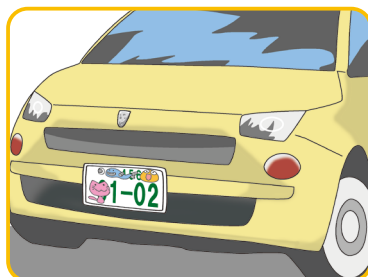
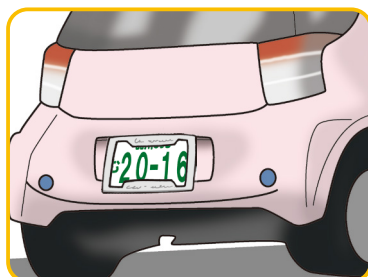
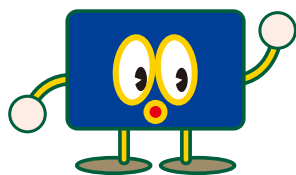
回転

回転させて取り付けてはいけません。



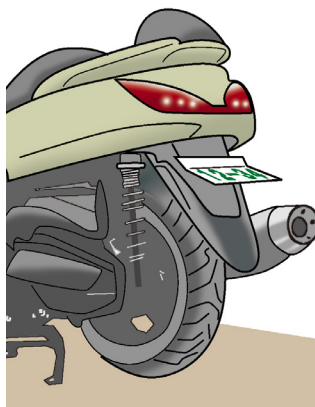
ひふく被覆

ナンバープレートのすべての文字が判読できなければダメ!!



折り返し

折り返してはいけません。



車のナンバープレートの表示に係る新基準

これまで「番号を見やすいように表示しなければならない」とだけ定められていたナンバープレートですが、新基準により位置や角度が数値で明確に規定されました。知らなかったではすまされません！

項目	前面のナンバープレート	後面のナンバープレート			
		ナンバープレートの 上端が1.2m以下の場合	ナンバープレートの 上端が1.2m超の場合	バイクのナンバープレート	
位置	番号（ナンバープレートのすべての文字をいう。以下、同じ。）の識別に支障が生じないように、見やすい位置				
角度	上下向き ^{*1}	上向き10°～ 下向き10°	上向き45°～ 下向き5° 1.2m以下	上向き25°～ 下向き15° 1.2m超	上向き40°～ 下向き15°
	左右向き ^{*1}	左向き10°～ 左右向き0°	左向き5°～左右向き0°		左右向き0°
	回転	水平			
被覆・汚れ・ 物品の取付け	禁止（封印、検査標章・保険標章等、下記のフレーム・ボルトカバーを除く。）				
フレーム ^{*1}	<ul style="list-style-type: none"> 幅^{*2}が上部10mm以下、左右18.5mm以下、下部13.5mm以下 厚さ^{*3}が上部6mm以下（上部の幅が7mm以下の場合は10mm以下）、その他30mm以下 脱落するおそれのないもの 				禁止
ボルトカバー ^{*1}	<ul style="list-style-type: none"> 直径が28mm以下であって番号に被覆しないもの 厚さが^{*3}が9mm以下 脱落するおそれのないもの 				
その他	<ul style="list-style-type: none"> 確実に取り付けられていること 折り返されていないこと、表裏・上下が逆さでないこと等、番号の識別に支障が生じないこと 				

※1 角度(上下向き・左右向き)、フレーム、ボルトカバーの基準は、平成33年4月1日以降に初めて登録・検査・使用の届出がある自動車について適用する。(平成33年3月31日までに登録・検査・使用の届出がある自動車については、自動車の運行中番号が判読できるような見やすい角度によること、番号を被覆せず、脱落するおそれなく、自動車の運行中番号が判読できるフレーム又はボルトカバーを取り付けることができる。)

※2 ナンバープレートに取り付けたときの当該ナンバープレートの外縁からフレームの内縁までの長さ

※3 ナンバープレートに取り付けたフレーム・ボルトカバーの当該ナンバープレートの表面から突出している部分の厚さ

ナンバープレートの表示に係る主な新基準の適用について

法・省令・告示施行
H28.4.1

猶予期間
平成33年3月31日までに初めて登録・検査・使用の届出がある自動車に適用

新基準の全面適用
H33.4.1

平成33年4月1日以降に初めて登録・検査・使用の届出がある自動車に適用

【現行】道路運送車両法の規定

(自動車登録番号標等の表示の義務)
第十九条 自動車は、国土交通省令で定めるところにより、…自動車登録番号標及びこれに記載された自動車登録番号を見やすいように表示しなければ、運行の用に供してはならない。

【現行】省令の規定

自動車の運行中番号が判読できるように、見やすい位置に取り付け

【改正】道路運送車両法の規定

(自動車登録番号標等の表示の義務)
第十九条 自動車は、…自動車登録番号標を国土交通省令で定める位置に、かつ、被覆しないことその他当該自動車登録番号標に記載された自動車登録番号の識別に支障が生じないものとして国土交通省令で定める方法により表示しなければ、運行の用に供してはならない。

被覆 禁止

【改正】省令・告示の規定

位置 自動車の運行中番号の識別に支障が生じないように、見やすい位置に表示

角度(上下・左右) 自動車の運行中番号が判読できる見やすい角度

一定の角度 例：上10°～下10°（四輪前面）
左5°～0°（四輪後面）
上40°～下15°（二輪後面）

角度(回転) 禁止

フレーム 番号を被覆せず、自動車の運行中番号の判読ができるもの

一定の幅、厚さ以下のもの
例：左右幅18.5mm以下、厚さ30mm以下

ナンバープレート取付角度等の新基準の運用

平成28年4月1日からのナンバープレート取付角度等の新基準について、即日適用される項目（別紙チラシ表面参照）のうち、当面、①ナンバープレートカバー装着（被覆）及び②ナンバープレート回転取付け（取付角度）（以下「不適切表示」という。）について、以下のとおり運用されたい。なお、不適切表示については、目視により確認することとし、疑義が生じた場合は、必要に応じて管轄の運輸支局等の登録担当へ確認ができることとする。

具体的な確認方法

1. 独立行政法人自動車技術総合機構の検査コース（四日市と京都南を除く。）での継続検査・構造等変更検査時

- ① 自動車検査官等は、不適切表示を確認した場合、自動車検査票の任意の箇所に不適切表示を記載又は不適切表示に○をつけたチラシを自動車検査票に添付する等し、検査担当の職員は、自動車検査証を交付するまでの間に登録担当の職員へ伝達。
- ② 伝達を受けた登録担当の職員は、現車を確認の上、申請者に対して不適切表示を改善しなければ運行の用に供することができない旨をチラシ等により説明。

2. 封印取付受託者の事業場における封印時

封印担当者は、不適切表示を確認した場合、不適切表示に○をつけたチラシを申請者に対して配布する等により、不適切表示を改善しなければ運行の用に供することができない旨を説明。

3. 独立行政法人自動車技術総合機構の検査コース（四日市と京都南に限る。）及び軽自動車検査協会での継続検査・構造等変更検査時

自動車検査官等は、不適切表示を確認した場合、不適切表示に○をつけたチラシを受検者に対して配布する等により、不適切表示を改善しなければ運行の用に供することができない旨を説明。

4. 自動車分解整備事業者の事業場

（1）指定整備時

指定自動車整備事業者の自動車検査員等は、不適切表示を確認した場合、不適切表示に○をつけたチラシを使用者に対して配布する等により、不適切表示を改善しなければ運行の用に供することができない旨を説明。

(2) 自動車分解整備事業者による持ち込み検査時

自動車分解整備事業者の事業場の担当者等は、1. ②又は3.により、不適切表示に係る説明を運輸支局等の登録担当の職員から受けた場合、受け取ったチラシを使用者に対して配布する等により、不適切表示を改善しなければ運行の用に供することができない旨を説明。

(3) 定期点検及び一般整備等時

自動車分解整備事業者の事業場の担当者等は、不適切表示を確認した場合、不適切表示に○をつけたチラシを使用者に対して配布する等により、不適切表示を改善しなければ運行の用に供することができない旨を説明。

(17) 「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の細部取扱いについて」の一部改正について

国自整第430号の2
平成28年3月28日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局整備課長

「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の細部取扱いについて」の一部改正について

今般、標記通達について改正した旨を別添のとおり地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達したので通知します。

本取扱いに関して了知するとともに、遺漏のないよう周知願います。

(別添)

国自整第430号

平成28年3月28日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局整備課長

「「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の細部取扱いについて」の一部改正について

行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の改正に伴い、今般、標記通達について、別紙新旧対照表のとおり改正したので了知されるとともに、遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、関係団体には別添のとおり通知したので申し添える。

「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の細部取扱いについて（国自整第127号 平成18年3月2日）新旧対照表

(下線部分は改正部分)

新	旧
<p>「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の細部取扱いについて</p> <p>本文 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 「1 通則」関係 (1)～(9) (略) (10) 「1 通則」(3)の行政処分審査委員会における審査状況については、年度分を取りまとめ、翌年度4月末日までに自動車局整備課あて報告する。</p> <p>(11) (略)</p> <p>3～6 (略)</p> <p><u>附則</u> (平成28年3月28日国自整第430号) <u>本改正規定は平成28年4月1日から施行する。</u></p>	<p>「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の細部取扱いについて</p> <p>本文 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 「1 通則」関係 (1)～(9) (略) (10) 「1 通則」(3)の行政処分審査委員会における審査状況については、年度分を取りまとめ、翌年度4月末日までに自動車交通局長技術安全部整備課あて報告する。</p> <p>(11) (略)</p> <p>3～6 (略)</p>

新	旧
<p>別添 1 (認証の停止命令の例)</p> <p>〇運技整第〇〇〇〇号</p> <p>自動車分解整備事業の停止命令書</p> <p>代表取締役 □□ □□ 殿</p> <p>貴〇の経営する自動車分解整備事業について、平成〇〇年〇〇月〇〇日に監査を実施したところ道路運送車両法に違反する事実が判明したので、同法第93条の規定に基づき自動車分解整備事業の停止を命ずる。</p> <p>また、このような行為は自動車分解整備事業の業務の適正な運営を阻害することとなることから、再びこのような違反行為を行わないよう事業運営を改善するとともに、貴〇の行った具体的改善措置を平成〇〇年〇〇月〇〇日までに〇〇運輸支局を經由して当局あて文書により報告されたい。</p> <p>なお、改善が図られない場合には、自動車分解整備事業の認証の取り消しを行う等必要な措置を執ることとなるので念のため申し添える。</p> <p>記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 事業場の名称、所在地及び認証番号 〇〇自動車株式会社 〇〇営業所 〇〇県〇〇市〇〇町1-2 認証番号 〇第 〇〇〇号 2. 違反事実 別紙のとおり (別紙 (例) 参照) 3. 停止期間 平成〇〇年〇〇月〇〇日から 平成〇〇年〇〇月〇〇日まで 〇〇日間 <p>平成〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇運輸局長 〇〇 〇〇 印</p> <p>この処分に不服があるときは、行政不服審査法に基づき、この処分があった日から3ヶ月を経過したとき、又は処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。</p> <p>また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法に基づき国を被告 (訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。) として処分の取消しの訴えを提起することができ、又は処分の日から1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。</p>	<p>別添 1 (認証の停止命令の例)</p> <p>〇運技整第〇〇〇〇号</p> <p>自動車分解整備事業の停止命令書</p> <p>代表取締役 □□ □□ 殿</p> <p>貴〇の経営する自動車分解整備事業について、平成〇〇年〇〇月〇〇日に監査を実施したところ道路運送車両法に違反する事実が判明したので、同法第93条の規定に基づき自動車分解整備事業の停止を命ずる。</p> <p>また、このような行為は自動車分解整備事業の業務の適正な運営を阻害することとなることから、再びこのような違反行為を行わないよう事業運営を改善するとともに、貴〇の行った具体的改善措置を平成〇〇年〇〇月〇〇日までに〇〇運輸支局を經由して当局あて文書により報告されたい。</p> <p>なお、改善が図られない場合には、自動車分解整備事業の認証の取り消しを行う等必要な措置を執ることとなるので念のため申し添える。</p> <p>記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 事業場の名称、所在地及び認証番号 〇〇自動車株式会社 〇〇営業所 〇〇県〇〇市〇〇町1-2 認証番号 〇第 〇〇〇号 2. 違反事実 別紙のとおり (別紙 (例) 参照) 3. 停止期間 平成〇〇年〇〇月〇〇日から 平成〇〇年〇〇月〇〇日まで 〇〇日間 <p>平成〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇運輸局長 〇〇 〇〇 印</p> <p>この処分に不服があるときは、行政不服審査法に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に国土交通大臣に対し審査請求をすることができます。</p> <p>また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法に基づきこの処分があったことを知った日の翌日から6ヶ月以内に国を被告 (訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。) として処分取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>なお、処分決定の日から1年を経過した場合には、処分の取消しの訴えを提起することはできません。</p>

新	旧
<p>別添2 (認証の取消の例)</p> <p>○運技整第○○○○○号</p> <p>自動車分解整備事業の認証の取消通知書</p> <p>代表取締役 ○□ □□ 殿</p> <p>貴○の経営する自動車分解整備事業について、平成○○年○○月○○日に監査を実施したところ道路運送車両法に違反する事実が判明したので、同法第93条の規定に基づき自動車分解整備事業の認証を取り消すこととしますので通知する。</p> <p>記</p> <p>1. 事業場の名称、所在地及び認証番号 (1) 名称 ○○○○ 株式会社 ○○○○ (2) 所在地 ○○○○市○○町○○番地 (3) 認証番号 ○第○○○号</p> <p>2. 違反事実 別紙のとおり (別紙 (例) 参照)</p> <p>3. 取り消し日 平成○○年○○月○○日から (一週間後を目処に記入)</p> <p>平成○○年○○月○○日 ○○運輸局長 ○○ ○○ 印</p>	<p>別添2 (認証の取消の例)</p> <p>○運技整第○○○○○号</p> <p>自動車分解整備事業の認証の取消通知書</p> <p>代表取締役 ○□ □□ 殿</p> <p>貴○の経営する自動車分解整備事業について、平成○○年○○月○○日に監査を実施したところ道路運送車両法に違反する事実が判明したので、同法第93条の規定に基づき自動車分解整備事業の認証を取り消すこととしますので通知する。</p> <p>記</p> <p>1. 事業場の名称、所在地及び認証番号 (1) 名称 ○○○○ 株式会社 ○○○○ (2) 所在地 ○○○○市○○町○○番地 (3) 認証番号 ○第○○○号</p> <p>2. 違反事実 別紙のとおり (別紙 (例) 参照)</p> <p>3. 取り消し日 平成○○年○○月○○日から (一週間後を目処に記入)</p> <p>平成○○年○○月○○日 ○○運輸局長 ○○ ○○ 印</p>
<p>この処分に不服があるときは、行政不服審査法に基づき、国土交通大臣に対し審査請求を提出することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月を経過したとき、又は処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。</p> <p>また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法に基づき国を被告 (訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。) として処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日から6ヶ月を経過したとき、又は処分の日から1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。</p>	<p>この処分に不服があるときは、行政不服審査法に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に国土交通大臣に対し審査請求をすることができます。</p> <p>また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法に基づきこの処分があったことを知った日の翌日から6ヶ月以内に国を被告 (訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。) として処分取消しの訴えを提起することができます。なお、処分決定の日から1年を経過した場合には、処分の取消しの訴えを提起することはできません。</p>
<p>別添3 (認証の警告書の例) (略)</p> <p>別添4 (改善命令書の例) (略)</p>	<p>別添3 (認証の警告書の例) (略)</p> <p>別添4 (改善命令書の例) (略)</p>

新

別添5 (保安基準適合証及び保安基準適合標準並びに限定保安基準適合証の交付の停止の例)

○運技整第○○○○号

保安基準適合証、保安基準適合標準及び限定保安基準適合証の交付停止命令書

事業者名 代表取締役 ○□ □□ 殿

貴○の経営する指定自動車整備事業について、平成○○年○○月○○日に監査を実施したところ道路運送車両法に違反する事実が判明したので、同法第94条の8第1項の規定に基づき、保安基準適合証、保安基準適合標準及び限定保安基準適合証の交付の停止を命ずる。

また、このような行為は指定自動車整備事業の健全な発達を阻害することとなることから、再びこのような違反行為を行わないように改善するとともに、貴○の行った具体的改善措置を平成○○年○○月○○日までに○○運輸支局を経由して当局あて文書により報告されたい。

なお、改善が図られない場合には、指定の取り消しを行う等必要な措置を執ることとなるので念のため申し添える。

記

1. 事業場の名称、所在地及び指定番号
 ○○自動車株式会社 ○○営業所
 ○○県○○市○○町1-2
 指定番号 ○第○○○号
2. 違反事実
 別紙のとおり (別紙 (例) 参照)
3. 停止期間
 平成○○年○○月○○日から
 平成○○年○○月○○日まで ○○日間

平成○○年○○月○○日

○○運輸局長 ○○ ○○ 印

この処分に不服があるときは、行政不服審査法に基づき、国土交通大臣に対し審査請求をすることができ、又は処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法に基づき国を被告(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)として処分の取消しの訴えを提起することができ、又は処分があったことを知った日から6ヶ月を経過したとき、又は処分の日から1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。

旧

別添5 (保安基準適合証及び保安基準適合標準並びに限定保安基準適合証の交付の停止の例)

○運技整第○○○○号

保安基準適合証、保安基準適合標準及び限定保安基準適合証の交付停止命令書

事業者名 代表取締役 ○□ □□ 殿

貴○の経営する指定自動車整備事業について、平成○○年○○月○○日に監査を実施したところ道路運送車両法に違反する事実が判明したので、同法第94条の8第1項の規定に基づき、保安基準適合証、保安基準適合標準及び限定保安基準適合証の交付の停止を命ずる。

また、このような行為は指定自動車整備事業の健全な発達を阻害することとなることから、再びこのような違反行為を行わないように改善するとともに、貴○の行った具体的改善措置を平成○○年○○月○○日までに○○運輸支局を経由して当局あて文書により報告されたい。

なお、改善が図られない場合には、指定の取り消しを行う等必要な措置を執ることとなるので念のため申し添える。

記

1. 事業場の名称、所在地及び指定番号
 ○○自動車株式会社 ○○営業所
 ○○県○○市○○町1-2
 指定番号 ○第○○○号
2. 違反事実
 別紙のとおり (別紙 (例) 参照)
3. 停止期間
 平成○○年○○月○○日から
 平成○○年○○月○○日まで ○○日間

平成○○年○○月○○日

○○運輸局長 ○○ ○○ 印

この処分に不服があるときは、行政不服審査法に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に国土交通大臣に対し審査請求をすることができ、又は

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法に基づきこの処分があったことを知った日の翌日から6ヶ月以内に国を被告(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)として処分の取消しの訴えを提起することができ、又は

なお、処分決定の日から1年を経過した場合には、処分の取消しの訴えを提起することはできません。

新	旧
<p>別添6 (指定の取消の例)</p> <p style="text-align: right;">○運技整第○○○○○号</p> <p style="text-align: center;">指定自動車整備事業の指定の取消通知書</p> <p style="text-align: right;">事業者名 殿 代表取締役 □□ □□</p> <p>貴○の経営する指定自動車整備事業について、平成○○年○○月○○日に監査を実施したところ道路運送車両法に違反する事実が判明したので、同法第94条の8第1項の規定に基づき指定自動車整備事業の指定を取り消すこととしたので通知する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 事業場の名称、所在地及び指定番号 ○○自動車株式会社 ○○営業所 ○○県○○市○○町1-2 指定番号 ○第○○○号 2. 違反事実 別紙のとおり (別紙 (例) 参照) 3. 取り消し日 平成○○年○○月○○日 (一週間後を目処に記入) <p style="text-align: right;">平成○○年○○月○○日 ○○運輸局長 ○○ ○○ 印</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>この処分に不服があるときは、行政不服審査法に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に国土交通大臣に対し審査請求をすることができます。</p> <p>また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法に基づきこの処分があったことを知った日の翌日から6ヶ月以内に国を被告（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）として処分取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>なお、処分決定の日から1年を経過した場合には、処分の取消しの訴えを提起することはできません。</p> </div> <p>別添7 (指定の警告書の例) (略)</p> <p>別添8 (是正命令書の例) (略)</p> <p>別添9 (検査員の警告書の例) (略)</p>	<p>別添6 (指定の取消の例)</p> <p style="text-align: right;">○運技整第○○○○○号</p> <p style="text-align: center;">指定自動車整備事業の指定の取消通知書</p> <p style="text-align: right;">事業者名 殿 代表取締役 □□ □□</p> <p>貴○の経営する指定自動車整備事業について、平成○○年○○月○○日に監査を実施したところ道路運送車両法に違反する事実が判明したので、同法第94条の8第1項の規定に基づき指定自動車整備事業の指定を取り消すこととしたので通知する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 事業場の名称、所在地及び指定番号 ○○自動車株式会社 ○○営業所 ○○県○○市○○町1-2 指定番号 ○第○○○号 2. 違反事実 別紙のとおり (別紙 (例) 参照) 3. 取り消し日 平成○○年○○月○○日 (一週間後を目処に記入) <p style="text-align: right;">平成○○年○○月○○日 ○○運輸局長 ○○ ○○ 印</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>この処分に不服があるときは、行政不服審査法に基づき、国土交通大臣に対し審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月を経過したとき、又は処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。</p> <p>また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法に基づき国を被告（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）として処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日から6ヶ月を経過したとき、又は処分の日から1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。</p> </div> <p>別添7 (指定の警告書の例) (略)</p> <p>別添8 (是正命令書の例) (略)</p> <p>別添9 (検査員の警告書の例) (略)</p>

旧	新
<p>別添 1 0 (解任命令書の例)</p> <p>自動車検査員の解任命令書</p> <p>○運技整第 〇〇〇〇号</p> <p>株式会社 〇 〇 〇 殿 代表取締役 〇〇〇〇</p> <p>貴〇の経営する指定自動車整備事業場(指定番号〇指第〇〇〇〇号)に選任している自動車検査員については、下記のとおり道路運送車両法に違反する事実が判明したので、道路運送車両法第94条の4第4項の規定により、自動車検査員の解任を命ずる。 なお、この命令に違反した場合には、指定の取り消しを行うこととなる。 また、記1の者を自動車検査員として選任するには、道路運送車両法第94条の4第5項の規定により解任の日から2年を経過し、かつ、自動車検査員再教育を修了していることが条件となることを申し添える。</p> <p>記</p> <p>1. 解任を命ずる自動車検査員氏名、教習修了番号及び終了年月日並びに生年月日 氏名 〇〇 〇〇 教習修了番号 〇教第〇〇〇〇号 修了年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日 生年月日 昭和〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p>2. 違反事実 別紙のとおり(別紙(例)参照)</p> <p>3. 解任年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p>平成〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p>〇〇運輸局長 〇〇 〇〇 印</p> <p>この処分不服があるときは、行政不服審査法に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に国土交通大臣に対し審査請求をすることができます。</p> <p>また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法に基づきこの処分があったことを知った日の翌日から6ヶ月以内に国を被告(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)として処分取消しの訴えを提起することができます。 なお、処分決定の日から1年を経過した場合には、処分の取消しの訴えを提起することはできません。</p>	<p>別添 1 0 (解任命令書の例)</p> <p>自動車検査員の解任命令書</p> <p>○運技整第 〇〇〇〇号</p> <p>株式会社 〇 〇 〇 殿 代表取締役 〇〇〇〇</p> <p>貴〇の経営する指定自動車整備事業場(指定番号〇指第〇〇〇〇号)に選任している自動車検査員については、下記のとおり道路運送車両法に違反する事実が判明したので、道路運送車両法第94条の4第4項の規定により、自動車検査員の解任を命ずる。 なお、この命令に違反した場合には、指定の取り消しを行うこととなる。 また、記1の者を自動車検査員として選任するには、道路運送車両法第94条の4第5項の規定により解任の日から2年を経過し、かつ、自動車検査員再教育を修了していることが条件となることを申し添える。</p> <p>記</p> <p>1. 解任を命ずる自動車検査員氏名、教習修了番号及び終了年月日並びに生年月日 氏名 〇〇 〇〇 教習修了番号 〇教第〇〇〇〇号 修了年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日 生年月日 昭和〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p>2. 違反事実 別紙のとおり(別紙(例)参照)</p> <p>3. 解任年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p>平成〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p>〇〇運輸局長 〇〇 〇〇 印</p> <p>この処分不服があるときは、行政不服審査法に基づき、国土交通大臣に対し審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月を経過したとき、又は処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。</p> <p>また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法に基づき国を被告(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)として処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日から6ヶ月を経過したとき、又は処分の日から1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。</p>
<p>別添 1 1 (優良認定の警告書の例)</p> <p>(略)</p>	<p>別添 1 1 (優良認定の警告書の例)</p> <p>(略)</p>

新	旧
<p>別添 1 2 (優良認定の取消の例)</p> <p>○運技整第○○○○○号</p> <p>優良自動車整備事業の認定の取消通知書</p> <p>代表取締役 ○□ □□ 殿</p> <p>事 業 者 名</p> <p>貴○の経営する優良自動車整備事業について、平成○○年○○月○○日に監査を実施したところ道路運送車両法に違反する事実が判明したので、同法第94条第4項の規定に基づき優良自動車整備事業の認定を取り消すこととしたので通知する。</p> <p>記</p> <p>1. 事業場の名称、所在地及び認定の種類・番号</p> <p>(1) 名称 ○○○○ 株式会社</p> <p>(2) 所在地 ○○○市○○町○○番地</p> <p>(3) 認定の種類・番号</p> <p>車体整備作業(二種) ○第○○○○○号</p> <p>2. 違反事実</p> <p>別紙のとおり (別紙 (例) 参照)</p> <p>3. 取り消し日</p> <p>平成○○年○○月○○日から(一週間後を目処に記入)</p> <p>平成○○年○○月○○日</p> <p>○運輸局長 ○○ ○○ 印</p> <p>この処分に不服があるときは、行政不服審査法に基づき、国土交通大臣に対し審査請求を することができ、又は処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求 をすることができません。</p> <p>また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法に基づき国を被 告(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)として処分の取消しの訴えを提 起することができます。ただし、この処分があったことを知った日から6ヶ月を経過したと き、又は処分の日から1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできま せん。</p>	<p>別添 1 2 (優良認定の取消の例)</p> <p>○運技整第○○○○○号</p> <p>優良自動車整備事業の認定の取消通知書</p> <p>代表取締役 ○□ □□ 殿</p> <p>事 業 者 名</p> <p>貴○の経営する優良自動車整備事業について、平成○○年○○月○○日に監査を実施したところ道路運送車両法に違反する事実が判明したので、同法第94条第4項の規定に基づき優良自動車整備事業の認定を取り消すこととしたので通知する。</p> <p>記</p> <p>1. 事業場の名称、所在地及び認定の種類・番号</p> <p>(1) 名称 ○○○○ 株式会社</p> <p>(2) 所在地 ○○○市○○町○○番地</p> <p>(3) 認定の種類・番号</p> <p>車体整備作業(二種) ○第○○○○○号</p> <p>2. 違反事実</p> <p>別紙のとおり (別紙 (例) 参照)</p> <p>3. 取り消し日</p> <p>平成○○年○○月○○日から(一週間後を目処に記入)</p> <p>平成○○年○○月○○日</p> <p>○運輸局長 ○○ ○○ 印</p> <p>この処分に不服があるときは、行政不服審査法に基づき、国土交通大臣に対し審査請求を することができ、又は処分があった日の翌日から起算して60日以内に国土交通大臣に対し審査請求をすることができま す。</p> <p>また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法に基づきこの処 分があったことを知った日の翌日から6ヶ月以内に国を被告(訴訟において国を代表する 者は法務大臣となります。)として処分取消しの訴えを提起することができます。 なお、処分決定の日から1年を経過した場合には、処分の取消しの訴えを提起することは できません。</p>

新

別添 1 3 (認証の全事業場の停止命令の例)

〇運技整第〇〇〇〇号

自動車分解整備事業の事業の停止命令書

事業業者名
代表取締役 〇〇 〇〇 殿

貴〇の経営する自動車分解整備事業場について、平成〇〇年〇〇月〇〇日に監査を実施したところ道路運送車両法に違反する事実が判明したので、同法第93条第1項第1号の規定に基づき認証を取り消すとともに、同法第93条第1項第3号の規定に該当することから全事業場の事業停止を命ずる。

なお、このような行為は自動車分解整備事業の適正な運営を阻害することとなることから、再びこのような違反行為を行わないように事業運営を改善するとともに、貴〇の行った具体的改善措置を平成〇〇年〇〇月〇〇日までに〇〇運輸支局を經由して当局あて文書により報告されたい。

記

1. 取消事業場の名称、所在地及び認証番号
 〇〇自動車株式会社 〇〇営業所
 〇〇県〇〇市〇〇町1-2
 認証番号 〇第 〇〇〇号
2. 事業停止命令事業場の名称、所在地及び認証番号
 〇〇自動車株式会社 〇〇営業所
 〇〇県〇〇市〇〇町1-2
 認証番号 〇第 〇〇〇号 (事業場が多い場合はその他事項を作成)
3. 違反事実
 別紙のとおり (別紙 (例) 参照)
4. 停止期間
 平成〇〇年〇〇月〇〇日から
 平成〇〇年〇〇月〇〇日まで 5日間

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇運輸局長 〇〇 〇〇 印

この処分不服があるときは、行政不服審査法に基づき、国土交通大臣に対し審査請求をすることが出来ます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月を経過したとき、又は処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法に基づき国を被告(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)として処分の取消しの訴えを提起することが出来ます。ただし、この処分があったことを知った日から6ヶ月を経過したとき、又は処分の日から1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。

旧

別添 1 3 (認証の全事業場の停止命令の例)

〇運技整第〇〇〇〇号

自動車分解整備事業の事業の停止命令書

事業業者名
代表取締役 〇〇 〇〇 殿

貴〇の経営する自動車分解整備事業場について、平成〇〇年〇〇月〇〇日に監査を実施したところ道路運送車両法に違反する事実が判明したので、同法第93条第1項第1号の規定に基づき認証を取り消すとともに、同法第93条第1項第3号の規定に該当することから全事業場の事業停止を命ずる。

なお、このような行為は自動車分解整備事業の適正な運営を阻害することとなることから、再びこのような違反行為を行わないように事業運営を改善するとともに、貴〇の行った具体的改善措置を平成〇〇年〇〇月〇〇日までに〇〇運輸支局を經由して当局あて文書により報告されたい。

記

1. 取消事業場の名称、所在地及び認証番号
 〇〇自動車株式会社 〇〇営業所
 〇〇県〇〇市〇〇町1-2
 認証番号 〇第 〇〇〇号
2. 事業停止命令事業場の名称、所在地及び認証番号
 〇〇自動車株式会社 〇〇営業所
 〇〇県〇〇市〇〇町1-2
 認証番号 〇第 〇〇〇号 (事業場が多い場合はその他事項を作成)
3. 違反事実
 別紙のとおり (別紙 (例) 参照)
4. 停止期間
 平成〇〇年〇〇月〇〇日から
 平成〇〇年〇〇月〇〇日まで 5日間

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇運輸局長 〇〇 〇〇 印

この処分不服があるときは、行政不服審査法に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に国土交通大臣に対し審査請求をすることが出来ます。

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法に基づきこの処分があったことを知った日の翌日から6ヶ月以内に国を被告(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)として処分取消しの訴えを提起することが出来ます。なお、処分決定の日から1年を経過した場合には、処分の取消しの訴えを提起することはできません。

新

別添1 4 (保安基準適合証及び保安基準適合標準並びに限定保安基準適合証の全事業場の交付の停止の例)
 保安基準適合証及び保安基準適合標準並びに限定保安基準適合証の全事業場の交付停止命令書
 ○運技整第○○○○号

事業者名 殿
 代表取締役 ○□ □□

貴○の経営する指定自動車整備事業場について、平成○○年○○月○○日に監査を実施したところ道路運送車両法に違反する事実が判明したので、同法第94条の8第1項第1号の規定に基づき指定を取り消すとともに、同法第94条第8項第1項第4号の規定に該当することから全事業場の保安基準適合証及び保安基準適合標準並びに限定保安基準適合証の交付の停止を命ずる。

なお、このようない行為は指定自動車整備事業の健全な発達を阻害することとなることから、再びこのようない違反行為を行わないように改善するとともに、貴○の行った具体的改善措置を平成○○年○○月○○日までに○○運輸支局を経由して当局あて文書により報告されたい。

記

1. 取消事業場の名称、所在地及び指定番号
 ○○自動車株式会社 ○○営業所
 ○○県○○市○○町1-2
 指定番号 ○第○○○号
2. 交付停止命令事業場の名称、所在地及び指定番号
 ○○自動車株式会社 ○○営業所
 ○○県○○市○○町1-2
 指定番号 ○第○○○号 (事業場が多い場合はその他事項を作成)
3. 違反事実
 別紙のとおり (別紙 (例) 参照)
4. 停止期間
 平成○○年○○月○○日から
 平成○○年○○月○○日まで 5日間

平成○○年○○月○○日

○○運輸局長 ○○ ○○ 印

この処分不服があるときは、行政不服審査法に基づき、国土交通大臣に対し審査請求をすることができ、又は処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。

また、この処分の取消しを求め訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法に基づき国を被告(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)として処分の取消しの訴えを提起することができ、又は処分があったことを知った日から6ヶ月を経過したとき、又は処分の日から1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。

旧

別添1 4 (保安基準適合証及び保安基準適合標準並びに限定保安基準適合証の全事業場の交付の停止の例)
 保安基準適合証及び保安基準適合標準並びに限定保安基準適合証の全事業場の交付停止命令書
 ○運技整第○○○○号

事業者名 殿
 代表取締役 ○□ □□

貴○の経営する指定自動車整備事業場について、平成○○年○○月○○日に監査を実施したところ道路運送車両法に違反する事実が判明したので、同法第94条の8第1項第1号の規定に基づき指定を取り消すとともに、同法第94条第8項第1項第4号の規定に該当することから全事業場の保安基準適合証及び保安基準適合標準並びに限定保安基準適合証の交付の停止を命ずる。

なお、このようない行為は指定自動車整備事業の健全な発達を阻害することとなることから、再びこのようない違反行為を行わないように改善するとともに、貴○の行った具体的改善措置を平成○○年○○月○○日までに○○運輸支局を経由して当局あて文書により報告されたい。

記

1. 取消事業場の名称、所在地及び指定番号
 ○○自動車株式会社 ○○営業所
 ○○県○○市○○町1-2
 指定番号 ○第○○○号
2. 交付停止命令事業場の名称、所在地及び指定番号
 ○○自動車株式会社 ○○営業所
 ○○県○○市○○町1-2
 指定番号 ○第○○○号 (事業場が多い場合はその他事項を作成)
3. 違反事実
 別紙のとおり (別紙 (例) 参照)
4. 停止期間
 平成○○年○○月○○日から
 平成○○年○○月○○日まで 5日間

平成○○年○○月○○日

○○運輸局長 ○○ ○○ 印

この処分不服があるときは、行政不服審査法に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に国土交通大臣に対し審査請求をすることができ、

また、この処分の取消しを求め訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法に基づきこの処分があったことを知った日の翌日から6ヶ月以内に国を被告(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)として処分の取消しの訴えを提起することができ、又は処分決定の日から1年を経過した場合には、処分の取消しの訴えを提起することはできません。

新	旧
別紙 (略)	別紙 (略)

(18) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第14条の規定による道路運送車両法第41条に基づく技術基準に適合する自動車に係る車体表示に係る交付要領の改正について（依頼）

国自環第266号
環水大自発第1603314号
平成28年3月31日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局環境政策課長

環境省水・大気環境局自動車環境対策課長

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第14条の規定による道路運送車両法第41条に基づく技術基準に適合する自動車に係る車体表示に係る交付要領の改正について（依頼）

自動車の排出ガス低減性能に対する一般消費者の関心と理解を深め、一般消費者の選択を通じ排出ガス低減性能の高い自動車の普及を促進するとともに、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令（平成4年政令第365号）別表第一に定める窒素酸化物対策地域内又は粒子状物質対策地域内において自動車を運行する場合にあっては、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）第14条の規定による道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第41条に基づく技術基準（以下「技術基準」という。）に適合したものを使用することを促進するため、技術基準に適合する自動車に係る車体表示にかかる基準適合表示交付要領について実施しているところですが、今般、別記のとおり当該要領を改訂することとしたので、貴会関係会員に対して周知方お願いいたします。

自動車 NOx・PM 法適合車ステッカー制度の改正について

平成 28 年 3 月

1. 背景

自動車の排出ガス低減性能に対する一般消費者の関心と理解を深め、一般消費者の選択を通じ排出ガス低減性能の高い自動車の普及を促進するとともに、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令（平成 4 年政令第 365 号）別表第一に定める窒素酸化物対策地域内又は粒子状物質対策地域内において自動車を運行する場合にあつては、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 70 号）第 14 条の規定による道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 41 条に基づく技術基準（以下「技術基準」という。）に適合したものを使用することを促進するため、技術基準に適合する自動車に係る車体表示を平成 20 年 1 月より実施しているところである。^{※1}

平成 28 年 10 月より、自動車の排出基準について、新たに平成 28 年規制が導入されることから、当該規制に適合する車両を当該ステッカー制度の対象とする必要がある。

2. 今回の改正概要

平成 28 年規制適合車両に貼付するステッカーの様式を交付要領に追加する。

3. スケジュール

通知（依頼）；平成 28 年 3 月 31 日

改正要領施行日；平成 28 年 10 月 1 日^{※2}

※1 国土交通省では事業用自動車について交付申請を受け付けている（実際には初度登録年月が平成 19 年 12 月以前の一種交付対象自動車以外は申請事案は無い）。自家用自動車については環境省が交付申請を受け付けており、また、初度登録年月が平成 20 年 1 月以降の自動車については自動車製作者等において貼付している。

※2 施行日前に交付されたステッカーであっても、施行後の要領による基準適合表示とみなす。

現行

平成28年3月31日改正案

基準適合表示交付要領

- 1. ～3. 略
- 4. 指定自動車等である新車の一様交付対象自動車に係る基準適合表示の貼付
(文・略)

自動車	基準適合表示
① 型式の識別記号が「L * G」又は「S * G」である自動車	様式第 <u>1</u> の基準適合表示
② 型式の識別記号が「A * G」である自動車	様式第 <u>2</u> の基準適合表示
③ 型式の識別記号が「K R」 、「H Y」、「K S」又は「H Z」である自動車	様式第 <u>3</u> の基準適合表示

- 5. 指定自動車等である新車以外の一様交付対象自動車に係る基準適合表示の交付及び貼付等

(1) 4. 以外の一様交付対象自動車の使用者（当該一様交付対象自動車に係る自動車検査証に記載される使用者をいう。以下同じ。）は、その使用する一様交付対象自動車について基準適合

基準適合表示交付要領

- 1. ～3. 略
- 4. 指定自動車等である新車の一様交付対象自動車に係る基準適合表示の貼付
(文・略)

自動車	基準適合表示
① 型式の識別記号が「2 * G」である自動車	様式第 <u>1</u> の基準適合表示
② 型式の識別記号が「L * G」又は「S * G」である自動車	様式第 <u>2</u> の基準適合表示
③ 型式の識別記号が「A * G」である自動車	様式第 <u>3</u> の基準適合表示
④ 型式の識別記号が「K R」 、「H Y」、「K S」又は「H Z」である自動車	様式第 <u>4</u> の基準適合表示

- 5. 指定自動車等である新車以外の一様交付対象自動車に係る基準適合表示の交付及び貼付等

(1) 4. 以外の一様交付対象自動車の使用者（当該一様交付対象自動車に係る自動車検査証に記載される使用者をいう。以下同じ。）は、その使用する一様交付対象自動車について基準適合表

合表示の交付を受けようとするときは、交付申請書（様式第4）に当該一種交付対象自動車に係る自動車検査証の写しを添えて、次の表の左欄に掲げる自動車ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる交付者（以下「交付者」という。）に申請しなければならない。

（表・略）

（2）（文・略）

要件	基準適合表示
① 型式の識別記号が「A＊G」であること	様式第2の基準適合表示
② ①の要件に該当しない場合であって、備考欄に「使用車種規制（NOx・PM）適合」と記載されていること	様式第3の基準適合表示

（3）、（4）（略）

6. 二種交付対象自動車に係る基準適合表示の交付及び貼付等

（1）二種交付対象自動車の使用者は、その使用する二種交付対象自動車について基準適合表示の交付を受けようとするときは、交付申請書（様式第4）に当該二種交付対象自動車に係る自動車検査証の写しを添えて、5（1）の表の左欄に掲げる自動車ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる交付者に申請しなければならない。

示の交付を受けようとするときは、交付申請書（様式第5）に当該一種交付対象自動車に係る自動車検査証の写しを添えて、次の表の左欄に掲げる自動車ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる交付者（以下「交付者」という。）に申請しなければならない。

（表・略）

（2）（文・略）

要件	基準適合表示
① 型式の識別記号が「A＊G」であること	様式第3の基準適合表示
② ①の要件に該当しない場合であって、備考欄に「使用車種規制（NOx・PM）適合」と記載されていること	様式第4の基準適合表示

（3）、（4）（略）

6. 二種交付対象自動車に係る基準適合表示の交付及び貼付等

（1）二種交付対象自動車の使用者は、その使用する二種交付対象自動車について基準適合表示の交付を受けようとするときは、交付申請書（様式第5）に当該二種交付対象自動車に係る自動車検査証の写しを添えて、5（1）の表の左欄に掲げる自動車ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる交付者に申請しなければならない。

(2) (略)	(2) (略)																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="327 1547 518 1995">要件</th> <th data-bbox="327 1153 518 1547">基準適合表示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="518 1547 667 1995">① 型式の識別記号が、「L*E」 、「S*E」、「L*F」又 は「S*F」であること</td> <td data-bbox="518 1153 667 1547">様式第<u>1</u>の基準適合表示</td> </tr> <tr> <td data-bbox="667 1547 815 1995">② 型式の識別記号が「A*E」 、「A*F」又は「A*G」で あること</td> <td data-bbox="667 1153 815 1547">様式第<u>2</u>の基準適合表示</td> </tr> <tr> <td data-bbox="815 1547 963 1995">③ ①及び②の要件に該当しな い場合であって、備考欄に「使 用車種規制 (NOx・PM) 適 合」と記載されていること</td> <td data-bbox="815 1153 963 1547">様式第<u>3</u>の基準適合表示</td> </tr> <tr> <td data-bbox="963 1547 1008 1995">④ 上記の要件に該当しない場 合であって、国土交通省及び環 境省が認めるもの</td> <td data-bbox="963 1153 1008 1547">様式第<u>3</u>の基準適合表示</td> </tr> </tbody> </table>	要件	基準適合表示	① 型式の識別記号が、「L*E」 、「S*E」、「L*F」又 は「S*F」であること	様式第 <u>1</u> の基準適合表示	② 型式の識別記号が「A*E」 、「A*F」又は「A*G」で あること	様式第 <u>2</u> の基準適合表示	③ ①及び②の要件に該当しな い場合であって、備考欄に「使 用車種規制 (NOx・PM) 適 合」と記載されていること	様式第 <u>3</u> の基準適合表示	④ 上記の要件に該当しない場 合であって、国土交通省及び環 境省が認めるもの	様式第 <u>3</u> の基準適合表示	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="327 665 518 1153">要件</th> <th data-bbox="327 250 518 665">基準適合表示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="518 665 667 1153">① 型式の識別記号が、「L*E」 、「S*E」、「L*F」又 は「S*F」であること</td> <td data-bbox="518 250 667 665">様式第<u>2</u>の基準適合表示</td> </tr> <tr> <td data-bbox="667 665 815 1153">② 型式の識別記号が「A*E」 、「A*F」又は「A*G」で あること</td> <td data-bbox="667 250 815 665">様式第<u>3</u>の基準適合表示</td> </tr> <tr> <td data-bbox="815 665 963 1153">③ ①及び②の要件に該当しな い場合であって、備考欄に「使 用車種規制 (NOx・PM) 適 合」と記載されていること</td> <td data-bbox="815 250 963 665">様式第<u>4</u>の基準適合表示</td> </tr> <tr> <td data-bbox="963 665 1008 1153">④ 上記の要件に該当しない場 合であって、国土交通省及び環 境省が認めるもの</td> <td data-bbox="963 250 1008 665">様式第<u>4</u>の基準適合表示</td> </tr> </tbody> </table>	要件	基準適合表示	① 型式の識別記号が、「L*E」 、「S*E」、「L*F」又 は「S*F」であること	様式第 <u>2</u> の基準適合表示	② 型式の識別記号が「A*E」 、「A*F」又は「A*G」で あること	様式第 <u>3</u> の基準適合表示	③ ①及び②の要件に該当しな い場合であって、備考欄に「使 用車種規制 (NOx・PM) 適 合」と記載されていること	様式第 <u>4</u> の基準適合表示	④ 上記の要件に該当しない場 合であって、国土交通省及び環 境省が認めるもの	様式第 <u>4</u> の基準適合表示
要件	基準適合表示																				
① 型式の識別記号が、「L*E」 、「S*E」、「L*F」又 は「S*F」であること	様式第 <u>1</u> の基準適合表示																				
② 型式の識別記号が「A*E」 、「A*F」又は「A*G」で あること	様式第 <u>2</u> の基準適合表示																				
③ ①及び②の要件に該当しな い場合であって、備考欄に「使 用車種規制 (NOx・PM) 適 合」と記載されていること	様式第 <u>3</u> の基準適合表示																				
④ 上記の要件に該当しない場 合であって、国土交通省及び環 境省が認めるもの	様式第 <u>3</u> の基準適合表示																				
要件	基準適合表示																				
① 型式の識別記号が、「L*E」 、「S*E」、「L*F」又 は「S*F」であること	様式第 <u>2</u> の基準適合表示																				
② 型式の識別記号が「A*E」 、「A*F」又は「A*G」で あること	様式第 <u>3</u> の基準適合表示																				
③ ①及び②の要件に該当しな い場合であって、備考欄に「使 用車種規制 (NOx・PM) 適 合」と記載されていること	様式第 <u>4</u> の基準適合表示																				
④ 上記の要件に該当しない場 合であって、国土交通省及び環 境省が認めるもの	様式第 <u>4</u> の基準適合表示																				
<p>(3) (略)</p> <p>7. (略)</p> <p>8. 基準適合表示の再交付</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 基準適合表示の再交付を受けようとする者は、再交付申請書 (様式第<u>5</u>) に当該一種交付対象自動車又は二種交付対象自</p>	<p>(3) (略)</p> <p>7. (略)</p> <p>8. 基準適合表示の再交付</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 基準適合表示の再交付を受けようとする者は、再交付申請書 (様式第<u>6</u>) に当該一種交付対象自動車又は二種交付対象自動車</p>																				

自動車に係る自動車検査証の写し及び当該車両に係る基準適合表
 示が滅失等したことを証明する資料を添えて、5(1)の表の
 左欄に掲げる自動車ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる交付者
 に申請しなければならない。

(3)～(7) (略)

様式第1



大きさは横幅 90mm 以上、縦幅 48.43mm 以上とし、縦横比を変え
 ないものとする (様式第2～第4において同じ)。

様式第1

様式第2 (略)

様式第3 (略)

様式第2 (略)

様式第3 (略)

様式第4 (略)

<p style="text-align: center;">様式第4</p> <p style="text-align: center;">国土交通省 環境省 印</p> <p style="text-align: center;">氏名又は名称 住所 代表者氏名</p> <p style="text-align: center;">基準適合表示交付申請書</p> <p>下記により基準適合表示の交付を受けたいので、基準適合表示交付要領 5 (1) の規定により、申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 基準適合表示の交付を受けようとする自動車</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 自動車登録番号又は車両番号 (2) 初度登録年月 (3) 自動車の種別 (4) 用途 (5) 自家用・事業用の別 (6) 車両総重量 (7) 車台番号 (8) 型式 (9) 燃料の種類 <p>2. 添付書類 基準適合表示の交付を受けようとする自動車に係る自動車検査証の写し</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>連絡先 (担当者名) (電話) (FAX) (メールアドレス)</p> <p>送付先 (郵便番号) (住所)</p> </div> <p style="font-size: small; margin-top: 10px;">【注意】 ○基準適合表示の交付を受けようとする自動車の所有者と使用者が異なる場合には、所有者との契約等に基づき事前に自動車へ基準適合表示を貼付することについて所有者の了解を得るなど、適切に対応してください。万一、自動車へ基準適合表示を貼付したことにより、所有者との間に紛争が生じたとしても、国土交通省及び環境省は責任を負いません。 ○送付先住所の欄には、文書等が確実に到達する住所を記入してください。また、送付先・連絡先を変更した際は、速やかに国土交通省自動車安全部環境課又は環境省水・大気環境局自動車環境対策課に連絡してください。 ○基準適合表示交付要領 7 (5) の規定により、申請を行った場合、国土交通省及び環境省により基準適合表示が貼付された自動車の車台番号及び基準適合表示の状況、当該自動車に係る自動車検査証その他の事項の確認が行われること、並びに、当該確認の結果、交付を受けた基準適合表示を上記1の自動車に貼付していないなど、当該基準適合表示を不適切に使用していたことが判明した場合には、当該基準適合表示を交付者に返納することについて、同意したものとみなされます。</p>	<p style="text-align: center;">様式第5</p> <p style="text-align: center;">国土交通省 環境省 印</p> <p style="text-align: center;">氏名又は名称 住所 代表者氏名</p> <p style="text-align: center;">基準適合表示交付申請書</p> <p>下記により基準適合表示の交付を受けたいので、基準適合表示交付要領 5 (1) の規定により、申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 基準適合表示の交付を受けようとする自動車</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 自動車登録番号又は車両番号 (2) 初度登録年月 (3) 自動車の種別 (4) 用途 (5) 自家用・事業用の別 (6) 車両総重量 (7) 車台番号 (8) 型式 (9) 燃料の種類 <p>2. 添付書類 基準適合表示の交付を受けようとする自動車に係る自動車検査証の写し</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>連絡先 (担当者名) (電話) (FAX) (メールアドレス)</p> <p>送付先 (郵便番号) (住所)</p> </div> <p style="font-size: small; margin-top: 10px;">【注意】 ○基準適合表示の交付を受けようとする自動車の所有者と使用者が異なる場合には、所有者との契約等に基づき事前に自動車へ基準適合表示を貼付することについて所有者の了解を得るなど、適切に対応してください。万一、自動車へ基準適合表示を貼付したことにより、所有者との間に紛争が生じたとしても、国土交通省及び環境省は責任を負いません。 ○送付先住所の欄には、文書等が確実に到達する住所を記入してください。また、送付先・連絡先を変更した際は、速やかに国土交通省自動車安全部環境課又は環境省水・大気環境局自動車環境対策課に連絡してください。 ○基準適合表示交付要領 7 (5) の規定により、申請を行った場合、国土交通省及び環境省により基準適合表示が貼付された自動車の車台番号及び基準適合表示の状況、当該自動車に係る自動車検査証その他の事項の確認が行われること、並びに、当該確認の結果、交付を受けた基準適合表示を上記1の自動車に貼付していないなど、当該基準適合表示を不適切に使用していたことが判明した場合には、当該基準適合表示を交付者に返納することについて、同意したものとみなされます。</p>
---	---

<p style="text-align: center;">様式第5</p> <p style="text-align: center;">国土交通省 環境省 殿</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">氏名又は名称 住所 代表者氏名</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p style="text-align: center;">基準適合表示再交付申請書</p> <p>下記により基準適合表示の再交付を受けたいので、基準適合表示交付要領8(2)の規定により、申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 基準適合表示の再交付を受けようとする自動車</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 自動車登録番号又は車両番号 (2) 初度登録年月 (3) 自動車の種別 (4) 用途 (5) 自家用・事業用の別 (6) 車両総重量 (7) 車台番号 (8) 型式 (9) 燃料の種類 <p>2. 添付書類</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 基準適合表示の再交付を受けようとする自動車に係る自動車検査証の写し (2) 基準適合表示の再交付を受けようとする自動車に貼付していた基準適合表示が滅失等 したことが確認できる資料 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>連絡先 (担当者名) (電話) (FAX) (メールアドレス)</p> <p>送付先 (郵便番号) (住所)</p> </div> <p>【注意】</p> <p>○基準適合表示の再交付を受けようとする自動車の所有者と使用者が異なる場合には、所有者との契約等に基づき事前に自動車へ基準適合表示を貼付することについて所有者の了解を得るなど、適切に対応してください。万一、自動車へ基準適合表示を貼付したことにより、所有者との間に紛争が生じたとしても、国土交通省及び環境省は責任を負いかねます。</p> <p>○送付先住所の欄には、文書等が確実に到達する住所を記入してください。また、送付先・連絡先を変更した際は、速やかに国土交通省自動車交通局長技術安全部環境課又は環境省水・大気部総局自動車環境対策課に連絡してください。</p> <p>○基準適合表示交付要領8(7)の規定により、申請を行った場合、国土交通省及び環境省により基準適合表示が貼付された自動車の車台番号及び基準適合表示の状況、当該自動車に係る自動車検査証その他の事項の確認が行われること、並びに、当該確認の結果、交付を受けた基準適合表示を上記1の自動車に貼付していないなど、当該基準適合表示を不適切に使用していたことが判明した場合には、当該基準適合表示を交付者に返却することについて、同意したものとみなされます。</p>	<p style="text-align: center;">様式第6</p> <p style="text-align: center;">国土交通省 環境省 殿</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">氏名又は名称 住所 代表者氏名</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p style="text-align: center;">基準適合表示再交付申請書</p> <p>下記により基準適合表示の再交付を受けたいので、基準適合表示交付要領8(2)の規定により、申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 基準適合表示の再交付を受けようとする自動車</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 自動車登録番号又は車両番号 (2) 初度登録年月 (3) 自動車の種別 (4) 用途 (5) 自家用・事業用の別 (6) 車両総重量 (7) 車台番号 (8) 型式 (9) 燃料の種類 <p>2. 添付書類</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 基準適合表示の再交付を受けようとする自動車に係る自動車検査証の写し (2) 基準適合表示の再交付を受けようとする自動車に貼付していた基準適合表示が滅失等 したことが確認できる資料 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>連絡先 (担当者名) (電話) (FAX) (メールアドレス)</p> <p>送付先 (郵便番号) (住所)</p> </div> <p>【注意】</p> <p>○基準適合表示の再交付を受けようとする自動車の所有者と使用者が異なる場合には、所有者との契約等に基づき事前に自動車へ基準適合表示を貼付することについて所有者の了解を得るなど、適切に対応してください。万一、自動車へ基準適合表示を貼付したことにより、所有者との間に紛争が生じたとしても、国土交通省及び環境省は責任を負いかねます。</p> <p>○送付先住所の欄には、文書等が確実に到達する住所を記入してください。また、送付先・連絡先を変更した際は、速やかに国土交通省自動車環境対策課又は環境省水・大気部総局自動車環境対策課に連絡してください。</p> <p>○基準適合表示交付要領8(7)の規定により、申請を行った場合、国土交通省及び環境省により基準適合表示が貼付された自動車の車台番号及び基準適合表示の状況、当該自動車に係る自動車検査証その他の事項の確認が行われること、並びに、当該確認の結果、交付を受けた基準適合表示を上記1の自動車に貼付していないなど、当該基準適合表示を不適切に使用していたことが判明した場合には、当該基準適合表示を交付者に返却することについて、同意したものとみなされます。</p>
--	---

<p>附 則</p> <p>1.、2. (略)</p> <p>附 則</p> <p>1.、2. (略)</p>	<p>附 則</p> <p>1.、2. (略)</p> <p>附 則</p> <p>1.、2. (略)</p> <p>附 則</p> <p><u>1. 施行期日</u></p> <p>この交付要領は、平成28年10月1日から施行する。</p> <p><u>2. 経過措置</u></p> <p>施行日前に交付された基準適合表示は、施行後の要領による基準適合表示とみなす。</p>
---	---

(19) 車両火災事故防止に向けた確実な点検整備の実施について

国自整第16号の3
国自安第6号の3
平成28年4月22日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会長 殿

国土交通省自動車局

整備課長

安全政策課長

車両火災事故防止に向けた確実な点検整備の実施について

標記について、別添のとおり公益社団法人日本バス協会会長並びに地方運輸局自動車技術安全部長及び内閣府沖縄総合事務局運輸部長あてに通知しましたので、了知願います。

別添

国自整第16号
国自安第6号
平成28年4月22日

公益社団法人日本バス協会会長 殿

国土交通省自動車局

整備課長

安全政策課長

車両火災事故防止に向けた確実な点検整備の実施について

先般、車両火災事故防止について、「事業用自動車の車両火災事故防止に向けた保守管理の徹底について」（平成28年2月19日付国自整第370号、国自安第254号）により通知したところであるが、更なる車両火災事故防止を図ることとして貴会並びに一般社団法人日本自動車工業会及び一般社団法人日本自動車車体工業会の協力の元、今般、別添1のとおり「バス火災事故防止のための点検整備のポイント」を取りまとめたところである。

については、貴会傘下会員に対して、車両の点検整備を行う際に別添1を参考として、車両火災事故防止に努めるよう周知徹底を図られたい。

なお、本件については、別添2のとおり地方運輸局自動車技術安全部長及び内閣府沖縄総合事務局運輸部長に通知したので申し添える。

別添1 「バス火災事故防止のための点検整備のポイント」

別添2 地方運輸局等あて通知文（略）

国自整第16号の2
国自安第6号の2
平成28年4月22日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
内閣府沖縄総合事務局運輸部長 殿

国土交通省自動車局

整備課長

安全政策課長

車両火災事故防止に向けた確実な点検整備の実施について

先般、車両火災事故防止について、「事業用自動車の車両火災事故防止に向けた保守管理の徹底について」（平成28年2月19日付国自整第370号、国自安第254号）により通知したところであるが、更なる車両火災事故防止を図ることとして一般社団法人日本自動車工業会及び一般社団法人日本自動車車体工業会並びに公益社団法人日本バス協会の協力の元、今般、別添1のとおり「バス火災事故防止のための点検整備のポイント」を取りまとめたところである。

については、貴局管内の全ての一般乗合・一般貸切旅客自動車運送事業者に対して、車両の点検整備を行う際に別添1を参考として、車両火災事故防止に努めるよう周知徹底を図らねたい。

なお、本件については、別添2のとおり関係団体に通知したので申し添える。

別添1 「バス火災事故防止のための点検整備のポイント」 (略)

別添2 関係団体あて通知文 (略)



バス火災事故防止のための 点検整備のポイント



国土交通省

一般社団法人 日本自動車工業会

いすゞ自動車(株)/日野自動車(株)/三菱ふそうトラック・バス(株)/UDトラックス(株)

一般社団法人 日本自動車車体工業会 バス部会

公益社団法人 日本バス協会

〔目次〕

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・	1
■バス火災事故の状況・・・・・・・・	2
■バス火災事故の分析・・・・・・・・	2
■点検整備のポイント・・・・・・・・	4
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"><p style="color: red; font-size: small;">バス火災事故を防止するためには、日頃から法定点検項目やメーカー指定項目に基づき、点検整備を確実にすることが必要です。火災防止のために重要な、主な点検整備のポイントを4つの装置別(発生部位別)に分けて示しますので、これらを参考に火災防止に努めるようにしてください。</p></div>	
1. 原動機 (エンジン)	
2. 制動装置 (ブレーキ)	
3. 走行装置 (トランスミッション/デフ/アクスル)	
4. 電気装置 (電気機器類/配線)	
〔具体的事例〕・・・・・・・・・・	6
■運転操作ミスや整備作業ミス などの防止のためのポイント・・・	8
■点検整備の時期など・・・・・・・・	9
■車両火災事故の前兆、予兆・・・・・・・・	10
さいごに・・・・・・・・・・	11

※本書は、事業用・大型バスを対象にして書かれています。

※詳しい点検のしかたや整備のしかたは、各自動車メーカーの「整備のマニュアル」などをご覧ください。

はじめに

平成27年12月の東京都豊島区池袋でのバス火災事故をはじめ、年末年始から同種事故が多発している状況です。

多くの乗客を輸送するバスが、火災を起こしてしまうと、人命に関わる大きな事故となりかねません。

平成28年2月、国土交通省が発表しました平成23年～平成26年に発生したバス火災事故分析結果では、車両の点検整備不十分や整備作業ミスに起因する火災事故が約6割を占めている状況でした。

国土交通省では、バス火災事故を防止し、安全な乗客の輸送が確保できるよう、一般社団法人日本自動車工業会、一般社団法人日本自動車車体工業会及び公益社団法人日本バス協会の協力のもと、「運行前点検」や「定期点検」等を行う上でバス火災事故防止のための重要なポイントを、4つの装置別（火災発生部位別）に分けてとりまとめました。

バス火災事故は、日頃の予兆や異状を見逃さず、丁寧に点検整備を行うことで防げます。

バス事業者には、道路運送車両法による自動車の使用者としての点検整備の義務のほか、道路運送法体系による運送事業者としての点検整備の義務も課せられています。本書も参考とした適切な点検整備の実施により、バス火災事故の防止に努めていただくことを期待します。

平成28年4月

【参考】

○道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)一抄一

(使用者の点検及び整備の義務)

第四十七条 自動車の使用者は、自動車の点検をし、及び必要に応じ整備をすることにより、当該自動車を保安基準に適合するように維持しなければならない。

○旅客自動車運送事業運輸規則(昭和三十一年運輸省令第四十四号)一抄一

(点検整備等)

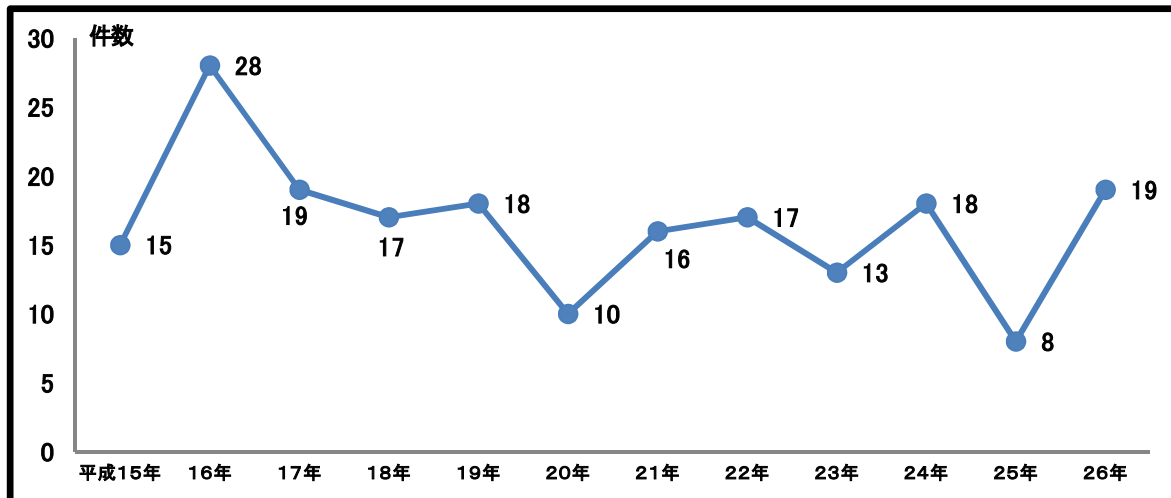
第四十五条 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車につき、点検整備、整備管理者の選任及び検査に関する道路運送車両法の規定に従うほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 事業用自動車の構造及び装置並びに運行する道路の状況、走行距離等の使用の条件を考慮して、定期に行う点検の基準を作成し、これに基づいて点検し、必要な整備をすること。
- 二 前号の点検及び整備をしたときは、道路運送車両法第四十九条の規定に準じて、点検及び整備に関する記録簿に記載し、これを保存すること。

■バス火災事故の状況

●発生件数の推移

平成15年1月～平成26年12月の間で、198件ものバス火災事故が発生。年間平均でも、17件！



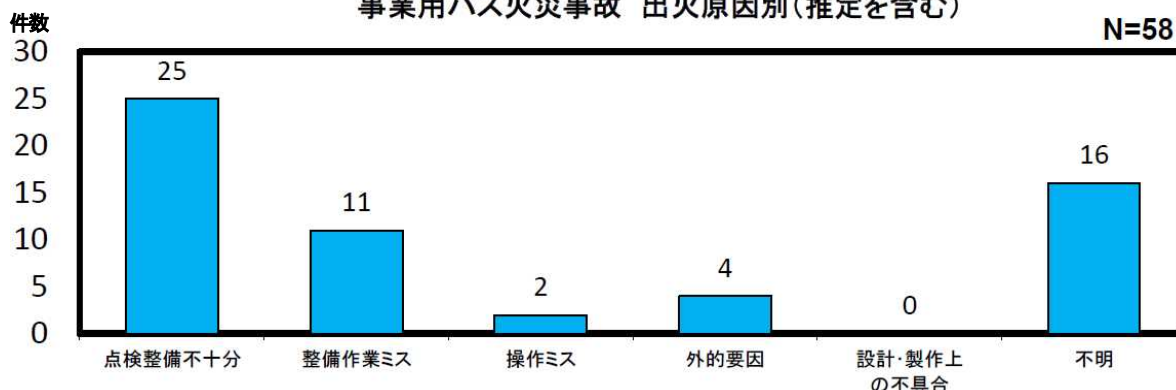
※自動車事故報告規則(省令)に基づき運送事業者から報告のあった、事業用バスの車両火災事故件数

■バス火災事故の分析

●出火原因

原因としては、点検整備が不十分なケースの割合が多く、適切な点検整備で、火災発生は防止できる。

事業用バス火災事故 出火原因別(推定を含む)

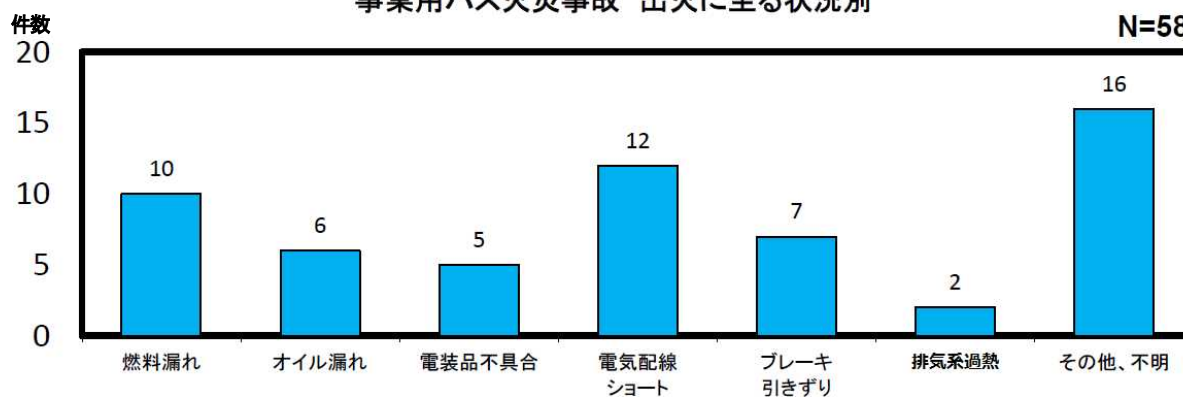


※国土交通省 バス火災事故分析結果(平成23年1月～26年12月間の事故分析)

●出火に至る状況

出火に至る状況では、「電気配線のショート」、「燃料漏れ」が多い。

事業用バス火災事故 出火に至る状況別

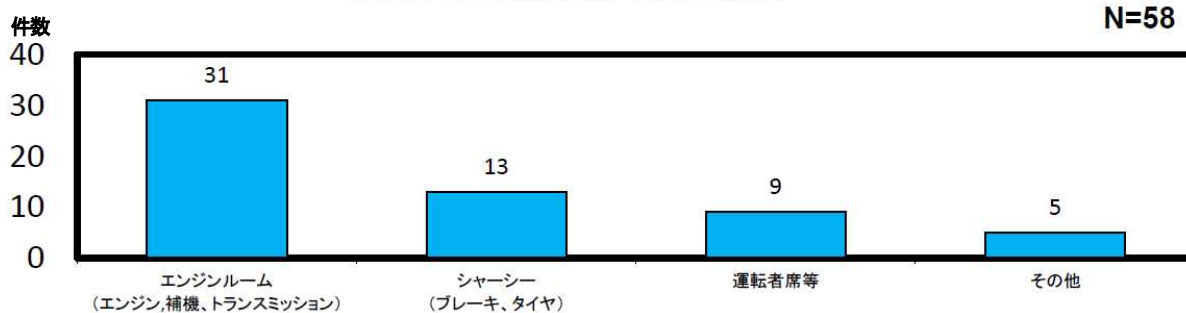


※国土交通省 バス火災事故分析結果(平成23年1月～26年12月間の事故分析)

● 出火箇所

出火箇所では、エンジンルームからの出火が多い。

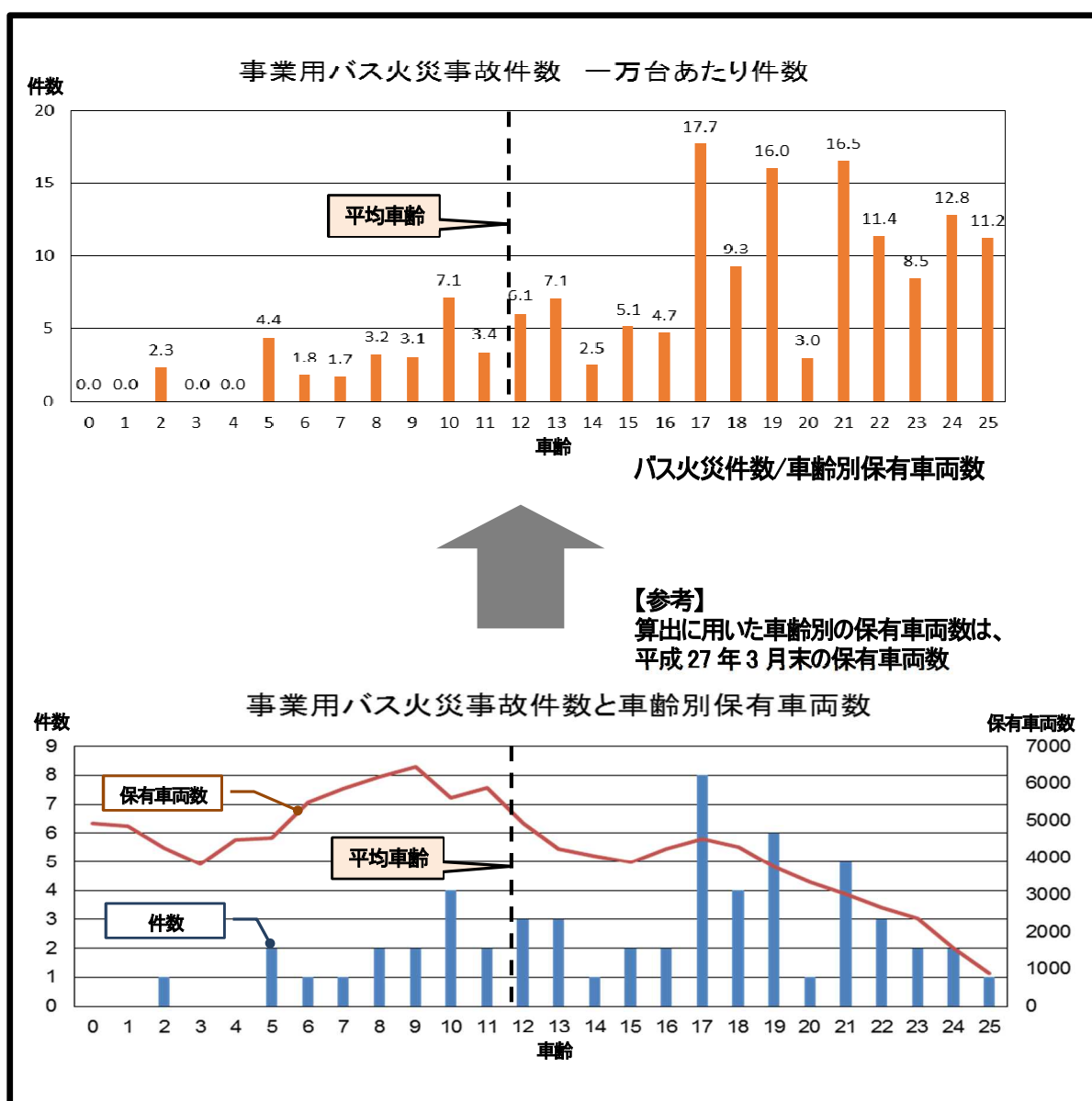
事業用バス火災事故 出火箇所別



※国土交通省 バス火災事故分析結果(平成23年1月～26年12月間の事故分析)

● 車齢別保有台数1万台あたりの事業用バス火災事故件数

車齢が高いバスは、火災の発生件数が多い傾向にある。



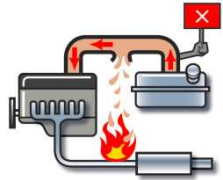
※国土交通省 バス火災事故分析結果(平成23年1月～26年12月間の事故分析)

バス火災事故の防止のため、確実な点検整備の実施が必要！


■点検整備のポイント

1. 原動機(エンジン)

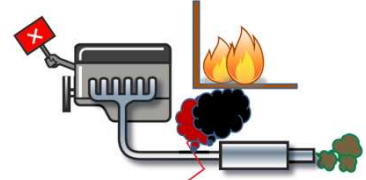
(1) 燃料装置

部位(装置)	点検のポイント(見方/交換目安)	点検しないと・・・(火災発生のメカニズム)
燃料フィルター	・ 取付部やドレーンプラグなどから燃料漏れやにじみはないか。 ※定期的に交換しているか。	・ 部品の劣化や摩耗などから、燃料が漏れ、排気管などの高温部に触れて火災を起こします。 
燃料ホース	・ 接続部からの燃料漏れやにじみはないか。 ・ 亀裂やヒビ割れはないか。 ※定期的に交換しているか。	
燃料パイプ (燃料高圧パイプ)	・ 接続部からの燃料漏れやにじみはないか。 ・ クランプ部の緩みや外れ、クリップ・ゴムの劣化や外れはないか。 ・ パイプに擦れや摩耗の跡はないか。	

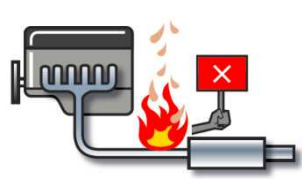
(2) 潤滑装置

部位(装置)	点検のポイント(見方/交換目安)	点検しないと・・・(火災発生のメカニズム)
エンジンオイル	・ ドレーンプラグなどからオイル漏れやにじみはないか、オイルの量は適量か。 ※定期的に交換しているか。	・ 潤滑不良からのエンジン焼き付き、部品の劣化や摩耗などにより、オイルが漏れ、排気管などの高温部に触れて火災を起こします。 
オイルフィルター	・ 取付部やドレーンプラグなどからオイル漏れやにじみはないか。 ※定期的に交換しているか。	
オイルホース	・ 接続部からのオイル漏れやにじみはないか。 ・ 亀裂やヒビ割れはないか。 ※定期的に交換しているか。	
オイルパイプ	・ 接続部からのオイル漏れやにじみはないか。 ・ クランプ部の緩みや外れ、クリップ・ゴムの劣化や外れはないか。 ・ パイプに擦れや摩耗の跡はないか。	

(3) 排気装置

部位(装置)	点検のポイント(見方/交換目安)	点検しないと・・・(火災発生のメカニズム)
エキゾーストマニホールド	・ 接続部からのガス漏れや、漏れ跡はないか。 ・ 取付部や接続部に緩みや外れはないか。	・ 漏れた高温の排気ガスが、ゴム部品や樹脂部品、木材などに触れて発火、火災を起こします。 
排気管、マフラー	・ 接続部からのガス漏れや、漏れ跡はないか。 ・ 亀裂や損傷はないか。 ・ 取付部や接続部に緩みや外れはないか。	
排気ガス後処理装置 (後付け装置も含む)	・ 接続部からのガス漏れや、漏れ跡はないか。 ・ 亀裂や損傷はないか、取付部・接続部に緩み外れはないか。	
各遮熱板	・ 外れ、亀裂や損傷はないか。ガス漏れの跡はないか。	

(4) 冷却装置/その他

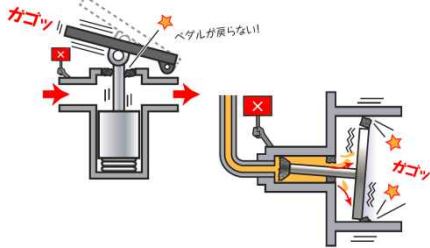
部位(装置)	点検のポイント(見方/交換目安)	点検しないと・・・(火災発生のメカニズム)
冷却水	・ 冷却水タンクなどから水漏れはないか、冷却水の量は適量か。 ※定期的に交換しているか。	・ オーバーヒートからエンジンが焼き付き、漏れたオイルが、排気管などの高温部に触れるなどして、火災を起こします。また、壊れたターボは、エンジンを破損、漏れたオイルで火災を起こします。 
冷却水ホース (ラジエーターホース)	・ 接続部からの水漏れはないか。 ・ 亀裂やヒビ割れはないか。 ※古くなったら交換しているか。	
パワーステアリングホース	・ 接続部からのオイル漏れやにじみはないか。 ・ 亀裂やヒビ割れはないか。 ※定期的に交換しているか。	
ターボチャージャー	・ オイルパイプからのオイル漏れやにじみはないか。 ・ 異常な音はしていないか。(正常に機能しているか)	

【留意点】

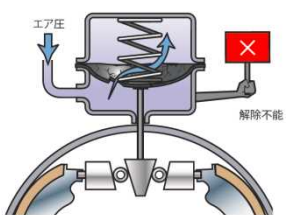
- ◎ 大型観光バスなどでの「サブエンジン方式エアコン」を使用している場合は、「サブエンジン」の点検も忘れてはいけません。
- ◎ エンジンルームなどに長年堆積したホコリなどにも、注意します。(オイルや燃料が漏れた跡はないかを確認して清掃します)

2. 制動装置(ブレーキ)

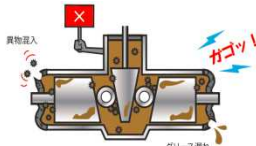
(1) ブレーキ用各種バルブ類(エア/オイル)

部位(装置)	点検のポイント(見方/交換目安)	点検しないと…(火災発生メカニズム)
ブレーキペダル (ブレーキバルブ)	<ul style="list-style-type: none"> ・ エアの排気音は正常か、エア漏れはないか。 ・ ペダルに渋りや引っ掛かりがないか、ペダルの戻りは正常か。 ・ ペダルの下部(ペダルとバルブの連結部)に、泥、砂など異物の付着(堆積)はないか。 ※内部のゴム部品等は、定期的に変換しているか。	・ 各種、バルブ類などの部品が、渋りや引っ掛かりなどを起こし、ブレーキの戻り不良から引きずりを発生、ブレーキが過熱して火災を起こします。 
ブレーキ倍力装置	<ul style="list-style-type: none"> ・ エア漏れ、液漏れはないか。 ・ ブレーキ戻り不良など、機能に異常はないか。 ※内部のゴム部品等は、定期的に変換しているか。	
その他各種バルブ類 (リレーバルブ等)	<ul style="list-style-type: none"> ・ エア漏れ、液漏れはないか。 ・ ブレーキ戻り不良など、機能に異常はないか。 ※内部のゴム部品等は、定期的に変換しているか。	

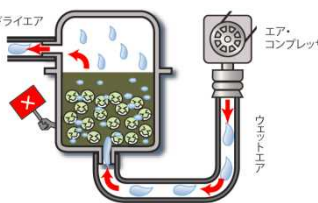
(2) 駐車ブレーキ

部位(装置)	点検のポイント(見方/交換目安)	点検しないと…(火災発生メカニズム)
スプリングチャンバー	<ul style="list-style-type: none"> ・ 戻り不良はないか、内部のスプリングに錆や損傷はないか。 ・ エア漏れはないか。 ※内部のゴム部品等は、定期的に変換しているか。	・ ブレーキの戻り不良からブレーキの引きずりを起こし、ブレーキが過熱して火災を起こします。 
パーキングブレーキレバー (スプリングブレーキバルブ)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 引き代は正常か、走行/駐車 位置に、きちんと保持されるか。 ・ インジケータランプ、警報ブザーは正常に作動するか。 ※内部のゴム部品等は、定期的に変換しているか。	
パーキングブレーキ (センターブレーキ式)	<ul style="list-style-type: none"> ・ ドラムとライニングのすき間は適切か。 ・ ブレーキの戻り不良はないか。 	

(3) 主ブレーキ

部位(装置)	点検のポイント(見方/交換目安)	点検しないと…(火災発生メカニズム)
エキスパンダー ホイールシリンダー	<ul style="list-style-type: none"> ・ エア漏れ、液漏れはないか。 ・ 内部の部品に、摩耗や損傷、亀裂、固着はないか。 ※ゴム部品等は、定期的に変換しているか。	・ ブレーキの戻り不良からブレーキの引きずりを起こし、ブレーキが過熱して火災を起こします。 
主ブレーキ	<ul style="list-style-type: none"> ・ ドラムとライニングのすき間は適切か。 ・ ブレーキの戻り不良はないか。 	

(4) ブレーキフルード/エアライン

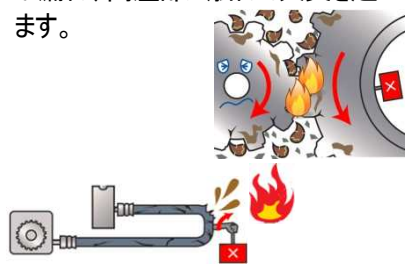
部位(装置)	点検のポイント(見方/交換目安)	点検しないと…(火災発生メカニズム)
エアドライヤー	<ul style="list-style-type: none"> ・ 内部の乾燥剤が(コンプレッサー・オイル等が付着し)劣化していないか。(除湿作用が低下する) ・ 内部の部品に、摩耗や損傷、亀裂、固着はないか。 ※定期的に分解整備を行っているか、乾燥剤を交換しているか。	・ ブレーキ機器内に水分が浸入すると、各ブレーキ機器の腐食、劣化、故障を招き、また、冬季には水分が凍結するなどして、ブレーキの戻り不良から引きずりを発生、ブレーキが過熱して火災を起こします。 
エアタンク	<ul style="list-style-type: none"> ・ タンク内に凝水が溜まっていないか。 ※日常点検で、凝水の水抜きを行っているか。	
ブレーキフルード	<ul style="list-style-type: none"> ・ 液量は規定の範囲にあるか、液漏れやにじみはないか。 ※定期的に交換しているか。	
ブレーキホース (エアホース)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 接続部からのエア漏れ、液漏れ、液漏れのにじみはないか。 ・ 亀裂やヒビ割れはないか。 ※定期的に交換しているか。	

【留意点】

- ◎ その他、各種ブレーキ機器の整備(分解オーバーホールなど)を怠らずに、必ず 定期的に行います。
- ◎ 大型観光バスなどで「スプリングブレーキ」を使用している場合は、「コントロール・バルブ(ノブ)」の解除確認も忘れないでください。
- ◎ ブレーキ戻り不良(引きずり)には、必ず予兆があります。普段より加速感が鈍いなど異状を感じたら直ぐに停車してください。

3. 走行装置(トランスミッション/デフ/アクスル)

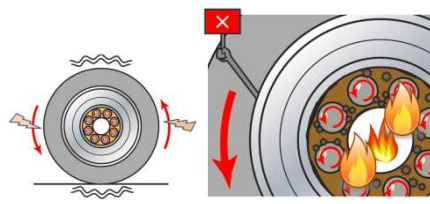
(1)トランスミッション(含むオートマチックトランスミッション)

部位(装置)	点検のポイント(見方/交換目安)	点検しないと・・・(火災発生メカニズム)
トランスミッションオイル	・ドレーンプラグなどからオイル漏れやにじみはないか。 ・オイルの量は適量か。 ※定期的に交換しているか。	・潤滑不良から焼き付きを発生、オイルが漏れ、高温部に触れて火災を起こします。 
オイルフィルター	・取付部やドレーンプラグなどからオイル漏れやにじみはないか。 ※定期的に交換しているか。	
オイルホース(オイルパイプ)	・接続部からのオイル漏れやにじみはないか。 ・亀裂やヒビ割れはないか。パイプに擦れや摩耗の跡はないか。 ・クランプ部の緩みや外れ、クリップ・ゴムの劣化や外れはないか。 ※定期的に交換しているか。	

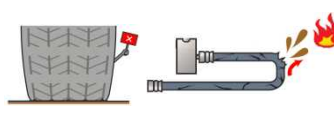
(2)デファレンシャル

部位(装置)	点検のポイント(見方/交換目安)	点検しないと・・・(火災発生メカニズム)
デファレンシャルオイル	・ドレーンプラグなどからオイル漏れやにじみはないか。 ・オイルの量は適量か。 ※定期的に交換しているか。	・潤滑不良から焼き付きを発生、漏れたオイルや、オイルシールなどが発火して火災を起こします。

(3)ホイールハブ

部位(装置)	点検のポイント(見方/交換目安)	点検しないと・・・(火災発生メカニズム)
ハブグリース	・グリースが漏れたり、グリースに水が浸入したりしていないか。 ・グリースの量、入れ方は適切か。 ※定期的に交換しているか。	・ハブベアリングが過熱、漏れたグリースや、ブレーキ液などが発火して、火災を起こします。 
ハブベアリング(ベアリングプレロード)	・ガタはないか、摩耗、損傷、はくり、発錆などの傷みはないか。 ・プレロードは適切か。 ※ハブ脱着の際には、ベアリングプレロードを正しく設定する。	
ハブシール(ハブキャップ)	・シール面に傷などはないか。 ・グリースが漏れたり、ハブ内部に水が浸入したりしていないか。 ※ハブシールなどは、ハブ脱着の際に交換しているか。	

(4)タイヤ

部位(装置)	点検のポイント(見方/交換目安)	点検しないと・・・(火災発生メカニズム)
空気圧	・タイヤの空気圧は規定値にあるか。 (エアゲージを使用して点検します)	・タイヤがバースト、ブレーキ配管を損傷、液漏れを起こすなどして、火災を起こします。 
亀裂・損傷	・タイヤに亀裂や損傷はないか。 ・溝の深さは十分か、異常な摩耗はないか。	

【留意点】

☞ ハブベアリングのプレロードは、きちんと「整備のマニュアル」に記載されている方法で、設定します。


【具体的事例 】

- ▶ デフオイルが不足、もしくは著しく劣化した状態で走行、デファレンシャルギヤーが過熱して、発火。
- ▶ ブレーキ系統でエア漏れ、スプリングブレーキが作動した状態となり、後輪のブレーキ引きずりから発火。
- ▶ 燃料噴射ポンプの高圧パイプの締付け不良、登坂時に燃料が漏れ出し、エンジンの熱で発火、火災に至った。
- ▶ 燃料フィルターのエア抜きプラグが締付け不足から脱落、漏れた燃料が排気管に触れ発火、火災に至った。
- ▶ 長期間未整備のブレーキ機器からエアが漏れ、ブレーキ引きずりから発火、火災に至った。
- ▶ バッテリーの固定不良により、端子がボデーと接触、発熱により発火、火災に至った。
- ▶ ジェネレーター配線の締付け不良、端子が密着していなかったことから発熱、発火。
- ▶ ヒューズボックス内のホコリがハーネスやコネクタに付着、湿気などで腐食、発熱発火。



4. 電気装置(電気機器類/配線)

(1) バッテリー

部位(装置)	点検のポイント(見方/交換目安)	点検しないと・・・(火災発生のメカニズム)
ターミナル	・ 緩みや腐食、外れはないか。	・ 異常発熱や配線のショートにより発火し、火災を起こします。 
バッテリーハーネス	・ 固定の緩みや外れ、干渉はないか。 ・ 被覆のやぶれ、変色・腐食、著しい劣化、ショートの痕などはないか。	

(2) エンジン電装

部位(装置)	点検のポイント(見方/交換目安)	点検しないと・・・(火災発生のメカニズム)
スターター/リレー	・ 端子部に異常発熱の変色など発熱痕やショート痕はないか。 ・ 端子部にホコリ、異物など、汚れはないか。 ※定期的に整備・交換しているか。(特にアイドリングストップ付き車)	・ 機器の異常発熱や配線のショートにより発火し、火災を起こします。 * アイドリングストップ装置付き車では、スターター(リレー)など、整備・交換時期が定められています。
ハーネス	・ 固定の緩みや外れ、干渉はないか。 ・ 接続部(カプラー)に緩みや外れはないか。 ・ 水の浸入やオイルかかりの痕はないか。 ・ 被覆のやぶれ、変色・腐食、著しい劣化、ショートの痕などはないか。 (熱源(排気管など)周辺の配線には、特に注意する)	

(3) 電気機器類

部位(装置)	点検のポイント(見方/交換目安)	点検しないと・・・(火災発生のメカニズム)
各種電気機器(ぎ装)	・ 蛍光灯など室内電装品に異音や異臭、発熱など、使用上で異状を感じたことはないか。 ・ クーラーユニットやヒーターユニットに、異音や異臭、発熱など、使用上で異状を感じたことはないか。	・ 機器の異常発熱や配線のショートにより発火し、火災を起こします。 * 燃焼式ヒーター装着車では、ヒーターの燃料系統や吸・排気系統、電気系などの点検も行います。
ハーネス	・ 固定の緩みや外れ、干渉はないか。 ・ 接続部(カプラー)に緩みや外れはないか。 ・ 被覆のやぶれ、変色・腐食、著しい劣化、ショートの痕などはないか。	

(4) スイッチ・配線類


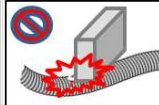

部位(装置)	点検のポイント(見方/交換目安)	点検しないと・・・(火災発生のメカニズム)
ヒューズボックス リレーボックス スイッチパネル 配電盤	・ 固定の緩みや外れはないか。接続部に緩みや外れはないか。 ・ 被覆のやぶれ、変色・腐食、著しい劣化、ショートの痕などはないか。 ・ 異常な発熱、発熱による変色などの痕やショート痕はないか。 ・ ホコリの堆積、水浸入、腐食、異物などはないか。	・ 機器の異常発熱や配線のショートにより発火し、火災を起こします。 ・ 端子部などに堆積したホコリなどの異物に、水分・油分などが浸入して、トラッキング(レアショート)などを起こし、発火に至る場合があります。
ハーネス	・ 固定の緩みや外れ、干渉はないか。 ・ 接続部(カプラー)に緩みや外れはないか。 ・ 被覆のやぶれ、変色・腐食、著しい劣化、ショートの痕などはないか。	

【留意点】

- ◎大型観光バスなどでの「サブエンジン方式エアコン」を使用している場合は、「サブエンジンの電気装置」の点検も忘れないで行います。
- ◎ヒューズが切れたり、作動不良を起こしている電気機器などは、そのままにせず、その原因を確かめ、必要に応じて修理してください。

【ハーネス類の見方】

①「固定の緩み、たるみ、外れ」はないか？
②「擦れ、やぶれ、干渉」はないか？
③「発熱、発錆、劣化」はないか？
④接続部(カプラー)に「ゆるみ、外れ、発錆」はないか？

- 後付け電気機器の取付や配線の修理には、専門的な知識や技術が必要です。安易な取付、修理は危険です！

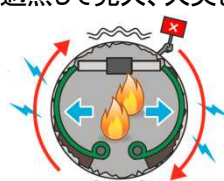
1. 電源の取出し、アース回路の設置(既設のアースブロック使用など)
2. 電線やヒューズの選択(規格電線使用、既設ヒューズに負荷増しないなど)
3. 電線の延長(同一サイズ・色相使用、原則コネクタ結合など)
4. 接続(コネクタ)の選択施工(防水要否、電流値確認など)
5. 配線の施工(固定方法、固定間隔、間隙確保や保護材追加など)

・・・など、専門的な知識や技術に基づく配慮の上での施工(修理)が必要です。
 ※既設のハーネスやヒューズの改造にも、専門的な知識や技術が必要です。また、ハーネスを強く引っ張ったり、電気機器に水をかけたり、強い衝撃を与えたりしないでください。


●車齢が古くなったら(10年程度が目安・・・)、リニューアル(リフレッシュ工事)などの際に、電気配線なども入念に点検を行ってください！

■ 運転操作ミスや整備作業ミスなどの防止のためのポイント

1. 不適切な運転操作など(運転操作ミス)

部位(事象)	ポイント(注意点)	火災発生のメカニズム
パーキングブレーキの戻し忘れ (スプリングブレーキの戻し忘れ)	・戻し忘れによるブレーキの引きずり。(いつもより加減が悪くないか) ・解除されていることを警告灯・消灯で確認。	<ul style="list-style-type: none"> ・ブレーキの戻り不良から引きずりを起こし、ブレーキが過熱して発火、火災を起こします。 
エア圧	・エア圧力が低いまま走行を継続。	
ドライバー席での落下物	・ペン、ライターなどの落下物が、パーキングブレーキレバーや、ブレーキペダルに噛み込む。	
ドライバー席のフロアマット	・マットの端を、ブレーキペダルに噛み込み、ブレーキ引きずりを起こす。(しっかり固定しておく)	
飲み物などの不始末	・コーヒー、ジュースなどの飲み物を、メーターパネル付近、スイッチパネルなどへ、こぼす。	・スイッチやリレーなどに浸入した液体により、接点が錆びて過熱したり、ショートを起こしたりして、発火します。
不適切な清掃(洗車)	・水洗いによる電気機器への水浸入。	<ul style="list-style-type: none"> ・可燃物が、エンジンや排気ガスの熱で、または、排気管などの高温部に触れて、発火、火災を起こします。
エンジンルーム内の可燃物	・エンジンルーム内に可燃物、異物の放置。	
不適切な場所でのDPF再生	・テールパイプ付近に可燃物があるなど、不適切な場所でのDPFの再生。	
各種警告灯の点灯	・点灯・消灯の確認。(異常をそのままにしない)	・異常発生により発火したりします。

2. 不適切な点検整備など(整備作業ミス)

部位(事象)	ポイント(注意点)	火災発生のメカニズム
ウェス、軍手などの置き忘れ	・エンジンルームや排気装置付近へのウェスや軍手(可燃物)の置き忘れ。	<ul style="list-style-type: none"> ・可燃物が、エンジンや排気ガスの熱で、または、排気管などの高温部に触れて、発火、火災を起こします。
スクリュウ、プラグなどの締め忘れ(過締め付け)	・ドレンプラグやエア抜きスクリュウなどの締め忘れ、または締め過ぎによる破損。	<ul style="list-style-type: none"> ・燃料やオイルが漏れ出し、排気管などの高温部に触れて火災を起こします。 
ハーネス、ホースなどの不適切な固定、折り曲げ	・ハーネスやホースが擦れたり、干渉したりして、亀裂・穴あきなどを起こす。	
バッテリー交換時の不適切な作業	・ターミナルの接続不良。	・接続ターミナル、ハーネスの緩みから、ショートを起こし、発火に至ります。
不適切なバルブ(球)交換	・ディスチャージヘッドランプバルブの誤った交換作業。	・接触不良、放電から、発火に至ります。
不適切なブレーキ液交換作業	・不適切な作業によって、ブレーキに残圧が残る。	・ブレーキの戻り不良から引きずりを起こし、ブレーキが過熱して発火に至ります。
ハブベアリングのプレロード不良	・12か月点検時など、ホイールハブ脱着時の不適切な作業によるベアリングプレロードの過大。	・プレロード過大から、ハブベアリングが過熱、漏れたブレーキ液やベアリンググリスから発火に至ります。
グリスやオイルの過多	・給油脂箇所に、適量以上のグリスやオイルを給油脂する。	・あふれた油脂が、排気管などの高温部に触れて発火に至ります。
不適切な後工事作業	・溶接作業や穴あけ作業で、ハーネスやホースを気付かずに傷つける。 ・不適切な配線、配管(ホース)の後付け。	・傷ついたホースから燃料やオイルが漏れ出す、傷ついたハーネスがショートを起こすなどして、発火に至ります。

3. その他

部位(事象)	ポイント(注意点)	備考
消火器	・きちんと所定の場所に格納されているか。 ・有効期限は大丈夫か。使用方法を熟知しているか。	いざというときに機能しないと困ります。
非常口 (ドア・非常コック)	・扉の開閉機能、警報装置の作動は点検しているか。 ・開閉操作(使用方法)を熟知しているか。	
エンジンルーム火災警報装置	・警報機能は大丈夫か。(オプション装備)	
その他	車両火災を起こすまでには、予兆があります。予兆を見逃さずに点検整備を行います。	

【留意点】

● 運行時の異変や、各種警告灯の点灯などにも注意して、異状を見逃さずに点検整備を行います。

■点検整備の時期など

● これまでに示した「点検整備のポイント」に関連する法定点検項目を示します。

点検箇所		点検項目	運行前点検	定期点検
原動機	燃料装置	燃料漏れ		3か月
	潤滑装置	エンジンオイルの量	●(＊)	
		オイル漏れ		3か月
	本体	シリンダーヘッドとマニホールド各部の締付状態		12か月
冷却装置	冷却水の量	●(＊)		
	水漏れ		12か月	
エキゾーストパイプ及びマフラー		取付けの緩み及び損傷		3か月(距離)
発散防止	一酸化炭素等発散防止装置	触媒等排出ガス減少装置の取付けの緩みと損傷		12か月
かじ取り	パワーステアリング装置	オイル漏れ、オイル量		3か月(距離)
		取付けの緩み		12か月
制動	ブレーキペダル	踏みしろ、ブレーキの効き、ブレーキバルブの排気音	●	
		遊び、踏み込んだときの床板とのすき間		3か月
		ブレーキの効き具合		3か月
	駐車ブレーキ	引きしろ(レバーの保持、排気音)	●	3か月
		ブレーキの効き具合		3か月
	センターブレーキ	ドラムとライニングのすき間		3か月
	リザーバタンク	ブレーキ液の量	●	3か月
	ホース及びパイプ	漏れ、損傷及び取付状態		3か月
	ホイールシリンダー、ディスクキャリパー等	機能、摩耗、損傷		12か月
	ブレーキチャンパー	ロッドのストローク		3か月
		機能		12か月
	ブレーキバルブ、リレーバルブ等	機能		12か月
	倍力装置(ブレーキブースター)	機能		12か月
ブレーキドラム、ブレーキシュー	ドラムとライニングのすき間		3か月	
	シューの摺動部分及びライニングの摩耗		3か月(距離)	
動力伝達	トランスミッション	オイル漏れ、オイル量		3か月(距離)
	デファレンシャル	オイル漏れ、オイル量		3か月(距離)
走行	ホイール	タイヤの、空気圧、取付けの状態、亀裂、損傷、異状な摩耗、溝の深さ	●(溝深さ＊)	
		タイヤの状態		3か月(距離)
		フロントホイールベアリングのがた		3か月(距離)
		リヤホイールベアリングのがた		12か月
電気	バッテリー	ターミナル部の接続状態		3か月
	電気配線	接続部の緩み及び損傷		3か月
エアコンプレッサー	エアータンクの凝水	●	3か月	

※日常点検の(＊)は、走行距離や運行時の状態から判断した適切な時期に行えばよいものを示します。また、定期点検の(距離)は、走行距離を併用する距離項目を示します。

● これまでに示した「点検整備のポイント」に関連する「メーカー指定点検」及び「定期交換部品」を示します。

点検箇所		メーカー指定点検	定期交換部品	
原動機	(1)燃料装置	燃料フィルター、燃料ホース	○	
	(2)潤滑装置	エンジンオイル、オイルフィルター、(オイルホース)	○	
	(3)排気装置	排気ガス後処理装置(後付けも含む)	(○)	
		冷却水		○
	(4)冷却装置/その他	冷却水ホース(ラジエーターホース)		(○)
		パワーステアリングホース		○
ターボチャージャー		○		
制動装置	(1)ブレーキ用各種バルブ類	ブレーキペダル(バルブ)、ブレーキ倍力装置、その他各種バルブ類(リレーバルブ等)	○	
	(2)駐車ブレーキ	スプリングチャンパー	○	
		パーキングブレーキレバー	(○)	
	(3)主ブレーキ	エキステンダー(ホイールシリンダー)	○	
(4)ブレーキフルード/エアライン	エアードライヤー、ブレーキフルード、ブレーキホース(エアホース)	○		
走行装置	(1)トランスミッション	トランスミッションオイル	○	
		オイルフィルター、オイルホース	(○)	
	(2)デファレンシャル	デファレンシャルオイル	○	
(3)ホイールハブ	ハブグリス	○		

※(○)は、設定がある場合と無い場合があります。また、メーカー指定点検、定期交換部品は、車種や車両によって異なりますので、各自動車メーカーの提供している情報(メンテナンスノート等)を、参照してください。

■車両火災事故の前兆、予兆

●走行時に感じるさまざまな異状の中には、火災の前兆や予兆を示すものがあります。ここでは比較的可能性の高いものを挙げて、その症状や現象、考えられる主な原因(火災につながる代表的な事例)を示します。このような異状を感じたら、できるだけすみやかに停車し、異常の有無を確認してください。なお、確認作業に当たっては、過熱した部品などによって、火傷など負傷する可能性がありますので、十分注意してください。

症状	現象	火災につながる代表的な事例(※)
加速不良	<ul style="list-style-type: none"> ・普段より加速感や力がなくなったと感じる。 ・惰行時にブレーキがかかったように感じる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ブレーキの引きずりによるブレーキ過熱 ・ハブベアリングの過熱
ブレーキの効き不良	<ul style="list-style-type: none"> ・踏み込んだほどには、減速感が得られない。 ・効き不良と同時に異臭がする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ブレーキの引きずりによるブレーキ過熱 ・ハブベアリングの過熱
異常な振動	<ul style="list-style-type: none"> ・ハンドル操作に異常な振動を感じる。 ・急に乗り心地が悪くなったり、ハンドルを取られたりする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・タイヤのパンク、バースト ・ハブベアリングの過熱
異音、異臭	<ul style="list-style-type: none"> ・普段と異なる音が発生する。 ・ゴムや樹脂が焼けたような臭いがたたく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各種機器類の異常発熱 ・各種機器類の過熱による火災
白煙・黒煙	<ul style="list-style-type: none"> ・白煙や黒煙がたちこめる。 ・バックミラーに煙が写る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・オイル漏れ、燃料漏れからの火災 ・エンジン、ハブ、ブレーキ廻りからの火災
電気機器の不作動	<ul style="list-style-type: none"> ・不作動や異常な作動を起こしたり、異音を発したりする。 ・ヒューズが切れたりする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・機器類の故障、ショート、過熱 ・配線、スイッチ、リレーなどのショート、過熱
警告灯の点灯 (警報ブザーの吹鳴)	<ul style="list-style-type: none"> ・走行中は点灯しない警告灯が点灯する。 ・普段鳴らない警報ブザーが、鳴る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ブレーキの引きずり、各種異常の発生 ・エンジンルーム火災警報装置の作動

※その他の故障やトラブルの場合もあります。

メモ

点検整備を入念に行って、車両火災の発生を防ぎましょう！	

さいごに

もしもバス火災事故が発生してしまったら・・・

もしも、バス火災事故が発生してしまった場合には、あわてずに乗客・乗員の安全を最優先に考えて行動するようにしてください。

当たり前のことですが、火災発生時の留意点を以下に示します。

《留意点》

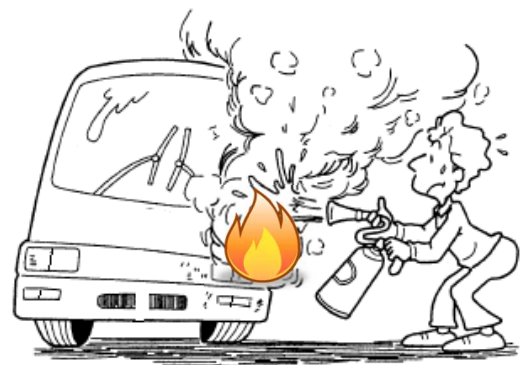
- 異状を感じたら、すみやかに安全な場所に停車し、乗客の避難誘導を行うようにしてください。
(日頃からの避難訓練の実施が望ましい)
 - 車載の消火器で消火が困難な場合には、無理をせず消防・警察等へ連絡するとともに、運行管理者や整備管理者に連絡して、指示をあおぐようにしてください。
- ※公益社団法人日本バス協会が車両火災時の避難誘導などについてとりまとめた「車両火災発生等緊急時における統一对応マニュアル」等も参考にしてください。

(URL: <http://www.bus.or.jp/anzen/pdf/kinkyuman.pdf>)

なお、車両火災事故は、自動車事故報告規則に基づく事故報告の対象となりますので、忘れずに運輸支局等に提出するようにしてください。

提出された事故報告をもとに火災事故を類型化して分析し、再び同様の火災事故を起こさぬように対策を講じることが可能となるためです。

点検整備を入念に行って、車両火災の発生を防ぎましょう！



**(20) 「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」の一部改正
について**

国自整第38号の3
国自環第32号の3
平成28年5月12日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局長

「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達したので通知します。

貴会（組合）におかれましては、本取扱いに関して遺漏のないよう傘下会員（組合員）に対し周知方お願いします。

(別添)

国自整第38号

国自環第32号

平成28年5月12日

各地方運輸局長 殿

沖縄総合事務局長 殿

自動車局長

「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」の一部改正について

「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」（昭和36年11月25日自動車第880号）別添自動車検査業務等実施要領の一部を別紙新旧対照表のとおり改正することとしたので了知されるとともに、遺漏のないよう取り扱われたい。

「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」（昭和36年11月25日自車第880号）の一部を改正する通達 新旧対照表
 昭和36年11月25日付け自車第880号
 改正 平成28年5月12日付け国自環第32号、国自整第38号

新		旧	
自動車検査業務等実施要領		自動車検査業務等実施要領	
目次（略）	記載を要する自動車	記載されるべき趣旨	記載例
第1章 総則（略）	平成10年騒音規制適合自動車及びそれ以降に規制強化がなされた騒音規制適合自動車	騒音規制に適合している旨及び近接排気騒音規制値。ただし、平成28年規制適合車及びそれ以降に規制強化がなされた騒音規制適合車については、騒音規制に適合している旨、自動車型式認証実施要領附則5の1-35に規定される車両のカテゴリ、新車時等の近接排気騒音値、協定規則第41号	平成10年騒音規制車、近接排気騒音規制値99dB 平成28年騒音規制車、騒音カテゴリM1A1A/近接排気騒音値85dB/測定回転数3,750rpm (旧基準適用時測定回転数4,500rpm)
第2章 職権による打刻等（略）			
第3章 自動車の検査（事務関係）	3-1～3-4-19（略）	記載を要する自動車	記載されるべき趣旨
3-1～3-4-19（略）			
3-4-20 備考欄は、次表左欄に掲げる自動車について、同表中央欄の記載事項を同表右欄の記載例により記載するものとする。また、その他検査に必要な事項については必要に応じて記載するものとする。なお、電子情報処理組織により記録できないものにあつては自動車検査記録簿（乙）（第4号様式による。）を作成するものとする。	記載を要する自動車	記載されるべき趣旨	記載例
3-4-20 備考欄は、次表左欄に掲げる自動車について、同表中央欄の記載事項を同表右欄の記載例により記載するものとする。また、その他検査に必要な事項については必要に応じて記載するものとする。なお、電子情報処理組織により記録できないものにあつては自動車検査記録簿（乙）（第4号様式による。）を作成するものとする。			
目次（略）	平成10年騒音規制適合自動車及びそれ以降に規制強化がなされた騒音規制適合自動車	騒音規制に適合している旨及び近接排気騒音規制値	平成10年騒音規制車、近接排気騒音規制値99dB
第1章 総則（略）	平成10年騒音規制適合自動車及びそれ以降に規制強化がなされた騒音規制適合自動車	騒音規制に適合している旨及び近接排気騒音規制値	平成10年騒音規制車、近接排気騒音規制値99dB
第2章 職権による打刻等（略）			
第3章 自動車の検査（事務関係）	3-1～3-4-19（略）	記載を要する自動車	記載されるべき趣旨
3-1～3-4-19（略）			
3-4-20 備考欄は、次表左欄に掲げる自動車について、同表中央欄の記載事項を同表右欄の記載例により記載するものとする。また、その他検査に必要な事項については必要に応じて記載するものとする。なお、電子情報処理組織により記録できないものにあつては自動車検査記録簿（乙）（第4号様式による。）を作成するものとする。	記載を要する自動車	記載されるべき趣旨	記載例
3-4-20 備考欄は、次表左欄に掲げる自動車について、同表中央欄の記載事項を同表右欄の記載例により記載するものとする。また、その他検査に必要な事項については必要に応じて記載するものとする。なお、電子情報処理組織により記録できないものにあつては自動車検査記録簿（乙）（第4号様式による。）を作成するものとする。			

	<p>又は第51号による近接 排気騒音の測定回転数 及び細目告示別添38に よる近接排気騒音の測 定回転数</p>		
<p>21.～39. (略)</p> <p>3-4-21～6-8 (略)</p> <p>附 則 (平成28年5月12日 国自環第32号、国自整第38号) 本改正規定は、平成28年5月12日から適用する。</p> <p>別表第1～別表第2 (略) 第1号様式～第6号様式 (略) 別添1～別添2 (略)</p>		<p>21.～39. (略)</p> <p>3-4-21～6-8 (略)</p> <p>(新規)</p> <p>別表第1～別表2 (略) 第1号様式～第6号様式 (略) 別添1～別添2 (略)</p>	

3. その他

(1) バスの車両火災事故防止の徹底について

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

平成 27 年 12 月 30 日
自動車局安全政策課

バスの車両火災事故防止の徹底について

バスの車両火災事故の防止については、従来から機会あるごとに注意喚起をしているところですが、12月28日、東京都内の路上において、貸切バスが停車中に車内の天井付近から出火する火災事故が発生し、また、翌29日には、長崎県内の駐車場において、貸切バスが停車中にバッテリー付近から出火する火災事故が発生しました。

いずれの事故も、幸い負傷者はなく、火災の原因については現在調査中ですが、年末年始の多客期であることから、本日、別紙のとおり、(公社)日本バス協会に対して、特に車齢の高い車両に対しては、日常点検整備及び定期点検整備を確実に実施するなど、車両火災事故防止の徹底を図り、輸送の安全確保に万全を期するよう指示しましたのでお知らせいたします。

【問い合わせ先】

国土交通省自動車局安全政策課 柴田、櫻井

電 話 03-5253-8111 (内線 41624)

03-5253-8566 (直通)

F A X 03-5253-1636

(別紙)

国自安第228号
平成27年12月30日

公益社団法人日本バス協会会長 殿

国土交通省自動車局
安全政策課長

バスの車両火災事故防止の徹底について

バスの車両火災事故の防止については、従来から機会あるごとに注意喚起をしているところですが、12月28日、東京都内の路上において、貸切バスが停車中に車内の天井付近から出火する火災事故が発生し、また、翌29日には、長崎県内の駐車場において、貸切バスが停車中にバッテリー付近から出火する火災事故が発生しました。

いずれの事故も、幸い負傷者はなく、火災の原因については現在調査中ですが、年末年始の多客期であることから、会員事業者に対して、特に車齢の高い車両に対しては、日常点検整備及び定期点検整備を確実に実施するなど、車両火災事故防止の徹底を図り、輸送の安全確保に万全を期するよう周知徹底をお願いします。

(2) 自動車検査(車検)を受検した自動車の点検整備に関するアンケート調査の実施について

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

平成28年1月22日

自動車局整備課

自動車検査(車検)を受検した自動車の点検整備に関するアンケート調査の実施について

安全で安心、快適に自動車を使用していただくためには、自動車の適切な保守管理が必要です。

自動車検査(車検)では、指定整備工場(指定自動車整備事業者。いわゆる民間車検場)や認証整備工場(自動車分解整備事業者)がユーザーからの依頼を受けて申請するケースと、ユーザー自身やユーザーからの依頼を受けた車検代行業者が申請するケース(いわゆるユーザー車検)があります。

このユーザー車検においては、ユーザー本人が受検するケースはわずかで、そのほとんどが車検代行業者によって行われています。

車検時の定期点検整備においては、ブレーキ等の重要な装置を分解して点検整備することが必要な場合があり、これをユーザーに代わって業として実施することは、道路運送車両法で一定の設備や有資格者(整備士)等を保有し、国が認証した自動車整備工場に限定しています。

この認証を取得していないところでは、ブレーキ等の重要な装置を分解して点検整備することができないため、部分的な点検等を実施するに止めて受検している場合があります。

この場合、ユーザーは必要な点検整備が確実に実施されていないことに気づかず、そのまま放置してしまう可能性があり、その後の自動車の使用において路上故障等が起こるおそれが懸念されます。

このため、本調査では誰がどのような点検整備を実施しているのか、その実態を調査するものです。

1. 対象

昨年10月にユーザー車検(本人受検又は代行受検)の形態で継続検査を受検した自動車のうち、検査窓口に点検整備記録簿を提示して受検した自動車の使用者

2. 時期

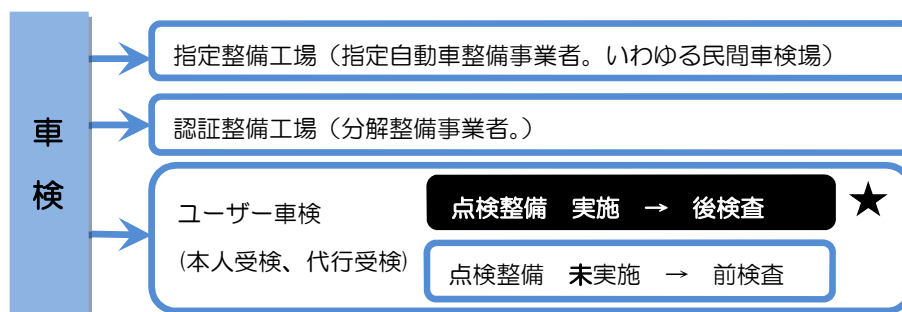
平成28年1月下旬から2月初旬に送付

(参考)アンケート調査の背景

車検では、指定整備工場や認証整備工場がユーザーの依頼を受けて申請するケースと、ユーザー自身やユーザーから依頼を受けた車検代行業者が申請するケースがあります。

また、ユーザー車検には、定期点検整備の実施後に検査を受けるケース(いわゆる「後検査」)と、定期点検整備の実施前に検査を受けるケース(いわゆる「前検査」)の二通りがあります。

前検査については、車検時に点検整備が実施されていないことから、別途、点検整備の実施を促すハガキをユーザー本人に送付しておりますが、後検査については誰がどのように点検整備を実施しているのか、その実態が明らかでないことから、サンプリング調査でその実態を把握するものです。



【問い合わせ先】

自動車局整備課 中村、^{まゑしほ}寿江島

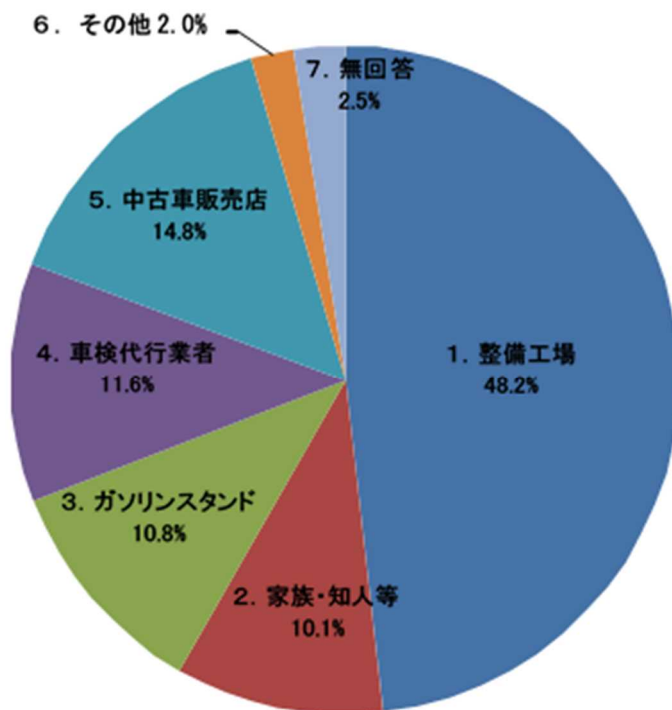
電話 03-5253-8111 (内線 42423)

03-5253-8600 (直通)

FAX 03-5253-1639

【参考】平成26年度のアンケート調査結果の概要

車検の依頼先



- ユーザー車検代行を依頼したユーザーのうち、約半数が整備工場に依頼したと誤認して回答している。
- これらのユーザーは、適切に点検整備が実施されていると認識していると推定されるが、ユーザー車検代行業者は、ブレーキ等の分解整備を行うことができないことから、適切な点検整備が実施されていない可能性や未認証行為が疑われる。
- アンケートでは、国の認証を取得した整備工場でなければ分解整備を行うことができないと説明しているところ、アンケートの回答において、自由記述による以下の意見があった。
 - ◆ アンケート調査をきっかけに点検整備記録簿や受検方法に関心を持った。(2件)
 - ◆ 車検が通ったということは、必要な整備はされているものと理解していた。(1件)
 - ◆ 次回は、認証工場に車検を依頼したい。(10件)
 - ◆ 次回は、ディーラーに車検を依頼したい。(4件)

(3) デファレンシャル・オイルの不足等にご注意下さい！
～ 事業用自動車の火災事故防止に向けて ～

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

平成28年3月4日
自動車局安全政策課
整備課

デファレンシャル・オイルの不足等にご注意下さい！

～ 事業用自動車の火災事故防止に向けて ～

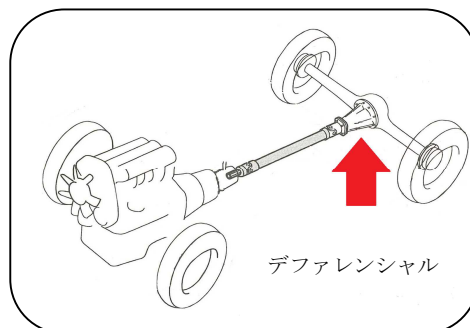
国土交通省は3月4日、昨年末から貸切バスの車両火災事故が複数発生した中で、火災の状況から、差動装置（デファレンシャル※）のオイルが潤滑不良の状態で行き続けたことによるものがあつたことを受け、関係事業者に対し同種事故の未然防止を図るよう呼びかけました。

事業用自動車の車両火災事故の防止については、従来から機会あるごとに注意喚起をしているところですが、昨年末から車両火災事故が複数発生しています。

このうち、岡山県津山市の火災（1月31日）、北海道勇払郡の火災（2月8日）は、いずれも貸切バスが走行中、後軸付近から出火したものであり、その状況から、差動装置（デファレンシャル※）のオイルが不足もしくは著しく劣化したことにより潤滑不良となった状態で走行を続けたことから同装置の内部が過熱し、火災に至つたものと推定されています。

このため本日、別紙のとおり公益社団法人日本バス協会及び公益社団法人全日本トラック協会に対して「デファレンシャル・オイル不良による火災事故防止の徹底について」を通知しましたのでお知らせいたします。

なお、公益社団法人日本バス協会会員以外のバス事業者に対しては、各地方運輸局を通じて、同様の周知を図ることとしています。



※【差動装置（デファレンシャル）】

車両がカーブを走行する際、左右の車輪に回転数の差が生じるが、動力源から両輪に同じ回転力を振り分けて伝えるための装置。

<p>【お問い合わせ先】</p> <p>自動車局安全政策課 高橋、柴田</p> <p>TEL 03-5253-8111 (内線 41602、41623) 直通 03-5253-8566 FAX 03-5253-1636</p>	<p>自動車局整備課 平川、川津</p> <p>TEL 03-5253-8111 (内線 42426、42412) 直通 03-5253-8589 FAX 03-5253-1639</p>
--	--

別 紙

国自安第268号

国自整第393号

平成28年3月4日

公益社団法人日本バス協会会長 殿

公益社団法人全日本トラック協会会長 殿

国土交通省自動車局
安全政策課長

整備課長

デファレンシャル・オイル不良による火災事故防止の徹底について

事業用自動車の車両火災事故の防止については、従来から機会あるごとに注意喚起をしているところであるが、昨年末から2月8日までに、複数の火災事故が発生していることは誠に遺憾である。

このうち、岡山県津山市の火災（1月31日）、北海道勇払郡の火災（2月8日）は、いずれも貸切バスが走行中、後軸付近から出火したものであり、その状況から、差動装置（デファレンシャル）のオイルが不足もしくは著しく劣化したことにより潤滑不良となった状態で走行を続けたことから同装置の内部が過熱し、火災に至ったものと推定されている。

このようなことから、同種の事故を未然に防止するため、貴協会傘下会員に対し、下記事項について徹底を図り、輸送の安全に万全を期されたい。

記

1. デファレンシャル周辺のオイル漏れの有無を点検し、オイル漏れがある場合は所要の整備を実施すること。
2. デファレンシャルのオイルの量を点検し、不足している場合は補給すること。
3. デファレンシャル・オイルは、自動車製作者等が推奨する期間を参考として交換すること。

国自安第268号の2
国自整第393号の2
平成28年3月4日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局
安全政策課長

整備課長

デファレンシャル・オイル不良による火災事故防止の徹底について

標記について、別紙のとおり公益社団法人日本バス協会会長及び公益社団法人全日本トラック協会会長あて通知したので、貴局においても、管内全ての一般乗合・一般貸切旅客自動車運送事業者に対し、周知するとともに、徹底が図られるよう指導されたい。